

岡山における陪審裁判

——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決

ならびに新聞報道を中心に見る陪審裁判——

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

加藤 高・紺谷 浩 司

増田 修・矢野 達 雄

(アイウエオ順)

目次

- 一 はじめに
- 二 岡山における陪審公判一覧表
- 三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判
- 四 陪審説示集・問書集による事件の紹介
①殺人被告事件昭和三年十一月一九日判決

岡山における陪審裁判

- 五 新聞報道に見る陪審公判
 - ②殺人未遂被告事件昭和四年二月二日判決
 - ③放火未遂被告事件昭和四年三月一日判決
 - ⑤放火未遂被告事件昭和四年三月二九日判決
- 1 陪審法の実施に関する新聞報道
 - (1) 陪審法廷について

五一(五一)

九 おわりに

一 はじめに

本資料は、広島控訴院管内の広島、山口、岡山、松江、鳥取、松山の各地方裁判所で行われた、陪審裁判に関する資料を紹介する中の岡山に関するもので、すでに発表した「広島における陪審裁判」、「山口における陪審裁判」に続くものである。

(注1) これまでに発表した陪審裁判に関する資料は、次の通りである。

これらは、国立情報学研究所のウェブ・サイト「論文情報ナビゲータ(CNii)」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸術日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」〔修道法学〕第二九卷第二号・二〇〇七年二月)

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(2)——昭和初期の芸術日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」〔修道法学〕第三〇卷第一号・二〇〇七年九月)

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判——」〔修道法学〕第三二卷第一号・二〇〇

- (2) 陪審法の解説
- (3) 陪審法の実施に当たって
- (4) 陪審法の実施状況

2 陪審公判に関する新聞報道

- ① 殺人被告事件昭和三年一月一九日判決
 - ② 殺人未遂被告事件昭和四年二月二日判決
 - ③ 放火未遂被告事件昭和四年三月一日判決
 - ④ 殺人未遂被告事件昭和四年三月二〇日判決
 - ⑤ 放火未遂被告事件昭和四年三月二九日判決
 - ⑥ 殺人被告事件昭和四年七月一八日判決
 - ⑦ 殺人及殺人未遂被告事件昭和四年九月二八日判決
 - ⑧ 放火未遂被告事件昭和四年一月七日判決
 - ⑨ 殺人未遂被告事件昭和五年七月三日判決
 - ⑩ 殺人未遂被告事件昭和五年七月一八日判決
 - ⑪ 殺人被告事件昭和六年二月一〇日判決
 - ⑫ 放火殺人被告事件昭和七年三月二日判決
 - ⑬ 殺人未遂被告事件昭和九年一月一七日判決
- 上告審判決
- ⑤ 放火未遂上告事件昭和四年六月一三日判決
 - ⑫ 放火殺人上告事件昭和七年六月二〇日判決

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の関歴

○八年九月)

④加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判——」(『修道法学』第三卷第一号・二〇〇九年九月)

(注2) 広島控訴院管内の陪審裁判は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士)が中心となり、同会を構成する次のメンバーが共同して調査・研究を行っている。加藤高(広島修道大学名誉教授(元広島修道大学法学部教授、民法)、紺谷浩司(西南学院大学法学科大学院教授(元広島大学名誉教授、民事訴訟法)、緑大輔(愛知大学法学部准教授(元広島修道大学法学部准教授、刑事法)、矢野達雄(広島修道大学法学部教授(元愛媛大学法学部教授、日本法制史)、居石正和(島根大学法文学部教授(日本法制史)、山崎俊恵(広島修道大学法学部准教授(元大阪経済法科大学准教授、刑事訴訟法))

陪審公判を復元する資料としては、(1)陪審公判始末簿、(2)予審終結決定書、(3)陪審説示集・問書集、(4)刑事判決書、(5)新聞報道などがある。しかし、本資料紹介においては、刑事判決書は、第二次世界大戦末期、岡山市が米軍機によって爆撃された際に被災し焼失したようで、岡山地方検察庁において現在は保存されていない。そのため、わずかに、『天審院刑事判例集』および『法律新聞』に掲載された上告審判決を二例紹介できるように過ぎない。また、陪審公判に付された予審終結決定書は、岡山地方裁判所に残っているのは、高梁支部のものだけであるが、同支部の事件は陪審公判に付された事件はない。

二 岡山における陪審公判一覧表

岡山地方裁判所においては、一三件(①事件乃至⑬事件)の陪審公判が開かれたが、「陪審公判始末簿」ならびに「山陽新報」、「中国民報」によると、その概要は次の通りである。

事件	判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
①	昭和 3・11・19	殺人(嬰児)	殺人(懲役1年6月) 3年間執行猶予	YSコマキ (36)	鹿島鶴之助 鈴木喜市 大井尚俊	小澤八十	家本爲一
②	昭和 4・2・21	殺人未遂	殺人未遂(懲役3年) 懲役3年 未決勾留30日算入	AK義茂 (36)	菅波鶴雄 佐伯顯二 (陪席1名は不明)	長本元男	岡本佐市

岡山における陪審裁判

⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③
5・7・18 昭和	5・7・3 昭和	4・11・7 昭和	4・9・28 昭和	4・7・18 昭和	4・3・29 昭和	4・3・20 昭和	4・3・11 昭和
殺人未遂	殺人未遂	放火未遂	殺人 及殺人未遂	殺人(嬰兒)	放火未遂	殺人未遂	放火未遂
殺人未遂(懲役4年) 未決勾留60日算入	傷害(懲役6月) 罰金30円 殺人未遂(懲役4年) 未決勾留60日算入	放火未遂(懲役3年) 懲役2年6月 未決勾留60日算入	殺人及殺人未遂 (懲役7年) 懲役7年	過失致死(罰金50円) 罰金50円	放火未遂(懲役3年) 懲役1年6月 未決勾留60日算入	傷害(懲役8月) 懲役8月 未決勾留50日算入 3年間執行猶予	放火未遂(懲役5年) 懲役2年 3年間執行猶予
NI末吉 (43)	ST孫一 (48)	KM信七 (43)	YS貫一 (27)	IDキミ (37)	KDま津 (25)	ND 廣 (34)	KB治夫 (40)
鹿島鶴之助 中澤直吉 (陪席1名は不明)	鹿島鶴之助 本田 等 (陪席1名は不明)	鹿島鶴之助 大井尚俊 (陪席1名は不明)	菅波鶴雄 佐伯顯二 (陪席1名は不明)	菅波鶴雄 田上哲二 (陪席1名は不明)	鹿島鶴之助 鈴木喜市 (陪席1名は不明)	鹿島鶴之助 大井尚俊 (陪席1名は不明)	森 榮 佐伯顯二 (陪席1名は不明)
小澤八十	長本元男	長本元男	小澤八十	小澤八十	小澤八十	小澤八十 佐伯 清	小澤八十
團藤安夫	赤堀龜雄	山村利宰平	佐藤三郎 吉田輝彦	香山親雅	平尾賢治	田村常造	波多野隆助 小山美登四 森 眞六

⑬	昭和 9・1・17	殺人未遂	暴力行為等処罰二 関スル法律違反 (懲役1年) 懲役10月 未決勾留150日算入	S M 堅一 (40)	小林右太郎 中澤直吉 (陪席1名は不明)	兒玉庄藏	山村利幸平 小山美登四 岡田豊太郎
⑫	昭和 7・3・12	放火殺人	放火殺人(懲役10年) 懲役5年 未決勾留30日算入	K Y 森太 (55)	高橋淺太郎 中澤直吉 (陪席1名は不明)	兒玉庄藏	山村利幸平
⑪	昭和 6・2・10	殺人	殺人(懲役8年) 懲役8年 未決勾留150日算入	M K 米一 (23)	鹿島鶴之助 中澤直吉 (陪席1名は不明)	小澤八十	栗山精一

(注1) 担当裁判官は、刑事判決書が保存されていれば判明するが、新聞報道では裁判長だけが記事になり、陪席判事は紹介されないことが多いので、陪席裁判官は分からない。しかし、陪審公判始末簿には、事件の主任判事欄があるので、主任の右陪席は判明した。

(注2) ③事件の立会検事は小澤であるが、同人が病気になるたので、論告・求刑は佐伯検事が立会した。

(注3) ⑤⑫⑬事件は上告したが、⑤事件(弁護人森眞六、古味龜)は昭和4年6月13日、⑫事件(弁護人津久井利行、山村利幸平)は昭和7年6月20日、

⑬事件は昭和9年4月16日、それぞれ上告を棄却された。

三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判

岡山地方裁判所における、法定陪審事件の年度別処理状況は、次の通りである。

昭和	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
旧受理	1	3(4)	3	1	5	5(6)	3	2	2	

新受理	5	49 (55)	50 (51)	56 (59)	71 (74)	62 (66)	76 (82)	61 (62)	50	56 (58)
自白		21 (24)	31	40 (43)	41 (42)	37 (41)	33 (37)	26	22	33 (34)
辞退	3	19 (20)	17 (19)	16	24 (26)	25	44 (47)	36 (37)	27	25 (26)
公訴棄却				1	1				1	
陪審公判	1	7	2	1	1		1			

〔注1〕 この表は、岡山地方裁判所が保管する、「陪審公判始末簿」に基づいて作成した。請求陪審は、1件もない。

〔注2〕 岡山地方裁判所には、「陪審公判始末簿」は、昭和一二年まで保存されている。「刑事第一審公判始末簿」は、昭和一〇年までと、昭和一八年が保存されている。これらは、平成二三年五月、岡山地方裁判所においてデジタルカメラで撮影した。

〔注3〕 「新受理」は、その年に受付けた事件数。「旧受理」は、前年受付けたが未済のため、次の年に繰越された事件数である。(○)内は、人数であるが、件数と一致するときは人数は表示していない。

〔注4〕 昭和六年、昭和七年の公訴棄却は、被告人の死亡による。昭和一一年の公訴棄却は、理由不明である。公判始末簿では、嬰兒殺が全期間を通じて44件あるのが目立つ。

四 陪審説示集・問書集による事件の紹介

ここでは、①事件の「公訴事実の梗概」、「問」、「答申」、②事件・③事件の「公訴事実の梗概」、「説示案」、「問」、「答申」、および⑤事件の「公訴事実の梗概」、「説示案」を紹介する。

①殺人被告事件昭和三年一月二十九日判決

「問書集」(『法曹会雑誌』第七卷第一〇号、一九二九年一〇月。その後、

全四九例は伏字無しに、司法省刑事局陪審係編『陪審問書集(第一輯)』、司法省刑事局・一九二九年に収録。以下「問書集」という)に収録された、「公訴事実ノ梗概」、「問」、「答申」は、次の通りである。

1 公訴事実の梗概

被告人ハ夫龜十郎トノ間ニ当十五歳ノ長男ヲ頭二三男ニ女ヲ儲ケ共ニ岡山県上道郡□□村大字□□六□□番地ニ居住シテ小作等ニ依リ生計ヲ立テ来リタルモノナル処昭和二年十一月頃更ニ妊娠ノ身トナリシカ当時其ノ経営ニ係ル梨畑ニ被告人ノ労力ヲ必要

トシ乳児ノ哺育ハ勞力減退トナリ牽テハ益々生活難ニ陥ルヲ慮リ夫龜十郎モ出産ヲ嫌ヒ居リタル折柄昭和三年八月二十三日自宅ニ於テ月満チテ女子ヲ分娩スルヤ夫龜十郎モ尚困却ノ意ヲ漏シタル為メ右嬰児ヲ殺害セント決意シ産褥ニアリシ古着ヲ以テ約十分間該嬰児ノ鼻口ヲ圧迫シ遂ニ窒息死ニ至ラシメ其目的ヲ遂ケタルモノナリ

2 問

主 問

被告人Y S コマキハ昭和三年八月二十三日夕刻岡山県上道郡□□村大字□□六□□□番地ナル其自宅ニ於テ女児ヲ分娩スルヤ直チニ同女ヲ殺害セント決シ其場ニ於テ被告ノ手ヲ以テ同嬰児ノ鼻口ヲ圧迫シ之ヲ窒息死ニ至シタルモノナリヤ

補 問

右被告人ハ右同日同所ニ於テ分娩シタル嬰児ヲ過テ死ニ致シタルモノナリヤ

3 答申

主問、然リ

② 殺人未遂被告事件昭和四年二月二一日判決

1 『陪審説示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）に収録された、「公訴事実の梗概」、「説示案」は、次の通りである。

(1) 公訴事実の概要

岡山における陪審裁判

被告人A K 義茂は都窪郡□□村料理店Y 屋事K B 菊松方に料理人として雇はれ中昭和三年十一月二十四日同店にて外二、三名と飲酒し更にT H 正義を伴ひ同郡□□村飲食店O B 惇一方に行き同店に居合せたるO D 和一をも呼寄せ共に飲食したるか其際被告人はO B 飲食店主より其時の飲食代金四円拾九銭の支払を求められしに持合はせ金なかりしより雇主K B 菊松方に立寄り金銭を持来り支払はんと思ひ其旨を告げて同店を立出てんとしたるにO B 飲食店主は之を承諾せずO D 和一も亦其傍より被告人を侮辱せるより被告人は金銭を持来る目的を以て強て戸外に出てるやO B 飲食店主及O D 和一は被告人を其戸外に捉へ同人に暴行を加へたるを以て被告人はO D 和一の右措置を憤り忽ち同人を殺害して其憤懣を霽さんと決意し急きK B 菊松方に帰り料理場に在りたる肉切庖丁一挺を取上げ菊松妻リヨに「もう是か最後なり」と告げ置きてO B 飲食店に引返し来り戸外よりO D 和一を呼出さんとせしに同人か之に応せざりしか為め直に店内に入り逆手に持ちたる右庖丁を以て上り端の板場に坐し居りたるO D 和一に斬付けしに同人か其顔を左に振りたるか為め同人の右側勁部より頬に走る治療約十五、六日を要する切創を蒙らしめたるに止まり殺害の目的を遂げ得ざりしものなり

(2) 説示案（公判調書写に依る）

裁判長は説示を為す旨を告げ陪審員に対し

本件公訴事実の要領は被告人は昭和三年十一月二十四日岡山県都

窪郡□□村飲食店OB樽一方にて殺意を以てOD和一を肉切庖丁にて斬付けたるに同人か其頭を避けたるか為め頸部より右頬に掛け負傷せしめたるも同人を殺害するに至らざりしとの事実にて被告人は此公訴事実の内同日同飲食店にて被告人か肉切庖丁にてOD和一を斬付け負傷せしめたる事実あるを認めたるも同人を殺害する考にあらず単に立腹の余り同人を斬付け苦しめ遣る考なりしと弁解し尚ほ其際は酒にも酔ひ居り和一の何処を如何に斬付けたるか又和一か其時如何様に為したるやも記憶し居らずと弁解したり

本職は陪審員諸君か此の事件の事実問題を判断せらるゝに先ち此事件に關係する罰則を一応説明し置くを便利と信す

則ち我刑法殺人の章第百九十九条には人を殺したるものは云々の刑に処すと定め又第二百三十三条第百九十九条の未遂罪は之を罰すと定めあるか故に苟くも殺人行爲の実行に手を染めたる以上は仮令他人を死亡せしめざりし場合と雖も殺人未遂罪と云ふ犯罪成立すべく又刑法の傷害の章第二百四条には人の身体を傷害したるものは云々の刑に処すと規定せられ故に此事件の如く殊更肉切庖丁にて他人を斬付け負傷せしめたる場合には殺人未遂罪となるか又傷害の罪と為るか問題と為るべきを以て法律の見方を予め心得置くの必要あり今便宜の爲め此事件に類する事例を採り説明すれば殺人未遂罪とは殺意を以て他人を斬付けたるに唯負傷せしめたるに止まり其人を死亡せしむるには至らざりし場合を云ふ茲に所

謂殺意とは明かに他人を殺す考ある場合は勿論仮令左程の考迄ではなかりしとするも他人を斬付くるに於ては其人は或は死ぬるかも知れぬか扱て死んでも構はぬと云ふ程の考あつて斬付けたる場合にも法律上よりすれば所謂殺意ある場合なり、反之斯かる考なく単に他人の身体に殊更暴力を加へ其結果其人か負傷したる場合には傷害罪たるに過ぎざるなり、故に此の事件か検事主張の公訴事実の通りの事案なりとすれば明かに殺人未遂罪にて被告人弁解の通りなりとせは傷害罪なること自ら明かなるべく陪審員諸君は唯今説明したる法律上の見方殊に殺意とは如何なるものなるかを充分に了解し而して事実の判断を為す必要あり

次に本職は此事件の判断に必要な証拠の關係を説明すへし
先づ被告人は当公廷に於て昭和三年十一月二十四日OB飲食店に於て其時初めて知りたるOD和一を肉切庖丁にて斬付けたるに相違なしと自白したり此自白は勿論此事件の事実を判断するに付ての証拠材料なり而して被告人は此犯行当時立腹し且つ酒に酔ひ居り其時の事情を記憶し居らずと弁解するか故に此弁解の信するに足るか否やは之を別として陪審員諸君はOD和一か斬付けられたる時自分の顔を振り其害を避けんとしたるか否や又其時如何なる傷を負ひたるかを判断するの要あるは勿論被告人か其当時如何程酒に酔ひ居りたるかを判断し置く事は此事件の事実の全体を見る上に於て極めて必要な点なり而して被害者たる証人OD和一は被告人に斬付けられたる時自分の顔を振り其刃物を避けざりしな

らは殺されて居るかも知れぬ自分か夫れを避けたために生命か助かりたりと申述へ其現場に居たと云ふ証人 T H 正義の予審調書には O D は被告人に斬付けらるゝ、や否や其顔を少し左に振りたりと記載しあり又証人 O B 惇一即飲食店主人は O D が彼の時身をかわざなかつたならば一命危かりしと申述へ尚証人 A G 医師は O D 和一を診察せし時同人の右頬部より右頸部に掛け長さ約五寸深さ最も深き所三分乃至五分に至り而して下顎動脈を切断せる創傷あり若しそこに一寸の相違ありしならば頸動脈を切断し為めに一命を失ひ居りしやも知れざりしと証言したり此等の証拠は被害者の負傷の程度と被害当時頭を避けたるか否及此等兩者の關係を判断すへき証拠なりとす、次に被告人の其当時の飲酒量等如何の点に付ては被告人は当法廷に於ては何程の酒を飲み居りたるかを記憶せずと弁解せるか被告人に対する司法警察官の訊問調書には被告人の平素の酒量は七合余なるも其夜は一切にて約一升位は飲み居りたりとの記載あり被告人の主人なる証人 K B 菊松は其夜菊松、N F、T H 及被告とにて約一升許飲み被告人か菊松方を立出つる時には一寸酔ひ居りたりと申述へ又証人 O B 惇一は被告人と外一名と夫れから後に加つた O D 和一との三人にて一合入八本を飲酒したりと証言し証人 O D 和一は同人か加はりて後は三本飲酒せしのみなりと証言せるにより此等の証拠に依り被告人の犯行前の酒量を判断すべく次て証人 O B 飲食店主人は被告人か犯行直前 O B 方を立出つる時烈敷酔ふては居なかつたと云ひ又証人 T H 正義は被

岡山における陪審裁判

告人は可成り酔ひ居りしか気持が良いなあと思ふ位に酔ひ居りたりと証言せるを以て此等は又被告人か犯行前如何程酒に酔ひ居りしかを見る事の証拠材料なりとす

次に本件事案を判断する上に於て最も重要な事実問題は即ち被告人か所謂殺意を以て O D 和一を斬付けたるか否やの点なり然るに殺意ありしか否やの如きは被告人の其当時の心裡状態を判断せんとする筋合なれば仲々容易の業にあらず唯其當時に於ける各般の事情を判断し之に因り殺意の有無を推断するの外なきものとす即ち被告人と被害者とし従来關係被害者を斬付けるに至りたる原因如何、其原因は被告人に對し如何なる力を有し如何に精神上に影響したるか、又此原因事実と犯行の時及場所との關係如何、犯行當時の被告人の動作及其後の行動如何、又犯罪の用器之れありたる場所、負傷の部位、程度如何は勿論被告人か此犯罪に關し如何なる言葉を發し又如何なる説明を為したるかの事柄を追一考究する必要あるは勿論なりとす本件の公判廷に於ける事実及証拠上の取調か此等の点に及びたること並に立会検事及弁護人か此等の点に關し夫々其立場に應し其意見を披瀝したることは陪審員諸君の本日親しく見聞せられたる所にして本職は之より此等の点に關する証拠關係を説明すへきに依り諸君は本日公判の冒頭に於ける論告の精神に従ひ之を取捨選択し適當に判断せられんことを望む次第なり

被告人は当公判廷に於て従来被害者 O D 和一とは更に關係なく犯

五九（五九）

行当夜初めて知り得たる人物なりと申述へ、証人OB悼一は犯行当夜被告人は外一名と共に証人方に来りて飲酒し後之にOD和一も加はりしか証人より其酒肴代四円余の支払を求めたるに金はない勝手にせよと云ひ、其場に居りたるOD和一も被告人に対し俺の飲んだ丈は支払ふ故君の飲んだ丈は君支払へと云ひしに、被告人は勝手にせよと云捨て、飛出したより証人はODと二名にて被告人を引張り室内に連戻したりと証言し証人OD和一は被告人に対し飲代を勘定して帰つて貰ひたい俺もよはして心持が悪いと云ひしに被告人は金はない勝手にせよと云ひ室外に飛出したるを以てOBと二人にて被告人の腕を捉へ室内に連れ込みたりと証言せり反之証人TH正義の予審調書には被告人はOB方にて飲代を請求せられた時所持金はなくKB菊松方に取りに帰ると云ひたる処相手は直に勘定して貰ひたいと迫り又其処に居りたるODは被告人に対し仲仕くゝとゑらそうに云ひ酒を飲ませながら勘定もせず俺に払はず様な事をする者は直に勘定して行き呉れと云ひたるか為め被告人は其時KB方に行き金を持ち来ると云ひ羽織や着物を預け置くと申出でたるにも拘らずOD和一か夫れを承知せざりし為め被告人は其時自分の羽織を脱ぎ表道路に走り出でたるかOBとODとの二人か追掛け其出口の処にて被告人を殴り殊にOBは被告人の足の方を掴へODは其襟首を揚へ引倒したる様子にて被告人は其時に泣き居りたりとの記載あり

趣旨を証言し猶ほ被告人は之か為め立腹し直にKB方に引返し出刃庖丁を取出しOB方に行きODを斬付けたり其時自分は酒に酔ひ居りよく覚え居らざるか手筈はありたり、そこで自分はODを殺したので生きては居れぬ自殺せんと思ひOB方の表に出でたりとの記載あり而して証人OB悼一は当廷に於て被告人かOB方を立出つる時ODに対し見て居れと云ひつゝ、出て行き約十分間の後再び表に来り「こりや出て来い」と云ひたる旨を証言せり猶ほ此事件の予審検証調書にはOB悼一方とKB菊松方とは約三丁四十間距り居たる旨の記載あり乃ち以上列挙したる各証拠は本件犯行の原因如何、被告人は其原因の為め如何なる刺撃を受けたるや又其原因と犯行との間に於ける時間及場所的の關係等を考究すへき証拠材料なりとす

次に被告人は本件肉切庖丁をはKB方の料理場より犯行直前OB方に持来りたりと自ら供述せるに付之を信用するを足るものとせば犯罪の用器のありたる場所と犯行との關係を知るを足るべく被告人は之を使用して如何に行動し如何様なる結果を見るに至りたるか此等の点に関する証拠材料としては証人OB悼一は被告人はOB飲食店の前に来り「こりや出て来い」と云ひしも誰れも出てざりし為め被告人は左手をブラくゝさせ右手をは懐中せる儘室内に這入り而して上り端火鉢の処に座り居りしOD和一の処に行くや否や右足を其上り端に掛け右手を出し庖丁を逆手に持ち被告人の左脇下より掬上げる様にODに斬付け直に屋外に飛出でたりと

申述へ証人TH正義の予審調書にはOBの証言と同趣旨の記載あり又被害者たる証人OD和一は其時の状況に付き被告人か出刃庖丁の如きものを右の逆手に持ち被告人に左脇下より掬上げる様に斬り掛りたるか為め左に顔を振りしか若し顔を避けなかつたならば首は飛んで居たりと証言したり而して被告人かOD和一を斬付けたる肉切庖丁にて果して人を殺害するに足る種のものなるか否やは証第一号押取の庖丁を親しく実見し判断すべく此肉切庖丁にてOD和一か蒙りたる負傷の部位、程度等に関する証拠は証人AG医師の証言なりとす

仍て本職は陪審員諸君に対し被告人に殺意ありたるか否やを判断すへき材料の一として即ち被告人は此犯行に関し自ら如何なる言葉を發し又如何なる説明を為し来りたるかを判断せらるへき証拠上の關係を説明せんとすOB悼一は被告人の犯行直前の言語動作に付き曩に説明したるか如く証言せるのみならずODを斬付ける刹那には「こりやッ」と云ひたりと申述へ証人KBRヨは被告人かKB方より肉切庖丁を提えOB方に赴かんとするに際り「おっかささんさらばじゃ」と云ひたりと説明し被告人も亦当公廷に於て其時KBRヨに対し左様に云ひ残し立出てたりと自認したり而して被告人はKBRヨに対する右言葉はODを苦しめたる以上は再び帰れぬかも知れぬと思ひたるか為めなりと当公廷に於ては説明せるも本件犯行後四十余日を経たる一月八日の被告人に対する予審第一回訊問調書には被告人は余り腹か立ちたる故ODを殺して

仕舞ふ決心を致し菊松方に庖丁を取りに帰りたるものにてODを殺せば自分も到底生きて居る事は出来ぬと思ひたる故菊松の妻にか最後ですと云ひたる訊なりと説明したる記載あり又被告人は当公廷に於て自分はOD和一を遣付けて遣る考なりしと説明し遣つて遣るとは苦しめて遣ることを云ふなりと弁解し本件犯行の翌日警察官其翌日検事又右第一回予審調の時には其取調に対し何れもOD和一を遣付けて遣る考へにて肉切庖丁を以てODに斬付けたりと説明し遣付けて遣るとは殺す事なりと説明せることは被告の此公判に於て明かに認むる処にして被告人は何故此点に関し彼是相違せる説明せるかの事情として被告人か当初警察官の取調を受けたる時警察官より遣つけると云ふ事は殺すと云ふ事ならんと訊ねられ自分は酒には酔ひ居り別に深き考なく左様でありますと答へ其後の取調に付ても別に申立を変へざりし訳なるか實際は本日申立の通りなりと弁解したり然るに此点に関し証人北村巡查部長は前回被告人を取調べたる際遣付けて遣ると云ふ事の意味は殺す事なりとは被告人自ら進んで説明したるものなりと証言したり

陪審員諸君本職より諸君に対して殊に説明すへき各般の証拠上の關係は之にて終了したり諸君は本職より唯今説明したる諸般の事實關係当廷に顕はれたる一切の証拠を冒頭論告に従ひ適当に取捨判断し而して被告人の殺意の有無其他本件犯罪の事実を付判断し本職より提供すへき問に答へられんことを求むと説明し尋て問書

を作成し其要旨を告げたるに一切の訴訟関係人に於て問の変更申立を為す者なかりしを以て裁判長は問書に署名捺印し之を陪審に交付し且つ陪審法第八十三条乃至第九十二条第一項の規定の事項を諭示し評議答申を為すべき事を命し一時閉廷したり

2 「問書集」に収録された、「公訴事実ノ梗概」、「問」、「答申」は、次の通りである。

(1) 公訴事実ノ梗概

被告人義茂ハ岡山県都窪郡□□村大字□□料理屋業Y屋事KB菊松方へ料理人トシテ雇ハレ居タルモノナルカ昭和三年十一月二十四日同家ニテ飲酒シ友人TH正義ヲ伴ヒテ同郡□□村大字□□飲食店OB惇一方ニ到リ酒肴ヲ命シテ飲酒シ偶々同家ニ来合セタルOD和一ヲ招キテ饗応シタルカOBヨリ酒肴料金四円十九銭ノ支払ヲ請求サルルヤ所持金ナキ為メKB方ニ婦リテ金員ヲ持来リ之カ支払ヲ為スヘキコトヲ懇請シタルモOBハ頑トシテ之ニ応セスODモ亦「勘定ヲシテ行ケ帰ツテ金ヲ取ツテ来ルノヲ待ツテ居レルカ」ト言ヒテ侮辱シ被告人カ強テKB方ニ婦ラントシ戸外ニ出ツルヤOD及OBハ之ヲ追跡シテ暴行ヲ加ヘタルニヨリ被告人ハ痛クODノ措置ヲ憤リ寧口同人ヲ殺害シテ怨恨ヲ霽ラサント決意シ急遽KB方ニ婦リ料理場ニ在リタル肉切庖丁(証第一号)ヲ取りKBノ妻リヨニ対シ「モウはレガ最後ダ」ト袂別ノ辞ヲ述ヘ直チニOB方ニ到リODヲ戸外ニ呼出サントシタルモ同人カ之ニ応セザリシヨリ屋内ニ入り右逆手ニ持チタル肉切庖丁ヲ以テ上

リ端ノ板場ニ莫塵ヲ敷キタル処ノ火鉢ノ傍ニ胡座シ居タルODニ斬付ケタルモ同人カ顔ヲ左ニ振りタル為メ其ノ右側頸部ヨリ頬ニ走ル切創ヲ蒙ラシメ治療日数十五、六日ヲ要セシメタルモ殺害ノ目的ヲ遂ケザリシモノナリ

(2) 問

主 問

被告人AK義茂ハ昭和三年八月二十四日岡山県都窪郡□□村飲食店OB惇一方ニ於テ殺意ヲ以テOD和一ヲ肉切庖丁ニテ斬付ケタルモ和一ニ右側頸部ヨリ頬ニ走ル切創ヲ蒙ラシメタルニ止マリ殺害ノ目的ヲ遂ケ得ザリシモノナリヤ

補 問

被告人AK義茂ハ前同日同所ニ於テOD和一ヲ肉切庖丁ニテ斬付ケ因テ同人ノ右側頸部ヨリ頬ニ走ル切創ヲ負ハシメタルモノナリヤ

(3) 答申

主問、然リ

③放火未遂被告事件昭和四年三月二一日判決

1 『陪審説示集』(司法省刑事局・一九二九年一〇月)に収録された、「公訴事実の梗概」、「説示案」は、次の通りである。

(1) 公訴事実の梗概

被告人KB治夫は約十五ヶ年余訓導を奉し最近□村尋常小学校に

転任して居宅より通勤し居りたる者なるも嘗て同家か代々居村の庄屋を為し殊に先代築十郎か永年村長の職に在りて私財を投し同大字□□に灌漑池の掘設及部落民共有山林の設定を為す等公共事業に尽力し其の功績顕著なるものありて相当名望家なりしか時勢の推移と共に落剥し被告人治夫の代に至りて往時の声望更に無く僅か一小学校教員として貧困の生活を嘗み剩へ父祖の功績か忘恩的部落民等に依りて湮滅せられたるを以て常に家名の再興に腐心し居りたる処昭和元年頃部落民の右共有山林と灌漑池残余の自己名義山林とに付境界争等を始めたるより部落民の反感を買ひ其の大多数か被告人に叛き○I清三郎、○T類一郎等一派か村長に迫つて被告人を□□校より排斥すべく強要したること等ありて被告人対部落民間の情勢は益紛糾し形勢日に不利なるを見て右兩名に対し不平を抱き居る折柄昭和三年十二月十七日夜右係争山林を部落民に焼かる、夢を見たる為め目覚めて犯意偶発し○I清三郎方に放火して鬱憤を霽らし一方部落民一同の反省を促さんとしたるも同家よりせは其の風下に在る自己に同情するT T伊之平居宅等を類焼する虞ありしを以て部落の東南端に位し比較的類焼の惧なき○T類一郎方に放火せんことを決意するを同時に自己の嫌疑を避くる為め四時間後発火する方法を考慮して翌十八日午前五時頃自宅にありたる燐寸蠟燭セルロイド製のビン、櫛、髪飾ビン並に新聞紙(証第一、三、四、五、六号)等を携へ同大字□□百□□番地○T類一郎方に赴き同人等の現在せる居宅をも延焼せしむ

岡山における陪審裁判

るに至るへきことを意識しなから之を接続せる同人所有の瓦葺木造二階建納屋南側軒下全部に積み重ねある乾燥の薪に接して地上に右携帯の蠟燭に点火したるものを立てて其の接続せる周囲に右携帯のセルロイド製品を配置し一旦セルロイド製品に引火したるときは激烈なる火勢により瞬時に周囲の可燃物を燃焼せしむへき装置を為し更に自然消火と他人の発見とを防止すると共に燃焼を援助する為め傍に在りたる豆殻藁並に筵等を用ひて之を掩護し以て放火したりしも其の発火に先ち○T類一郎の妻茂子に発見されて其の目的を遂げざりしものなり

(2) 説示案(公判調書写に依る)

陪審員各位、諸氏の評議を求むるに先ちまして本件に於て問題となつた事実上の関係、之に対する証拠の要領並に法律上の論点に付説明を為し然る後諸氏の評議に付すべき問題を提供することに致します

本件の公訴事実即検事の訴へらるゝところは被告人K B治夫は昭和三年十二月十八日午前五時頃岡山県吉備郡□□村大字□□八□□番地○T類一郎居宅に接近して建つて居る類一郎所有納屋南側軒下に積み重ねある高さ庇に達する薪の直く側の地面に厚紙を置き其厚紙の上に蠟を垂らして長さ五寸余の蠟燭を立て之を点火し其蠟燭の根元に燃え易い「セルロイド」製の櫛や「ビン」数本を置き藁一握り余りを其一端を薪の中に差込み此片方の端を蠟燭の側に垂れる様にし且其蠟燭の外側から豆殻把二束藁把一束を薪

の方に凭せ掛け其豆殻や藁把の隙間から風も這入らぬ様新聞紙で内側から囲ひ予て開けてあつた蠟燭の下方にある穴へ「セルロイド」製の「ピン」を挿込み導火に便ならしめ其儘にして置けば四時間後には必ず蠟燭の火が右「セルロイド」製品に移り夫れから菓豆殻薪に移り納屋に燃付き居室をも延焼せしむる装置をして放火した而して右装置をしたのは類一郎の納屋を焼き類一郎居室に延焼せしめんか為めて仮に被告人は納屋を焼く考へてあつても居室も延焼すへきことは能く承知して居つたのである然るに類一郎の妻か其朝六時少し前に裏に出たとき未だ蠟燭の火が「セルロイド」製の櫛や藁把等に燃移らぬ前に発見して火を消した為め母屋も納屋も焼けず済んだと云ふのであります

之に対する被告人の弁解は昭和三年十二月十八日午前五時頃〇T類一郎方納屋南側軒下に被告人か検事の云はる、通りの装置を為し蠟燭に点火して置いた事は相違ないか夫れは単に〇T類一郎等を脅す為めにしたるに過ぎないので納屋か焼けたり居室に延焼したりする様な事はないと思つた納屋軒下の薪にも火は移らぬものと信した

若し仮に薪に火か移り得るとしても蠟燭の火が「セルロイド」製品や藁等に燃え移る迄には三時間も掛ることにして置いたのは既に其頃は午前八、九時にもなり誰か、夫れを発見し薪に燃え移らない前に消して呉れるに相違ないと信して遣つたことと其装置に工夫をしたのは夫れか為めてある果せる哉類一郎の妻か発見し

て消したので素より被告の予期したところであると云ふのであります

陪審員各位本件に於ては被告人か〇T類一郎方納屋南側軒下に検事か云ふか如き装置を施し其蠟燭に点火して置いたこと及其後類一郎の妻か之を発見して消した為め火は薪へも移らずに済んだことは争ひない事柄でありますから各位の評議を求むる事柄は一、被告か為したる装置は絶対に納屋軒下の薪を燃焼せしむることを得ざりしものなるや

二、燃焼し得るものとしても被告は燃焼し得ざるものと確信し居りたるや

三、薪を燃焼する虞ありとするも被告は其以前に必ず他人か其装置を発見し消し止むるを以て事実発生せずと信したるや、被告は其為め装置に工夫を為し三時間程経たる午前九時頃に発火すべく設備したるものなりや

四、被告は類一郎に怨みを懐く余り納屋及居室をも焼燬する意思を以て本件の装置を為したるものなりや

の諸点でありまして放火の意思を以て其装置を為したるものなりや単に脅迫の意思を以て之を為したるものなるやは罪の軽重に至大の關係あるものであります

我刑法に依れば火を放け人の現住せる建造物を焼燬したる者は所謂放火罪として短期五年以上の懲役若くは無期懲役又は死刑に処せられ生命身体自由、名誉又は財産に対し害を加ふべきことを

以て人を脅迫したる者は所謂脅迫罪として一年以下の懲役又は百円以下の罰金に処せられる、ことになつて居ります

之れより各位の研究を要すへき法律問題を説明致します

我刑法か放火罪を何故嚴罪に処するやは其行為に因り生ずる危険か重大にして其結果か測り知るへからざるか爲めてありまして火災の爲めには一部落一町一村悉く焦土に化するか如きことありあつて仮令其目的の何たるを問はず若し放火を爲す者頻々とありましては吾々の生命財産は常に脅かされ一日も安穩に暮すことを得ませぬ故に放火の如き行為は其目的の如何に拘らず之を嚴重に取締まるの必要かあります従て我刑法は放火罪に付ては家を焼燬するの目的又は希望を必要とせず苟も自己の爲したる行為に因り火災を生したることあるやも知れずとの予見ありて敢て其危険を生ずる虞ある行為を爲すを於ては放火罪として之を処罰すること、なつて居ります尤も罪を犯す意なきものを罰せざるは刑法の原則でありますから其危険の發生に心付かさりしものは放火罪として処分せぬか前に申した通り放火罪に必要な家を焼く意思ありたるか否やは家を焼くことを希望し之を目的とすることを要せず苟も家が焼けることを知つて居れば家を焼く意思があること、なるのであります故に被告人の弁解する如く本件装置を爲したることか単に脅迫の目的に出でたるものにして納屋及居室を焼く目的若くは之を焼く希望を有して居らなかつたとしても其装置は之に依り納屋及居室を焼く危険ありて被告か其危険を予見しな

から其蟬燭に点火したとすれば茲に刑法に所謂住宅放火罪か成立するのであります後に提出する問題中に家を焼く意思を以てどの文句を用ひますか家を焼く目的で装置を爲す場合と其目的ではないか家が焼ける危険あることを承知して装置を爲した場合とを含ませた言葉でありますことを深く御留意を致され度い

斯様な訳であるから被告の爲したる本件の装置か他人に発見せられ易き場所にあつて放火すへき適當の場所か他にあつたりするも其装置に依り火災の危険を生ずる虞あり且其虞あることを知つて之を爲したるものなる以上は家を焼く意思ありたるものとなるのであるか若し又被告は其弁解する如く他人の居室は勿論納屋をも焼く目的はなく之か焼ける虞あることをも心付かすして本件の装置を爲したるものなれば類一郎等をして他人より放火せらる、虞あることを知らしめて同人等を脅怖せしめたるものと脅迫罪と爲るのであります

之より先に示した疑問に付其証拠關係を説明します

(一) 被告か爲したる装置は絶対に納屋軒下の薪を燃焼せしむることを得ざるものなるや

(二) 其薪を焼き得るとするも被告は焼き得すと信したるや

此二点に付ては予審判事の検証調書中被告をして犯行當時の装置を爲さしめ其実験を爲したる状況の記載と其写真に就き研究せらるへし其記載か既に被告に説明したるところに依り了解せられたるべく尚同調書図面に付き薪台の横木と庇面垂際の石迄の距離

一尺三寸なることを認めらるへし而して其附近の状況は其図面及写真に依りて明かであります又其薪は当廷証人O T茂子の証言に依れば昨年二月に伐採したるものなりと云ふ其供述の採否は各位の自由なるか更に押収の薪即ち現場に在りたるものと同検証調書中新は松及雑木枝等なりしの記載をも参考とし各位の常識に訴へ公平なる判断を望む

(三) 薪を焼く虞ありとするも被告は其以前必ず他人か本件の装置を發見し之を消止むるものと信したるや被告は其為め其装置に工夫を為し三時間程経たる午前八時頃に發火すべく設備したるものなりや

若し被告か本件の装置を為したる当時納屋は勿論居室をも焼く考へなく又焼けるものと思はず必ず他人に依つて消し止めらるゝものと信し消し止められぬことは少しも考へて居らなかつたならば單に脅迫罪となるのであります

予審判事検証の結果は既に説明せしところに依り了解を得たるへし本件装置は直ちに發火するものにあらず三、四時間を経て發火することになり居りしことは争ひかないところではあるか果して其装置に依りて類一郎の納屋並に居室か焼ける虞れなく又其虞ありとするも被告は之に心付かず必ず他人か消し止めるものと確信して疑はなかつたものであるや否やは各位の面前にある写真と検証調書図面等に依り常識に訴へ公平なる判断を与へられ度い

(四) 被告は類一郎に怨みを懷き同人方の納屋及居室にも焼燬す

る意思を以て本件の装置を為したるものなるや

之れか本件に於て最も大切なる問題であります先づ各位は被告人は如何なる事情の下に本件の装置を為したるものなるや研究しなければならぬ各位は既に被告に読聞けたる予審調書に依り了解を得たる如く被告は予審に於て被告は代々庄屋を勤めた家に生まれ先代榮十郎は其部落の為め功績多く名望高き人なりしに被告の代に至り家運拙く大いに零落し僅かなる田地の収入と小学校の教員の俸給に依り漸く生活を維持し来り部落民等よりは軽蔑せられて訴訟を起され又は村外れ同様なる目に遭ひ先代榮十郎の功績を空しく埋まれんとしつゝ、あるので被告は憤慨し之れ偏に成り上り者のO T清三郎及其配下のO T類一郎等か部落民より彼は云はれ被告であると思ひ訴訟中の山林に付ても其部落民より彼は云はれ被告に於て謂れなく訴訟を継続するものであると申されて或は其山林を焼き払う等との噂あり心を痛めて居り訴訟事件の証人と為つたO T盈持か曖昧なる証言を為したるも清三郎、類一郎等の教唆したるものと思ひ込み殊に身己か奉職せる□□校より放逐された際には類一郎も其排斥運動に加入し居つたものであるか昭和三年十二月十七日夜山林を部落民に焼かれた夢を見て俄かに清三郎方に放火せんとしたるも其隣家に懇意なる人が居る為め思ひ止まり類一郎方に本件の装置をしたと云ふて居ります被告は重要な点に付之に符合せざる申し立を為したから信否は各位の御自由たか幾分は被告当廷に於て訂正して居りますか証拠になります又大体を認め

た右供述に関する被告の当廷に於ける供述は各位の聴取られた通りであります

各位は此等の点を考慮せられ公平なる判断を致され度いのである被告が為したる本件装置か或る時間の経過後薪に火か燃え移り納屋を焼き類一郎居宅に延焼する虞ありや否やは既に説明したる検証調査及其附属図面並に写真等を参考として各位の常識に依り解決を求むることを得へしと思ふ、住家を焼燬する意思とは之を目的とするを要せず其危険發生すべきことを承知しなから装置せは足るものなることを重ねて説明して置きます

陪審員各位
本職は各位に対し次に申述ふる如き問を發しますから至公至平に慎重審議を遂げられ答申あらんことを希望すと告げ

問書を作成し其要旨を告げたるに一切の訴訟關係人に於て問の変更の申立を求むる事なき旨述へあるを以て該問書には署名捺印し其原本を陪審員に交付し且之に対し陪審法第八十三条乃至第九十二条第一項の規定を説明したり

2 『中国民報』（昭和四年三月一〇日）に掲載された「問」および「答申」は、次の通りである。

(2) 問

主問

被告K B治夫は、岡山県吉備郡□□村大字□□八□□□番地O T類一郎に怨を懷き、昭和三年十二月十八日午前五時頃同人方に

岡山における陪審裁判

至り、同人所有の居宅及び之に隣接せる人の住居せざる納屋焼燬の意思をもって、右納屋（瓦葺木造二階建）南側軒下に、「セルロイド」製ピン、櫛、髪飾ピン並に新聞紙、「マッチ」に点火したる蠟燭とを以て放火装置を為したるも、該建物に燃え移らざる前、O T類一郎の妻しげに發見せられて、右建物を焼燬するに至らざりしものなりや

補問

被告K B治夫は、前示年月日前記O T類一郎方に至り、自ら前示の放火装置を為し、以て同日右放火装置を実見せるO T類一郎に対し、同人方に放火せんとするものあるもの、の如く知らしめ、同人を脅迫したるものなりや

(3) 答申

主問、然り

⑤ 放火未遂被告事件昭和四年三月二九日判決

『陪審說示集』（司法省刑事局・一九二九年一〇月）に収録された、「公訴事実の梗概」、「說示案」は、次の通りである。

(1) 公訴事実の概要

被告人K Dまづは其居宅附近なる岡山県津山市□□四□□番地ノ□雜貨商Y清吉方に対し雜貨代金等の支払い未済ありたることろ昭和三年八月頃更に清吉の妻ソヨより金三円を借用し其債務の担保として内縁の夫T O榮次郎所有の錦紗の兵児帯を質入し居り

六七（六七）

しか同年十月十七日頃右錦紗兵児帯の必要を生したる為めソヨに對し一時貸与し呉れ度しと懇請したるにソヨか之を拒絶したるより不快に思ひ居りたる折柄同年十一月二十二日午後六時頃清吉方に到り二宮HM松太郎より家を借入る、こと、為り居れるか同人より自分方の信用状態に付問合せに来るやも測られざるに付其際は宜敷く答へられ度き旨依頼したる際ソヨか他人の悪口を云ふことは嫌なりと答へたる故被告人は之を以てソヨに於ては被告人か曾て他人に同人を罵りたるものと思惟し依て之に對する当付の言を為すものと解し同人の心事に奮慨して立帰りたるかソヨの累次の不快の言動を想起し憤懣の情禁し難く寧ろ清吉方居室を焼燬してソヨに對する恨を齎さんことを決意し同日午後十時五十分頃右Y清吉方裏板塀外に到り同家居宅と棟続なる同家裏物置薪木部屋を目蒐けて先端に点火せる藁束を投込みたるも藁束か小屋内に入らずして其附近に在りたる菓子製造用釜内に陥り藁の火か他に燃へ移らず其儘消火したる為め建物を焼燬するに至らざりしものなり

(2) 説示案

裁判長は陪審員に對し

是より当職は法律の命するところに従ひ陪審員諸君に對し犯罪の構成に関する法律上の論点及問題と為るべき事実並に証拠の要領を説示せざるべからざるものなるところ本件は住家放火未遂事件なるを以て範圍を之に局限し説示せんとす

凡そ法律に依り犯人を罰するに付ては原則として犯人に犯意なき場合は処罰し得ざること刑法に明規あり

住家放火の場合も此の原則に従はざるべからず即ち犯人に住家を焼燬するの意思なかりし場合は本罪は成立せざるものなり茲に住家とは犯人以外の他人の居住し居れる家屋の謂なるか而も犯人に於て其居住の認識を有することを必要とす而して法律は単に其決心を有したるのみにては罰するものにあらず之を實行するに依り初めて犯罪を構成するものにして次に焼燬とは毀棄と異り自己以外の他人の生命、身体、財産上の危害を及ぼす程度に達し得るものなることを要するに付其意思を以て其行為を為さざるべからず之か為めには先づ其準備を為すの要あり放火に付ては燐寸、石油他の媒介物を集取せざるべからず之を取集むる行為を刑法上放火予備と称へ原則として我刑法は此予備行為は処罰せざるものなるか放火の如き特殊犯罪に付ては之をも処罰すること、為せり何となれば放火の如きは公共に危険を及ぼすべき犯罪なるを以てなり而して其集取したる媒介物を用ゐ焼かんとしたる住家の前に於て点火したるときは焼くると焼けざるに拘らず既に放火の實行行為を為したるものと謂はざるべからず故に此放火行為は時に比較的長時間を要する場合あり、仮へは藁束に点火し投入して放火したるものなるときは其藁束に点火し目的の方向に向ひ投込むことの実行行為なるは勿論右藁束に点火する行為も既に實行行為にして其媒介物か目的場所に達すると否とは論ずる限りにあらず而して

右の如く実行行為ありたる後住家を焼燬するに至らざりし時即ち未遂にして我刑法は此未遂罪をも罰するものなり

未遂には種々の場合あり媒介物に点火し正に投入せんとして消火したる場合、目的場所に媒介物達せざりし為め住家を焼燬するに至らざりし場合、目的場所に媒介物達したるも風等の為め消火し住宅焼燬に至らざりし場合等何れも未遂にして此点に関し弁護人は住家を焼燬せしむる為め其行為を為したるも或る事情の為め焼燬し得ざりし場合も不能犯にして未遂にあらずと主張し検事は右弁護人主張の場合には未遂にして不能犯にあらずとの意見を述べ、此未遂と不能犯との問題は非常に難解なるものなるか其両者に大なる差異ある点あり即ち所期の結果を發生せざることは何れも同様なるか未遂は焼燬することに拘らず犯罪方法又は周囲の状況悪かりし為め其結果を生ぜざる場合にして不能犯は之に反し絶対に焼燬し得ざる行為なり故に本件の如き其用ゐたる藁の量に重大の關係あり若し本件にして僅一本若しくは数本の藁に点火し投入したるものとせば絶対に住宅を焼燬し得ず仍て不能犯なりと言ふを得へしと雖も相当多量の藁に点火し投入したる場合に於ては住家を焼燬するに至ることあるべきを想像し得られ其行為を為したるか住家を焼燬するに至らざりしとするも开は不能犯にあらず未遂罪と謂はざるへからず弁護人は本件は釜中に於て藁の燃焼したるものなるを以て絶対に住宅を焼燬することなく故に不能犯なりと主張すれども検事は之は単に其手段宜しき為めにして不能犯とは

謂ふを得ず未遂罪を以て論ずべきなりと主張す

或る者の袂中より石塊を掏り取りし拘摸ありたる場合其拘摸にして自己は現金を掏り取る意思をなりしに現金にあらずる石塊を掏り取りたるものなるを以て不能犯なりと称するも其採用すべきにあらず、又甲に対し傷害を加へんとし投石したるに其石甲に当らずして予期せらるる乙に命中し乙負傷したる場合自己は乙に対し負傷せしむる意思なかりしものなるを以て不能犯なりと謂ふものありとすれども、甲に対する暴行はありたるも傷害の結果なきに付傷害の未遂にして此傷害の未遂は我刑法上処罰せざるところなるを以て問題と為らざるも若し之れ殺意を以て為したる行為なるときは明に甲に対し殺人未遂罪を構成するものなり、右は決して当職一個の意見にあらず文明諸國に於ける未遂罪及不能犯に対する差異に付ての通説なり

故に諸君は右未遂なりや不能犯なりやを決するに付ては先藁の量を決定するの要あり此点に関し藤本巡查は直径六七寸の藁束の約半量位を抜取りたる形跡ありと証言し居り果して然らば投入したる藁の量は直径三四寸の量なりしと謂はざるへからず而して若し其証言を真実なりとせば其位の量の藁に点火し新小屋附近に投入するときは其火は該小屋中の薪に移火すべきや否やＹ清吉は該薪小屋中には柴の如き細木の能く枯れたるものを格納し居りしものなりと証言せり而して其薪の上に若し点火したる藁落下したるときは如何なる結果と為りたるならんと証言したりや之等の点を考

察せば不能犯なりや未遂罪なりやの判別は左迄の難問題にあらず極めて簡單なるへし

尚或は住家放火は其住家に直に放火するにあらざれば住家放火と謂ふを得ずと謂ふ者あるやも計られざるも決して左にあらず住家放火の意思に於ても直接住家に放火する者のみとは限らず間接に住家の焼燬を図る者あり住家に隣接し薪小屋等住家にあらざるものあり之に放火せは住家に延焼すへきか如き場合住家放火の意思を以て其間接手段として該薪小屋に火を放ちたるときは仮令住家に延焼せず又は其薪小屋をも焼燬するに至らざりしとするも明に住家放火の未遂たることを失はざるものなり

次に事実上の争点に付ては曩に検事及弁護士より各弁論されたるところなるを以て更めて当職より説明するの要殆んどなきに一言せんに

検事は被告はY清吉の住家を焼燬するの意思を以て藁を持行き之に燐寸を用ゐる点火し右住家と棟続きなる薪小屋に投入したるに其投入方の悪かりし爲め薪小屋に達せず手前なる釜中に落下し消火したる爲め住家を焼燬するに至らざりしものなりと主張し、被告はY清吉の住家を焼燬せんと決意したることすらなく勿論其手段を講じたることなし当夜は午後八時過ぎ就寝したる以後外出せず清吉方裏に何事か異変ありたることは翌二十三日知りたるも其裏庭の釜中に於て藁の燃焼し居りたることは翌二十四日に至り初めて之を知りたりと陳述す然るに被告人の内縁の夫T〇榮次郎は

二十三日近隣のOY丑太郎より右Y方の異変は放け火なりと聞きたるを以て同日正午頃被告人に其由を話したりと証言す

又被告人は前予審等に於て取調を受けたる際自分は海老印燐寸を持行き之を摺り藁に点火したりと述べたるも現狀に投棄しありたるものとして松岡巡查より示されたる燐寸の摺殻は右海老印の軸とは相違し居れり故に此点よりするも自己の放火したるものにはあらずと主張す此点に関し藤本巡查の証言は曩に証拠調の際被告人に要旨を告げ又松岡巡查は親しく当公庭に於て証言したるを以て共に諸君の熟知せらるゝところなるべく従て該燐寸の摺殻は如何なる事情に於て発見し其後如何なる取扱を爲したるや而して其軸は如何なる燐寸の軸なりしやの点に付ては十分諒解のこと、思料す

元來証人の証言には他の証人の証言と齟齬を来すこと間々あり多少の相違ある場合は直に其証言の全部を間違ひなりと爲すは如何なりや、人は記憶違ひと謂ふこと時々之れあるものなり、本件燐寸の摺殻の発見時期に付ては藤本巡查と松岡巡查の証言に差異あり果して其時期如何との点特に考量の要あり即ち小野警部補の實況見分に赴きたる際発見したるものなりや否や、小野警部補の見分に赴きたるは事件發生の翌二十三日なり松岡巡查は其翌二十四日頃発見したりと証言し藤本巡查は尚其後に発見したるものなりと証言す燐寸軸は如何なる際地上に投棄せらるゝものなりや或は放火の際使用投棄することあるべく、又藁の燃へ居りたるを見物

に來りたるもの煙草を喫するに用ゐたる後投棄することあるべく尚又其他の場合に於て投棄することもあるべく此点に関し檢事的主張果して真なりや、弁護人の主張果して真なりやを考究するに付ては一本調子を以て考察するときは間違ひを生ずべきに付克く研究すべきなり

次に赤緒三組裏草履の点なるか被告人は該草履は其後焼棄したりと陳述す然らば昨年十一月二十二日の夜には何れに在りしものなりや被告人の宅に在りしものなりや母ための宅に在りしものなりや此点に関しための内縁の夫KY徳三郎は如何なる証言を爲したるや即ち同人は昨年十一月二十四日頃自宅裏空地に土を入れ均整するに際り右草履か裏炊事場の入口に在りたるを以て履用したるか其前は何れに在りしや之を知らずと証言す同人は被告人の実母と同居し居る者なるに右二十四日頃迄其在りし箇所を知らずと又被告人の内縁の夫TO榮次郎は右草履は昨年十一月十一日御大典奉祝の催物に参加する為め購求し一度用ゐたるものなるか其後何れに在りしや知らずと証言す、被告人の母ため方裏炊事場の広さは当裁判所の檢証圖書附録図面により明瞭なるところなるか何故該草履か其炊事場に在るに至りたるものなりや被告人供述の自分には放火の覚へなきも同草履の爲め嫌疑を受くるに至るべきことを恐れ焼棄したりとの言は果して措信し得るものなりや否や人の所爲には所謂頭隠して尻隠さすと謂ふか如きこともあり得ることならずや一考を乞ふ、又次に被告人の自白の事情に付ては諸君は

十分知悉せられ居る筈なるか果して其点に関する被告人陳述の如きことあり得るものなりや否や之に付ては被告人の学歴、当廷に於ける態度、頭腦の働き具合等立派なる証拠と爲るべきものなるを以て之等の点をも參酌し克く考究せられ度し

檢事は警察官は被告人を欺罔するものにあらずと論すれども或は欺罔手段を弄する警察官あるやも計り難く而已ならず拷問を行ふ警察官等も之なしとは限らず然れども世に其事例ありとして直に本件に於て警察官に斯る所為ありたりと証拠に依らずして速断するは許さ、るところなり之亦果して被告人供述の如く被告人は警察官より欺かれたるに拘らず予審に於ける取調の終了に至る迄其欺罔に気付かさりしや否や元來被告人は氣の廻はり鈍きものなりや鋭きものなりや或る種の者に於ては極めて微妙なる点に迄氣付く者あり被告人の性質は如何之に付ても被告人の態度等参照の上慎重に考慮せられ度し、由來人は或る衝動の爲め不凶遽に氣を變ゆるか如きことあるものにして人事に於ては一と一を合し三と爲るか如き場合あるものにあらずや之と同しく第一、第二、第三の事實を各別々に考察するときに何等立腹に値せざる事實も其三個の事實累積したるとき俄かに憤激する場合なきや檢事か本件犯行の原因として述べたる三個の事實に付ても其最後の事實は何等歯牙に掛くる要なき事實なりしとするも其以前に於て不快を抱きし事實數個と共に思考するときは其結果は如何此点に付ても諸君の一考を煩はさ、るへからざる事項なり

更に学問上に於ける予審と公判の差異に付一応其概要を説明するの要あるへし

即ち予審は公開を許さず絶対秘密なるに反し公判は原則として公開さるべきものなるを以て此点に先つ著しき差異あり故に公判に在りては被告人証人等は多数の者の面前に於て供述証言を為すべきものなるを以て何となく自己の非行他人の悪口等は申立難き傾向なきや否や、一方他人の立聞きをも許さる、只判事書記二人のみなる予審廷に於ては公判の如き他を憚るの意を生ずべきことなるか否や否や、或は予審は右の如く密行なるを以て如何にも冷酷残酷なる取調を行ふものにあらずやと疑ふ者なきにしもあらざれとも被告人の場合に於ても其訊問に付ては親切丁寧を旨とすへきこと我刑事訴訟法の命するところなり、仍て予審の性質は如何及法律の判事の取調に対し命するところ如何等の点に付考覆すると共に被告人公判又は公判準備手続に於て犯行を否認するにあらざれば陪審公判を開廷するに至らざる点並に予審に於て犯罪を自白し居りたる被告人の公判に於て否認したる理由如何との点等に付ても十分留意の上事案の真相を判断し之より提供すべき間に答へられんことを求むと説示し尋て問書を作成し其要旨を告げ陪審員並に各訴訟関係人に対し問の変更の申立を為し得る旨を告知したるに各其変更を求むることなき旨述べたるに依り該問書は署名捺印し書記をして其謄本十二を作成せしめ原本を陪審に謄本を各陪審員に夫々交付し且陪審法第八十三条乃至第九十二条第一項の

規定事項を諭示し評議答申を為すべきことを命したり

五 新聞報道に見る陪審公判

こゝには、「山陽新報」および「中国民報」に報道された、岡山における陪審公判についての記事を収録した。それに加えて、完成した陪審法廷の構造、陪審法の解説、陪審法実施に先だつ模擬陪審裁判、昭和三年一月一日の司法記念日に天皇が東京地方裁判所へ行幸した状況、司法大臣、山口地方裁判所長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事ならびに陪審法の実施状況に関する報道も収録した。

（注 1） 岡山における陪審公判に関する新聞報道の収集は、岡山弁護士会の高原勝哉弁護士で紹介で、則武透弁護士に調査協力を御願した。そして、則武弁護士から岡山県立記録資料館で「山陽新報」、「中国民報」の縮刷複製版の閲覧・謄写ができるという情報を得て、平成二年四月、マイクロフィルムからの閲覧・謄写では及ばない短期間に記事を収集できた。そして、収集した新聞記事の外、説示、問書、上告審判決を、則武弁護士に提供した。なお、則武弁護士には、岡山地方裁判所最初の陪審公判を紹介した、「今裁判員制度を考える 新聞報道に見る 80 年前の岡山地裁の陪審裁判」（中国地方弁護士会連合会ニュース「かがやき」26、特集「裁判員制度」、二〇〇八年九月）がある。

(注2) 陪審公判に関する報道には、欠号があるため、全公判期日の記事を完全には収集できないものもある。特に、「中国民報」は、②事件⑤事件しか収集できなかった。

(注3) 本資料紹介では、朝刊と夕刊の区別を表示しなかった。当時、夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配達された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

なお、新聞記事は、旧漢字は常用漢字に置換えたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

1 陪審法の実施に関する新聞報道

(1) 陪審法廷について

●「陪審法廷完工」(「山陽新報」昭和三年九月三日)

岡山裁判所陪審法廷

きのふまったく工を終る

本年四月一日から新築にかゝった、岡山地方裁判所の陪審法廷と陪審員宿舎は、先月末までに大体竣工し、内部の装飾を行つてゐたが、二日全く工を終へ、地方裁判所刑事部判事室、同書記課は陪審法廷南手の新館へ、会計、供託局、小使、廷丁室等は陪審

岡山における陪審裁判

員宿舎建物の階下に、三日移転する事となつた。

●「陪審法廷(1)」(「山陽新報」昭和三年九月二八日)

今はたゞ静かに――裁きの日待つ、木の香新らしい法廷

判事席と検事席と間隔を置く

長い間痺痛の苦しみを続けて来た陪審制度は、いよ／＼来る十月一日でもつて産声をあげることとなり、全国各地の地方裁判所では木の香新らしく目醒めるやうな陪審法廷が、一せいに粉飾を施して静かに裁きの日待ちわびてゐる。何となくいん気て四角四面そのもの、普通法廷と、この新たに生れ出でた陪審法廷とを比べる時、総ての点においてモダンガールと梅干婆アさんの差がそこにある。……

おもたいが、そこに何となくやわらみがあり、ドアまでが重役室のそののやうに堂々たるものである。陪審法廷に先づ一步を踏み入れるや否や眼を射るものは、正面の

判官席背後の判検事出入口である。お伽ばなしの王様が住むところのやうに、きれいに刻まれた門のやうな飾りつけのくゞりに、錦繡さん然たるカーテンやうのものが静かに垂れ、更にその左右に稍小さく同じ形をしたドアがあり、これは書記や陪審員たちが出入するところだなアとそれとなくうなづかされる。王

様のたかみくらのやうなその錦繡の前には、裁判長を中央にして行儀よく居らぶ三人の判事席があり、向つてその左には法服の草模様それとなくまつ赤になつて怒ると云はれてゐる。

検事席が、約二尺をへだて、設けられており、更に向つて右の方には、検事席と同じやうにこれまた少し飛び離れて書記席がある。普通の法廷は、判検事書記席と何のへだたりもなく、一見到つて仲睦まじさうであるが、それがこの度生れ出でた陪審法廷は、判事は判事、検事は検事とその立場を異にして、各々其席を分つてゐることである。——検事席の位置といふことに就ては、尠からず議論があり、民事の法廷にあらはれる原被両吉は、同じ左と右の位置によつて裁かれて居り、訴へたものも訴へられたものも同じところで何ら変りはない。

検事も、「この人間にはよからぬ罪があるからどうか裁いて下さい」と訴へを起すものである以上、その立場においてまた民事のそれと何ら変りはなく、この筆法をもつてすれば高い立派なところにするものではなく、弁護席の横の方に小さく設けておけばよからう、……など、云ふものもあつたらしいが、こうなると検事の方では威厳的に死活問題であり、牙をむいて反対するものなどがあつたため、まづこの辺の切り離しといふところでましまりがついたものらしい。

沈黙を守つてなほ且つ漁夫の利を占めたのは書記席で、普通法廷においても別に検事席と書記席のへだ、りがあつた訳ではない

が、何と云つても判検事出入が書記席のところについてゐる關係上、向つて左の検事席がなる程上席に見へ、右の方の書記席は事実上末席になつてをったのであるが、然るに判事出入口が中央に大きく出来、更に検事と書記席の背後に各一ヶ所づ、設けられてゐるので、一見どちらが上席であるかちよつと見当がつかず、その寸分違わぬ座席からして、検事と書記は、一般傍聴人らに対し完全に同格に見られるやうになつたことである。（熊丸生）

●「陪審法廷(2)」(「山陽新報」昭和三年九月二十九日)

すべてが文化的で、モダン味たっぷり

スラリ二列にならぶ陪審席、どんな様子で納まるか

大げさに言へば文化の殿堂、小さく言へば洋家具屋のショールームとも思はれるやうに、其総てが文化的であり、また摩登味たっぷりである。採光、通風などの点にも細心の注意を払つてあり、数多い

その窓には、貴賓室かまたは応接室にでもありそうなきいいなカーテンが張りめぐらされ、更に眼を天井に注ぐと中央には大きな飾装電灯があり、なほ四隅には同じやうなきいいな電灯が取り付けられてあり、瞬間、大劇場かダンスホールかのやうな実にや

はらかな感じを与へる。今はすたつてゐるが、二十年前ごろには新派の芝居と云へば、そのどこかに必ず裁判の場面があり簡単な公判廷があらはれて、殊更に軍隊式に歩む廷丁の姿や巡査の服を着た無邪気な看守などが愛嬌を見せて居つたものである。当時の芝居では、公判廷が普通の法廷であつたが故に、その舞台面も至つて簡単に済んで居つたのであるが、若しけふの如き堂々たる陪審法廷の場をおりこんだ場面などを入れることになると、以前のやうにさうたやすくはできず、まづそれを上演するとなれば、帝国劇場などでないとその舞台装置に対し感じが浮ばないだらうと、こんなくだらぬことまで考へさせる。——陪審法廷の生命である陪審席は、向つて右の方にズラリ二列にならぶひな壇式のものが設けられてをり、こゝにはあらゆる階級の

十二人が各々その席につくやうになり、なほ二つの予備席がある。光るやうに塗り立てられた席と云ひ、また腰をおろす椅子と云ひ、柔らかできれいで、そのかける人によつては少々勿体すぎる位である。陪審員に選ばれる人の中には、羅宇の仕替へ屋さんも居やうし、夜鳴きうどん屋さんも居やうが、それ等多くの場馴れぬ人々は、さてどんな態度でこの陪審員席につくか、ちやつと観もののやうに思はれる。この最も興味のある陪審員席と向ひ合つてゐるところへ（向つて左）に弁護士席があり、これはその位置が

左と右とに分れてゐるだけで、何ら陪審員席と異らず、その数

も同じ十二人分である。普通法廷における弁護士席は、別にひな壇が設けられてゐるではなく、たゞ被告席の隣の方に簡単な机とかけた椅子があつたのみで、裁判官席のそれに比べた時には実に雲泥の差があり、その下の方の無雑作な机の上に記録をひろげては、口角泡を飛ばし大声をはりあげて、各被告のために弁護士大いにつとめ、時と人によつては、ひどい論告をこゝろみた検事にまで、さては喰つてか、らうというすこい

弁護士もあつたのであるが、この陪審法廷にあらはれた弁護士席の如く人格的に認められたことになつて見れば、自分の座席の手前そうがみく／＼あたり散らされさうにもなく、またライオンのやうにばん声をはりあげて吠えられさうにもない。(熊丸生)

●「陪審法廷(3)」(「山陽新報」昭和三年九月三〇日)

軟かい被告の椅子、弁護士席の直ぐ下に

中四尺位ぬ、長さ八尺位ぬの

優美で且つ頑丈な腹部あたりまでの柵

裁く方では、そのすべてが明るく文化的になつたが、さて裁かれるものは一体どう變つてゐるか、普通法廷に見る。

被告席は、たとへそれがどんなに身分のあるものであらうと、一たび疑ひをうけて法廷の人となる時は、小泥棒や、ばくち打ち

と同じゴツ／＼のむさくるしい腰掛けにかけさせられ、すでに服役の労苦と何ら異らぬしもとをなめてゐるのである。然るに、判検事や弁護士、陪審員などの椅子がやわらかくかつ高級なものになったのと同じやうに、また被告席の椅子にも新らしみが加はり、ステーションの三等待合室にあるやうな、ニス塗の長椅子が二脚几帳面にならんで幾らか面目をほどこしてゐる。しかし、その椅子も、たゞ

判官席の下に淋しく列べてあるのではなく、向つて左の弁護士席の直ぐ下に、被告席といふ一つの小さい城郭が設けられてゐる。善意に解すれば、自由を与へるため、特に一定の制限をなしたものであるとも云へやうが、一方これを忌憚なく言はしめるとしたならば、猛獸をつなぐ天井なしの檻となへるであらう。巾四尺位の長さ八尺位の、優美で且つ頑丈な腹部あたりまでの、これもまたニス塗の柵があり、その右の先端が更に円く突出してへんな形をなし、その突出したところに一段高い

踏み台が設けられてあるので、裁判長の訊問に対してはその踏台にあがり、直立不動の姿勢で供述するやうになつてゐる。向つて左側の弁護士席の下に位し、而してその右方に先端に円形の供述席があるのであるから、被告人の顔も判事席と書記席に面し、自分を起訴した検事の方は見向きもしないといふ如何にも皮肉なかたちである。要するに、これは記録をとる書記席に重きを置いて設計したものであると見るよりほかはない。——何もかもその

すべては、新らしく美しくよみがへつてゐる。この濃緑色張りのなめらかなテーブルと大きな椅子、きれいなカーテン——あだかも洋家具店の陳列場のやうな

文化の粹の中に、さて裁く人々はどういふ装ひでのぞむのであるか、制度が変わり、法廷が変わつて、何もかもが新らしくならねばならぬとすれば、いきほひ古代そのもの、冠と法服もまた何らかの意味であらたまらねばならぬやうである。判、検事をはじめ書記、弁護士の服は、いづれも色があせ穴があいて、実に古色蒼然たるものである。ねがはくば、これもかへたならばと、ものは序でかく思つてゐるものがあるかも知れない、しかし目下の
我国ではそれは、能はぬことであらう。（熊丸生）

●「陪審法廷綱」（「山陽新報」昭和三年一〇月二日）

すべてが被告本位、傍聴席はつんぼ棧敷

せい／＼入れて六十五人ぐらゐ

立派な時計が絶えずセコンドを刻む

盗 鈴弁殺しの山田憲、六段池おりゑ殺しの佐藤忠助、ピストル強

ピス健こと大西性次郎、これらは惨忍なところで有名であり、古賀廉造、箕浦勝人、これらは知名の士として誰れ知らぬものは

なく、同時に公判廷の人氣をいやが上にも煽らせた、いはゆる間大ものの登場人物そのものであった。山憲の公判だと言へば傍聴券に羽が生えて飛び、ピス健の判決だと云へば割れるばかりの大混雑、そのすぢに恋愛こそ織りなされてゐなかつたが、根が松島遊廓の移転問題と何となくすいからんでゐた、めか、

箕浦翁一味の松島事件も恐ろしいほどの大人氣を呼び、控訴審といふその最後まで多くの人々を傾聴させた。——このほか強盜殺人、殺人放火、殺人未遂、等、その公判には水谷八重子や澤正以上の人氣が集まり、もしこれらが裁かれる日には朝まだきから弁当携帯の人々さへあるという有様であり、随つてこれまでの普通法廷は、嚴肅そのものには相違なかつたが、それでも、そのいづこかに物見遊山的な極くのんびりしたところもないではなかつた。要するに、これは傍聴席に重きを置き、法廷の四分の三までを同席に充て、居つたからであつたらしい。

法廷はどこまでも嚴肅そのものではなくてはならず、同時に悅服裁判をなすところでなくてはいけない、——かくの如き、実に暖きまた明るき頭をもつて終始設計されたものらしく、そのすべては被告本位であり傍聴者虐待である。陪審法廷には、裁判参与員と傍聴者とのへだたりがちやんときれいな柵をもつて画してあり、これを劇場のそれにとへたならば、今まで特等席として遇されて居つた

傍聴席は、実に急転直下遠い／＼かすかに聞える最後のつんば

岡山における陪審裁判

棧敷のそれなのである。東京、大阪など、いふ大都會の法廷は別として、各地方の傍聴席は四人づ、かけられる長椅子が四脚を一列としてならば、合計四十八名、其ほかに約十名ばかりでまづ六十五人以上という見当らしい。こゝに忘れてならないのは新聞記者席で、これまでの法廷にはほんの申訳的に隅っこに列べてあつた、その席がこのたびは而かも裁判

参与員圏内に堂々と認められてゐることである。——法廷の社会化——採光通風と共に、あか／＼と文化の光りがはいつてゐるところと、それと時間の励行に余り重きを置いてゐなかつた法廷に、標準時計らしい立派な時計がか、つて四六時中絶えずセコンドを刻んでゐるところなどに、昭和時代として実に慶びに堪へないところと云はねばなるまい。(熊丸生)

(2) 陪審法の解説

●「愈よ実施される陪審法(1)」(「山陽新報」昭和三年九月二九日)

その制度の大意

東京弁護士会副会長・弁護士法学士 秋山 襄

一、陪審の実施されるに到つた理由

従来の我国に於ける刑事裁判は、一つの犯罪事件が持上つて来

ると言ふと、先づ警察に於て現行犯人なりまたは被疑者なりを捕へ、次に検事局に廻し、予審に附し、公判にかけて、所謂専門家の手の上に依つて審理し來つたのであるが、来る昭和三年十月一日よりは、是に一般民間より選出した、裁判と言ふことにかけては全然素人の所謂「陪審員」なる者を参加せしめ、「陪審裁判」を行はれることになつてゐる。

何故、この裁判といふことにかけては全然無経験な者を加へて、陪審裁判が行はれることになつたかといふと、欧米諸国に於ては、余り法律を知り過ぎた者のみが寄集まつて裁判をするといふと、小枝末葉に捕はれて、往々にして誤つた判決を下す惧れがあると云ふので、専門家以外に一般人民の常識判断を加へて、裁判の公正を期する意味から行はれることになつたのであるが、我国に於て陪審制を採用せらるるに至つた理由は、それとは聊か異なる。即ち、法律専門家以外の一般常識裁判を加へて、裁判の公正を期するやうにしたいと言ふことも、無論一つの原因にはなつてゐるが、国家が繁榮して行く根本の理由は、正義を厳正に守ることにある。正義が守られる国は榮え、正義が守られない国は反対に衰へる。その正義を維持擁護して行くものは、実に裁判なのである。この国家の生命をなす正義を守ることは、言ふ迄もなく国民全体の権利であると同時に義務であつて、従つて国民が裁判に干与するのは至当のことである。

また、立憲政治の眼目は、国務は政府に於て専制すべからず、

国民にも参与せしめて、国民にも国運隆興の責を負はしむべしといふにあるが、この国務のうち、立法と行政とは、既に議會、自治制等の制定に依つて、一般国民にも参与を許されてゐたにも拘らず、独り残りの司法のみは、今日に到る迄政府の専断に委ねられてゐた。然るに、この司法運用如何は、直接国家の安寧秩序、国民の利害休戚と至大不離なる關係を有する。この重要な国務の一部をなす司法の運用のみに、国民の参与を許さぬといふことは、立憲政治の本旨にも悖る。国民をして裁判に干与せしめることは、立憲政治の本旨より言ふも必要である。大体以上の理由に依り、我国に於ては、陪審制度を採用されることになつたのである。

然らば、此の陪審裁判といふものは一体如何なるものか？と言ふと、司法当局に於ても宣伝に務めてゐるので、既に一般に諒解されてゐることと思ふが、私よりも極く簡単に、概要を摘んで申上げて置きたいと思ふ。是迄の刑事裁判は、専門家のみが寄集まつて行つてゐたのであるから、国民は左して立入つて、内容を熟知して置く必要もなかつたが、国民全体の中より陪審員が選出されるやうになつた以上、国民の義務として、陪審内容の一般は熟知して置く必要がある。国民の中より何時なるとき、誰が、陪審員として選ばれて出頭を命ぜられることがあるか判らないのである。

二、陪審員になり得る者の資格

先づ、国民の中より如何なる者が陪審員に選出されるか？と言ふことであるが、陪審員として選出されるには、原則として次の四つの資格を要する。

第一、日本帝国の臣民であつて且満三十歳以上の男子であること
第二、二年以上引続き同一町村内に居住してゐる者であること
第三、二年以上引続き直接国税を三円以上納付してゐる者であること

第四、読み書きが出来る者であること

何故以上四つの条件を設けて、資格を制限したかといふと、第一は日本は治外法権国でないから、裁判干与権は国民の特権として、外国人には与へないのである。また、三十歳以上の男子と定めたのは、陪審員は犯罪責任の有無を評議する重大な任務に当るのであるから、社会の常識に富んだ者であらねばならない。特に男子に限り資格を認められたのは、女子は男子に比較して常識が劣つてゐると言ふ訳では決してないが、普選権すら与へられてゐない今日、陪審権を認めるのは尚早であると言ふ見地から、保留されることになつたのである。

第二は、陪審員に選ばれた者は、随時必要に応じて裁判所に呼出されるのであるから、一定の住居を有する者でなければならぬことは当然のことである。それと、一定の期間内同一の土地に居住して、土地の様子に通じた者でなければ、犯罪責任の有無判定の常識に欠くる。

岡山における陪審裁判

第三は、古より恒産なくんば恒心なしと言ふ。恒産なき者は、重大な陪審の任務には適せないのと、相当な産ある者に非ざれば、随時呼出された時の時間と費用の負担に耐へないといふので、斯く規定せられたのである。

第四は、読み書きが出来ない者に、陪審評議が勤まらないのは当然のことである。

以上の理由に依り、資格制限を設けられたのである。

●「愈よ実施される陪審法(2)」(「山陽新報」昭和三年九月三〇日)

その制度の概要

東京弁護士会副会長・弁護士法学士 秋山 襄

以上四つの条件を備へた者は、原則として陪審員に選定せられる資格を有するのであるが、但し資格を有する者の中でも、特別の職業に従事してゐる者(例へば、在職の内務大臣とか判検事、陸海軍法務官、行政裁判所長官及び評定官、宮内官吏、現役の陸海軍々人、庁府県長官、島司庁長、警察官吏、刑務所官吏、税関吏、書記官吏、通信鉄道船舶現業従業員、市区町村長、弁護士、弁理士、公証人、執達吏、代書人、小学校教員、神官、僧侶、医師、薬剤師、学生等)とかは、除外せられることになつてゐる、之等の者は職業柄、陪審員たるに差支へるからである。

七九(七九)

また、禁治産者及び準禁治産者、破産をして未だ復権せざる者、懲役の刑に処せられたることある者、六年以上の禁錮刑に処せられたることある者には、資格を認めないことになつてゐる。

前記の欠格者以外の有資格者にして、陪審員の選に入りたる者は、満六十歳以上の老人、在職の官吏、学校教員、若しくは開期中の議員以外は、病氣其の他重大な事由あらざる限り、任務を辞退固辞することは出来ない。

三、陪審員選定の順序方法

陪審員は前陳の有資格者中より選定するのであるが、方法は大體に於て、市町村役場は毎年九月一日現在を以て管内居住の有資格者を調査し、その中より所属地方裁判所長より割当ありたるだけの翌年所要の「陪審員候補者」を選定する。陪審員は、更にその中より必要に応じ地方裁判所長が選出するのであるが、今その順序を次に項目分けにして説明する。

一、陪審員候補者の任期は、毎年一月一日より十二月末日に到る一ヶ年とす。

二、地方裁判所長は、毎年九月一日迄に翌年所要の陪審員候補者数を定めて、之を管内各市町村に通知命令する。

三、各市町村役場に在りては、毎年九月一日現在に基いて、その市町村内に居住する陪審員有資格者の氏名を名簿に登録し、「陪審員資格者名簿」を作製する。

四、市町村長は、同時に「陪審員資格者名簿の副本」を調整して、

九月末日迄に所轄区裁判所監督判事に送附する。

五、市町村では、翌十月一日より休日を除く七日間、陪審員資格者名簿を一般居住民の縦覧に供する。

六、名簿を縦覧して、若し資格が無いものに登録せられてゐる事を発見した者、若くは資格があるにも係らず登録漏れとなつてゐる事を発見した者は、縦覧期間内及び其の後の休日を除いた一週間内に於て、その旨市町村長に対し異議の申立てをする。

七、市町村長が若しその異議を適當と認めたる時は、直ちに名簿を訂正し、且其の旨所轄区裁判所判事及び異議申立人に対して通知する。

八、市町村長が異議の申立を不当と認めたる時は、意見を附して所轄区裁判所判事に申達し指令を仰ぐ。

九、区裁判所判事指令を仰がれたるときは、二日以内に於て資格を認むるか否かの決裁をなし、市町村長及び異議申立人に対して其の決定を通知する。

一〇、陪審員資格者名簿確定したるときは、市町村長は十一月末日迄に有資格者三人以上の立会ひを求めて、有資格者中より地方裁判所長より割当ありたるだけの陪審員候補者を抽籤に依つて選定す。同時に、選に入りたる者の氏名を名簿に登録して、「陪審員候補者名簿」を作製する。

一一、区裁判所判事は、任意管内各市町村役場に出張して、前項の事務に就き市町村長を監督する。

二、陪審員候補者名簿出来上りたる時は、市町村長は其の副本二通を作製して、一通は役場に存置し、一通は区裁判所判事に送り、正本は十一月三十日迄に所轄地方裁判所長宛送附する。

三、地方裁判所長は、受取りたる陪審員候補者名簿を手許に存置して、陪審公判に附すべき事件が発生したる時に、随時予め定めてある市町村の順序に従ひ、名簿中より三十六人の候補者を抽籤に依つて選出、裁判所に出頭を命ずる。

四、陪審事件担当の裁判長は、更に此三十六人中より抽籤に依つて、結局十二人の「陪審員」を選出公判審理に立会はしめる。

(この方法は後に詳記する)

陪審員選定には、大体以上の如き手続きを経て、即ち一つの陪審事件の公判に立会ふ「陪審員」の数は、結局十二名だけである。而して、一つの事件に立会つた陪審員の任務は、その事件の公判が終了すると同時に消滅し、年内には再び呼出される事がないと言ふのが原則となつてゐる。

四、陪審にかけられる犯罪の種類

以上で陪審員選定の順序は大略了した心算であるが、次にこの陪審裁判に如何なる種類の犯罪にも凡て適用されるかと言ふと決してさうではない。陪審裁判にかけられる犯罪の種類を極総括的に説明すると、刑法犯罪の中でも比較的重い犯罪にして然も被告人が犯罪事実を自白しない場合にのみ陪審の評議にかけられるの

である。従つて、凡ての民事事件とか、又は刑法犯罪の中でも区裁判所に於て審理する如き軽い犯罪、或は重い犯罪にしても被告人が犯罪事実を自認した場合には、陪審裁判にはかけぬのである。又、これを分類すると、法定陪審と請求陪審の二つに分れ、法定陪審とは、被告人より陪審裁判にかけてほしいと言ふ望みがなく共法律の規定によつて陪審に付する謂であつて、死刑と無期の懲役、或は禁錮刑に相当する罪を犯した者の裁判は、被告人の自白が無い限り凡てこの法定陪審に扱ふ事になつてゐる。又、請求陪審とは、被告人より陪審にかけてほしいといふ望みがあつた時に初めて陪審にかけるのであつて、三年以上の有期懲役刑又は禁錮に該当する事件は凡てこの請求陪審に属してゐる。

換言すれば、殺人強盗であると殺人放火であるとか言ふ種類の犯罪は法定陪審に属し、横領であるとか窃盗であるとか言ふ種類の軽罪は請求陪審にかゝる。

然しながら、前記の如き長期に該当する犯罪であつても、皇室に対する犯罪であるとか、内乱罪であると、軍機保持法、陸海軍刑法其他軍機に関して犯したる罪、選挙に関する罪等特種に依る犯罪は、たとえ陪審にかゝる事件と雖も陪審にはかけない規定となつてゐる。

又、法定陪審にかかる事件と雖も被告人より陪審にかけたる事を辞退する旨の申出があつた時は、通常手続きにより裁判を行ふ事になつてゐる。

同陪審法の第一条には、「陪審の評議に付して事実の判断をなす事を得」と規定してあつて、本法は絶対法ではないのである。

●「愈よ実施される陪審法(3)」(「山陽新報」昭和三年一〇月一日)

陪審法の概要

東京弁護士会副会長・弁護士法学士 秋山 襄

五、陪審裁判の概要

次に、愈「陪審裁判」の事に移るのであるが、その概要は、先づ地方裁判所長は、陪審の評議に附すべき犯罪事件が発生してその事件の予審が終結し、陪審にかける事にきまつて公判の期日が定まると、陪審員候補者名簿に基き、予め定めてある市町村の順序に従つて或市町村よりは何人、或市町村よりは何人という比例に、抽籤に依つて三十六名の陪審員候補者を選出する。而して、その選出に入つた三十六人の候補者に対して、「来る何月何日陪審員として何々地方裁判所に出頭せよ」と言ふ呼出状を發する。

斯くて、纏て公判の期日が到来すると、呼出状を受取つた陪審員候補者は、病氣とか其他重大な事故のない限り、茲に初めて陪審員として指定時刻を違へずに地方裁判所に出頭する。此の場合の出席者が、三十六人の中廿四以上揃へば良いのであるが、若しも事故欠席者が多くして廿四人に充たない場合には、地方裁判所

長は更に補充呼出しの手続きをとらねばならないから、従つて公判の期日は延期となり、出頭した陪審員及び裁判所当局其他の関係者に対して迷惑をかける事になるから、呼出状を受取つた候補者は注意すべきである。

幸にして二十四人以上の陪審員が揃ふと、事件担当の裁判長は、更にその中から實際公判審理に立合ふ十二名の陪審員を選出する手続きをとる。その方法は、裁判長が出頭した二十四名以上の陪審員の氏名票を全部抽籤函に投入して、裁判官、検事、陪審員、被告人、弁護士等が凡て揃つた法廷におき、順次抽出して当籤した者の氏名を読みあげる。すると検事は、その時その氏名を聞いてみて、若しも当籤した者の中に当該事件の被告者であるとか、被告の縁故者であるとか、特別の関係人がある事を見出した場合は、法律の定むる処に基いて直ちに「忌避」と叫ぶ。若しも何事の関係なき者が当籤した場合には、「承認」と叫ぶ。被告も、検事と同様に裁判長の読み上げる名を聞いてみて気に入らない者があつた場合は、「忌避」と呼び、陪審員として立会つて貰つて差支へない人であつた場合は「承認」と言う。斯して、順位に従つて、結局承認された者十二名だけが審理に立合ふ事になる。忌避された者、或は落籤した者は、静かに去つて行く。

十二名の陪審員が定まると、愈公判の手続きに入るのであるが、その順序は大体に於て是迄の地方裁判所に於ける公判と變りはない。唯十二人の陪審員が公判廷の向つて右前方に居並ぶのであつ

て、関係者一同が着席を終ると、先づ最初に裁判長は陪審員の宣誓を求める。陪審員が「これより公平に職務を行います」と云ふ宣誓を済せると、検事から公訴事実の陳述があり、次に裁判長より被告の身分調べ、事実調べ、証拠調べがあつて、最後に再び検事より論告があり、弁護人の弁論に入る迄の順序は、全然是迄の公判形式と同一である。

以上の手続きが済むと、陪審裁判に於ては裁判長の「説示」に入るのであるが、此の説示という事は陪審裁判に於て極めて重要なことであつて、裁判長より陪審員一同に対し、「この事件の証拠関係はどうなつておるか」、「実際の点が法律上問題になつて来るか」等と云ふ事を説述するのである。この説明を聴取すると、法律に暗い陪審員も略々裁判の山が判つてくる。陪審員一同に事件関係が諒解出来て来ると、次に裁判長は、「被告は果して如何なる事実を行つたか、否か」と云ふ事を聞く、「問書」と云ふものを認めて陪審員全部に渡す。

問書を受取つた陪審員は、それを持って評議室に退く。評議室に入った陪審員は、一同の中から「陪審長」といふものを選び出し、この陪審長は、即ち議長の職責をとり、評議整理の任務に當つて、裁判長より出された問ひに肯定するか否か評議をし合ふ。評議を終ると採決するのであるが、その方法は、陪審員中の過半数——即ち七人以上の同意がなくては不可ない。若し七人以上、裁判長が出した問ひを肯定すれば、陪審長は問書の端に「然り」

岡山における陪審裁判

と記入して法廷に持ち帰り、裁判長に提出する。反対に七人以上裁判長の問ひを否定する者があれば、「然らず」と記入して提出するのである。その答へる事を、法律の上では「答申」と名づけてゐる。

陪審長より答申があると、裁判長は一応それを精読した上で、書記をして問書と答申の文言を朗読せしめる。

此の答申の朗読が済むと、陪審員の任務は凡て終了を告げるのであつて、一同は茲に解任されて退席するのである。

扨て、以上で陪審員の任務は終了するのであるが、裁判所は最後に陪審員の答申を相当と認めた時には、次の手続きをとる。

●「愈よ実施される陪審法(4)」(山陽新報「昭和三年一〇月二日」)

陪審法の概要

東京弁護士会副会長・弁護士法学士 秋山 襄

即ち、

(一) 陪審員の答申が被告の犯罪を肯定する答へであつた場合には、検事及び弁護士から今一応情状に就いて論じた上で、裁判所は諸般の事情を総合し被告人に対して「有罪」の判決を宣告するを原則とする。

(二) 陪審員の答申が被告人の犯罪を否定する答へであつた時に

は、裁判所は「無罪」の判決を宣告して被疑者は放免さるゝを原則とする。

故に、陪審員の任務は裁判所に対し判決の大綱骨子を指示するものであつて、その責任たるや実に重い。加ふるに、この陪審裁判は一番にして終審となり、上告のみ許されて控訴を許されないのであるから、その責務は益重い。陪審員の評決が基礎となつて、人の一生を左右する事になるのであるから、その職務遂行の上にて、私心を挿む様な事があつては決してならない。裁判は唯一の正義擁護者であり、国は正義に依つて立つてゐる事は、前にも述べた通りである。

欧米諸国にありては、余程以前より此の陪審制度が採用されて居り、陪審にかけては相当の経験を積んでゐるが、今尚往々にして陪審員が感情に走る結果、疑獄を産む実例を時々見つゝある。此の感情に反する事も、陪審員にとっては一大禁物である。

六、陪審裁判の長短

最後に、此の陪審裁判の利害、得失と云ふ点になると、我国に於ては未だ未知の問題に属し、愈実施された暁でなければ真実の成績は判らぬのであるが、従来の専門家に国民の常識判断を加へた裁判であるから、一步進んだ裁判である事に間違ひはない。且、陪審員の答申が仮令誤つた答申であつたとしても、裁判所はその答申を全部鵜呑みに取入れるとは極つてゐないのである。裁判所は、その専門家の立場から、陪審員の答申が明白に誤りであると

認定した場合には、更に他の陪審の評議に附して公平な判決を下す事にするのである。

それ故、陪審裁判に於ける事実審理は、先づ以つて唯一審に過ぎず、控訴が出来ないで、唯極めて限定せられたる理由を以て上告が成立つと云ふ事だけが物足りない点であるが、従来の裁判よりは、確かに理想に近い裁判である。従つて、万一被告に問はれた者の立場より言へば、進んで此の陪審裁判に附議せられん事を要望すべきである。

而して、更に公廷に起たされた被告人は、堂々と有の儘の事実を陳述し、若し事件に関連して証人に呼出された者は、証人義務の重大なる事を想うて真実を守り、裁判長当局並に陪審員に誤判の憂ひなからしめ、以て裁判の公正を維持する事が肝要である。

尚、余等一般国民は、我国司法史上に画時代的な此の陪審制度を施行せられるを機として、愈司法威信の宣揚と正義の伸長に力を協せ、仍つて以て国運の隆昌を扶翼したいものである。

(3) 陪審法の実施に当たつて

●「珍らしい判決記録」(「山陽新報」昭和三年九月三〇日)

十月一日行幸遊される際、展覧に供すべく準備

来る十月一日聖上陛下東京地方裁判所に行幸遊ばさるるについで、当日大審院図書室を参考書陳列室に充て、往時の珍らしい判決記録とか断刑書とかを一室に陳列して展覽に供することとなり、その下準備として、二十九日正午原法相、濱田小原兩次官、牧野大審院長、小山検事総長等が、珍らしい記録を見て廻つたが、其珍籍は左の如きものである。

一、明治十六年九月の刑事裁判書に専任判事小村壽太郎（後の侯爵外務大臣）の署名のあるもの
一、明治三年九月兵庫県記録 伊藤俊介（博文）の署名ある裁判記録

一、明治元年四月警保事務局書類 近藤勇断刑届
一、明治四年十月断刑証書 井上馨、伊藤博文、澁澤榮一に対する言渡

一、明治七年岩倉内大臣邀撃記録 負傷現場見取図
一、明治十六年河野廣中福島事件記録
一、明治九年熊本神風連事件記録
一、明治十一年大久保利通射撃事件記録
一、明治十五年板垣退助遭難事件記録
一、明治二十四年津田三藏事件一件記録
一、明治二十六年相馬事件記録二冊 後藤新平の拘引状と同保釈願並に履歴書

岡山における陪審裁判

●「けふ実施の陪審法」〔山陽新報〕昭和三年一月一日

十月一日、今日ぞ我国立法史上特筆すべき陪審法の施行せらる、司法記念日である。天皇陛下には、この記念すべき日、特に我裁判所の構成法を御覧遊ばさるるため、東京地方裁判所へと意味深き行幸を遊ばさる。この日、陛下行幸の御順序を拝するに、陸軍通常礼装に大勲位略章を佩ばれ、珍田侍従長御陪乗の略式自動車鹵簿に召され、一木官相、奈良武官長その他供奉の上、午前十時宮城御出門、同十時五分東京地方裁判所御車寄に着御、原法相以下高等官約三百名の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて、三階大審院長室の仮御座所に入らせられ御少憩の後、原法相以下親勅任官に拝謁を賜ひ、同十時五十分原法相御先導御説明の上陳列室の参考書類判決書並に中野刑務所以下各刑務所における囚人の製作品等を御覧遊ばされ、次いで十一時二十分より同じく法相御先導にて大審院第一号法廷を御覧、斯くて牧野院長の御説明を御聴取あらせられ、控訴院第三号法廷において判検事以下各奏任官約三百名に列立拝謁を賜る由、それより今日の行幸の眼目である陪審法廷に成らせられ、同法廷並に陪審員評議室につき田中裁判所長の説明を御聴取遊ばされ、更に予審廷を順次御巡覧、御少憩の後同十一時四十分還幸あらせらるる筈。（東京電話）

実に隔世の感

完璧に達成した我が立憲政治

司法大臣 原嘉道氏談

多年国民翹望の的となつて居た陪審法が、愈本日を以つて実施せらるゝこと、なつたことは、我々国民として大に祝福慶賀せねばならぬ一大盛事である。言ふまでもなく、陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏則ち判事が単独に行ひ來つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむることを基調とし精神とする、所謂国民裁判を指すのである。本来立憲治下にありては、其の立法たると行政たるとを問はず、苟も

國務の遂行運用に當つては、之れに民意を加味せしめ、國民をして國民の政治は國民自ら之れを行ふのであるとの觀念を抱かしめねばならぬのである。然るに、我國に於ては、今日まで立法行政の兩方面に於ては、選挙の方法により代表されたる人民の意思が國政遂行の上に表現されて居つたけれども、独り司法裁判の上には、國民意思の反映と認むべき何物も加味されて居らず、裁判事務を常職とする官吏のみが刑事の裁判則ち國民の犯罪有無の判断を為し來つたのであるから、立憲政治の本筋から云うても、従来の制度は未だ其の完きを得ない感を免かれなかつたのである。尤も、外國に於ては、為政者の暴虐に対し國民の生命財産の安全を保護する趣旨に於て、陪審制度を採用した処もあつたが、我國に於ては、古來より全国的に（一地方の藩主等には多少あつた）

暴虐擅恣の為政者があつて勝手次第に人民を逮捕監禁審問懲罰したり或は苛斂誅求を事とした実例はないのであるから、彼の外國に於ける如く、従来の官吏裁判では國民の生命財産の安全は望まれないと云ふ國民感情があつたことはいないのであるが、多数の國民中には、官吏たる警察官や検事が取扱つて來た事件を更に官吏裁判官が裁断するのであるから、

司法権は獨立とは云ふもの、絶対公平を望むことは出来ないと考えざる者があつて、従来の裁判制度に不満を感じることあるを免れ難いのである。而して、國民が裁判制度に不満を云ふことは、現在の法律生活に不満を云ふことであつて、國民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、國民をして真に法律生活を満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。従つて、國民をして裁判所を飽迄人權擁護の機関正義發揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来の官吏のみに依る裁判制度に变革を加へ、國民をして罪の有無は自分等の同輩同僚たる人民に依り決せられるとの安心を得せしむることが必要となつて來るのである。之れが、即ち我國に於て陪審法を設くるに至つた根本の主旨である。斯くの如く、我國の陪審制度採用は、諸外國のそれとは稍其の事情を異にして居るのである。之れを再言すれば、外國に於けるが如く、暴虐政治の反動として此の制度が生れて來たのではなく、大多数國民は従来の裁判制度に信頼して居る事は疑ないのであるが、仮令

極めて少数の者でも従来の裁判制度に不満足なものがあるならば、新制度により、陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民則ち何等捉はれざる同胞の判断に依り、罪の有無を定めしむることが一層人權擁護の精神を明にし、裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以であると云ふことが、此の新制度採用の本旨である。

従て、其の内容に於ても、外国の陪審法とは大いに其の趣を異にし、現行裁判制度に不満なもののみが陪審員の判断を受くると云ふ、所謂任意陪審制度となつて居るのである。斯くの如く、陪審制度即ち国民裁判制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法、行政、司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧に達したと云つても誤りなしと信ずる。之れを要するに、陪審法の実施は、啻に我が刑制史上曾て見ざる一大革新たるのみでなく、実に我が立憲政治上に一大時期を画したるものと云はねばならぬ。然しながら、法は死物である、其の運用の如何によりては、善法も悪法と化するのであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるに於ては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止らず、却つて害悪を国家社会に流し悔を千歳に遺すこと、なるのであるから、選ばれて陪審の任に当る陪審員諸君は勿論、一般国民就中証人鑑定人等として事件に干与する人々は、充分に陪審制度の

精神を了得し、陪審判審は国民が親ら同胞の罪の有無を定むる真の国民裁判であつて、曾てなき人權擁護の良制度である趣旨を

充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡、即ち「正義を与ふる機関である」との誇りと識見とを以て、此の制度の運用に当り、万違算なきを期せられたい。東洋の刑制史上、曾て見ざる人權擁護の制度たる陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に之れが有終済美を希うて止まぬものである。

責任一段と重大

益々自重精勵を望む

田中首相の談

国民が多年期待してゐた陪審法は、今日即ち昭和三年十月一日から実施されることになつた。この日、天皇陛下には、特に親しく大審院に行幸あり、司法事務の實際を御親閲あらせられるは、洵に有難き思召と拝察し、お互に国民の責任は一段と大なるを覚えるのである。陪審制度とは、一口に云へば国民が直接司法手続に参与することである。即ち、裁判の手続は、従来専門裁判官のみで行はれてゐたものを、国民がこれに参与して円満完全なる裁判を行ふことであつて、裁判上重大なる意義がなくてはならぬ。吾々国民は、すでに議會において立法に参与し、地方自治において行政に参与し、今又陪審法の実施に依つて司法に参与すること、なつた。即ち、国民三権の各々に参与することになり、いよ

く、立憲国民たるの実を挙げる様になつたことは、吾々日本国民の誇りであると共に、重大なる責任觀念を喚起するは勿論、ますく、自重精勵して君恩の尊きに酬い奉らねばならぬと信ずるのである。(東京電話)

●「批判と要求」(「山陽新報」昭和三年一〇月一日)

愈陪審法の実施

国民の理解と活用を望む

陪審法の実施は、司法界宿年の与論であり、国民多年の宿願であつたが、遂に四十六議會を通過し、大正十二年四月十八日法律第五十号を以て公布せられ、そして、十月一日より、愈これが実施を見るに至つた。

陪審法は、いふまでもなく裁判の手續に當つて国民を参加せしめ民意を汲むことを精神とするもので、欧米諸国においては、すでに夙に実施せられ、いづれも好成绩を挙げているところのものである。但し、陪審法の内容に至つては、もとより国情民俗を異にするに従つて、種々様々であつて、英国の如きは刑事事件のみならず、民事事件にもまた陪審制度を適用してゐるが、わが国の陪審法にありては一定資格の陪審員を定め、これを刑事事件の事実問題——即ち、刑事被告人が如何なる事をなしたるかといふ事

実問題の審理に當りて、評議答申せしめる事となつてゐる。即ち、多衆の中にありて民情に通ずる陪審員をして、事実問題の審理に参加せしめ、以て事実審理に関して一層の公正を期し、裁判官はまづこれが採否を決し、採用したる場合は、これを基礎として裁判を決定する組織となつてゐるのである。従つて、在来、裁判に關する全責任は、裁判所が負つたのであるが、今後は参加陪審員もまた其の一部を負担する事となるのであるから、陪審員の責任は極めて重大である。

いふまでもなく、わが国の裁判制度に、かくの如く普通国民を参加せしむる制度を採り入れた事は、わが国の司法制度に一新時期を画するものといふべく、従つて、始めてこれが実施せられし昭和三年十月一日は、永く国民に記憶せらるべき一日でなければならぬ。

いふまでもなく、陪審制度は其の精神において立憲政治の精神に相照応するものといひ得べく、立憲政治に好成绩を挙げ得る国民は、陪審制度においてもまた良好の成績ををさめ得る筈である。而して、わが国民が如何によく陪審制度の精神を理解し、これを活用し得るかは、無論、今後に徴するの外なきも、折角、与へられたる画時代的な司法制度を活用するもせざるも、一に国民の覚悟と理解との如何にあるといへる。従つて、国民は陪審法の精神を十分に理解し、これを活用する事に努める義務がある。殊に、陪審に参加するものは、上述の如く、其の責任頗る重大なるが故

に、自ら自己の地位を自覚し、誤りなきを期すると共に、陪審法の精神を發揮することに、最善の努力を傾倒しなければならぬ。聞くところに誤りなくば、陪審なる語は、宣誓の語より転来したものであるとの事である。而して、陪審制度において陪審員の宣誓が特に尊重せられるのは、一に陪審員の良心と理性との声を要求するが為めであらう。即ち、陪審制度活用の鍵の一つは、実に此処にありともいふべく、従つて、陪審員は特に此の精神を理解し、神聖にして尊ぶべき義務を遂行して、陪審制度の精神を發揮することに努めなければならぬ。

かくして、陪審制度の精神を生かしめ、記念すべき本年十月一日をして輝きあらしめよ。

●「本日より施行さる陪審法に就いて」(「山陽新報」昭和三年一〇月一日)

岡山地方裁判所長 森 榮

陪審法は本日より施行せられ、司法裁判制度に対する一大革新の時代が到来致しました。此機会に於て、県民諸君へ其の御挨拶を兼ね希望を申し上げたいと存じます。

畏くも天皇陛下には、先きに小原司法次官を召して陪審制度に関する講話を言上せしめられ、本日は又東京地方裁判所に行幸あ

岡山における陪審裁判

り、親しく陪審法廷等を御巡覧あらせらるべく御沙汰ありし由承り、我々法曹は、在朝在野を論ぜず其の光榮に感激せざるものなく、国民と共に陪審制度の善用に努力し、以て大御心に副ひ奉らんことを期して居る次第であります。

抑裁判の目的は、正義の道を明かにするにありまして、我々国民が各々其堵に安し、職を励み自己の本分を尽し、他人を害せず社会の安寧と幸福を図り、共同生活を維持することを得ますのは、即ち正義が行はれて居るからであります。若し裁判に誤り多く、正義は行はれず、或は罪なき者が罰せられ、又は罪を犯すも刑罰を免かる、が如きことがありましたならば、社会の秩序は紊乱し、国民は一日も其の生活の安定を保つことを得ませぬ。国家と正義とは、寸刻も離るべからざるもので、正義は国家の礎であるから、国家を構成する国民が、裁判官と共に裁判の公正を期せんが為めに陪審員となつて、裁判手順に参与するのは当然のことでありまして、陪審員は正義の擁護者と云ふべく、誠に名譽の職務と申さなければならぬ。陪審員となつたものは、喜んで裁判所の呼出に応じ、其の期日には必ず出頭し、其の職務を執るに當つては、熱心に裁判官の審理を聴き、感情に走らず利害の念に駆らる、ことなく、公平に常識に訴へ、裁判官の問に対し自己の所信を述ぶることに注意致されたいのである。

正義を尊重することは、国民も裁判官と変りはない。唯だ、従来国民と裁判官とが別々に之を敬愛して来たのであったのが、陪

八九(八九)

審制度の実施により、国民と裁判官とがしっかりと手を握り合ひ、正義の光りを擁護することになり、国民が陪審員となつて裁判手続に参与し、裁判に親しみを持つこと、なつたため、我司法権に対する国民の信頼は一層厚きを加ふること、思います。

陪審制度は、国によつて或は其の価値を發揮し、或は又其の弊害に苦んで居るのでありますが、之を立派に行ひますれば、甚だ美しき成績を挙げます。けれ共、之を悪用する時は、頗る危険なる結果を生ずるものであることを忘れてはならぬ。

我陪審法は、裁判官の裁判に満足を感じないがために必要を認められたものでなく、国家の正義は裁判官のみに依つて保護せらるべきものでない、国民も亦其の保護者たるべきものであると云ふところから陪審員とならしめたもので、国民がよく其の制度の精神を理會せず之れを善用することが出来ないと、反てこれが為め裁判の公正を害する恐れあり、其の事例に乏しくないので、今回我が此の制度を採用したに付き、世界列国は興味を以て環視注目して居りますから、国民は重大なる責任を負はされたものであることに注意して、斯法の運用上遺憾なきを期せられたいのである。

●「不滅燈」〔山陽新報〕昭和三年一月一日

▲重大なる意義と使命をもつ陪審法がいよいよけふから実施さ

れる▲陪審法とはどんなものであるか、模擬陪審などで、宣伝これ努めては居るものの、一般には未だ不徹底の域を脱し得ない▲が、裁判の民衆化たる陪審法は、普選と共に、われ等の正義を実現すべき好個の法廷だ▲たゞそれ、私利、我欲、不正賄賂、ともいふべき時代に、潜在良心の表現をのぞむ、陪審法実施に幾多の不安を宿してゐるともいへるところに、興味がある。（後略）〔岡山市議選〕

●「模擬陪審裁判」〔山陽新報〕昭和三年一月一日

「然り」の答申書で、陪審員見事に及第

きのふ岡山の新法廷で模擬裁判

今日から実施の陪審法

今日実施される陪審法に先だつて、岡山地方裁判所の模擬陪審裁判は、卅日鹿島裁判長、鈴木大井両陪席係り、小澤検事、岡崎、足利弁護人立会の上、新装成つた陪審法廷に開かれた。選ばれてはゐるが、実は人を裁くと云ふ重大な仕事に初めて関与する、素人である陪審員試練の意味が多分に含まれてゐる、今日の模擬裁判である。試みられる陪審員は、抽籤によつて選び出された、岡山市在住の陪審員候補者中の卅六名。

ダイナマイトで愛妻惨殺事件

「合意心中」か「殺人か」

秋の朝の光が流れ込む、和やかに明るい法廷ではあるが、公判手続はすべて厳粛に行はれた。開廷前から傍聴席や特別傍聴席を埋めた判検事、弁護士、庁員五十余名の前で、卅六名の陪審員は更に抽籤により正員十二名と補員二名に撰られ、可成り長い時間が費された資格調、構成を終って裁判長は公開を宣する。選ばれた陪審員は、左の十二氏で、職業別に言へば商業七名、農二名、教育者二名、無職一名である。

兒島鹿藏、關場八郎治、藤原孫太郎、大饗梅三郎、瀧川守治、

矢吹孝治、門田辰三郎、坂正裕、中原猛郎、村岡定四郎、野田

一、江國猿次郎 補助陪審員 佐藤春造、河合嘉善

今日裁きの庭に扱げられた事件は、数年前岡山県児島郡灘崎村に起つた惨虐なダイナマイト殺人事件を、森裁判所長自ら脚色したものである。検事の述べた公訴の事實は、次の如くである。

公訴事實

岡山県上房郡上有漢村当時住所不定無職

工藤 冬二(三四)

被告人は、静岡県引佐郡奥山村の鉱山坑夫として雇れ中、同村大澤松太郎の三女大澤キン(二七)と関係し結婚を両親に申込んだが、応ぜぬため、キンの実兄である岡山県児島郡灘崎村大澤秋三

岡山における陪審裁判

方にキンと共に寄食して居たところ、秋三より離別を迫られたので、未練の結果無理心中を企て、昨年十二月廿五日ダイナマイトに点火して、裁縫中のキンを抱きつき、その爆発によりキンを惨死せしめ、自は重症を負ふに止つて、自殺の目的を遂げなかつたものである。

被告人は、裁判長の訊問に対して、頭から予審終結決定書の誤りを陳べ、「合意の心中であります」と先づ否認し、分れる位なら死ぬる——と云ふ双方の心持が瞬間的に合致して、突嗟の間にかねて持ち合せたダイナマイトによる心中を選んだのであります、と甘く否認して行き、

検事及び予審に於ける自白を裁判長から詰られるや、「当時死に後れて重症を負うた苦しさに、死に度いと云ふ心から、自分が無理にキンを殺したと言つたのであります」と、飽くまで否認して事實調を終り、証人三名の証言は、内二名は被告に不利となつて審理を終り、

正午休憩、午後零時五十分続行開廷。検事は、犯罪構成要素に關する事実上及び法律上の問題についてのみ、無理心中である、即ち殺人であると論告し、兩弁護士は、巧みに検事の所論を反駁して、合意の心中である、即ち自殺幫助であると論及し、

裁判長は、合議の上陪審員に対し、本件の事實、証拠、検事の論告、弁護人の弁論等長々と説示し終つて、次の問書を渡し、陪審員は評議室に退廷。

陪審員の評議、第一問に「然り」の答申

実際の判決と立派に符号す

問書

〔主問〕 被告人工藤冬二は、大澤キンの意思に反し同人を殺害せんと決し、昭和二年十二月廿五日正午過、岡山県児島郡灘崎村大字泉大澤秋三方に於て、雷管導火線装置のダイナマイトを爆発し、同女を殺害したるものなりや。

〔補問〕 被告人工藤冬二は、自殺につき大澤キンの承諾を受け、昭和二年十二月廿五日正午過、岡山県児島郡灘崎村大字泉大澤秋三方に於て、雷管導火線装置のダイナマイトを爆発し、同女を殺害したるものなりや。

やがて評議を終つて、陪審長は第一問に然りの答申書を裁判長に提出し、裁判長は陪審員の任務終了の挨拶をなし、陪審員退席の後、小澤検事は殺人及び爆発物取締規則違反により懲役十二年を求刑し、両弁護士は酌情減刑論を試み、合議の結果裁判長は、求刑通り懲役十二年の判決を下して、午後六時半閉廷された。事実この事件の判決も、十二年の刑期であつたので、陪審員等は最も正しく答申した事となつて、目度く幕を閉ぢたのである。

●「天皇陛下裁判所へ行幸」(山陽新報) 昭和三年一〇月二日

聖上陛下下敷裁判所へ行幸

珍しい古記録を御覧

陪審法廷をも御視察

十月一日……今日は、記念すべき陪審法実施の日である。この日、かねて仰せ出された如く、天皇陛下には、畏くも陪審法廷諸般の設備を親しく御巡覧あらせられるため、略式自動車鹵簿に召され、陸軍通常礼装に依り、珍田侍従長御陪乗、一木官相、土岐行幸主務官以下供奉の上、午前十時宮城御出門、全国裁判所の代表たる大審院、東京控訴院、同地方裁判所に行幸あらせられた。

これより先、司法省並に裁判所前には、東京区裁判所、地方裁判所、控訴院、大審院などの各判任官以下公証人、弁護士等堵列奉迎申上げ、御召車は十分裁判所正面御車寄に御著、法相以下牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中地方裁判所長、鹽野検事正などの奉迎を受けさせられ、陛下には直ちに法相の御案内にて大審院長室に設けられた御座所に御脚、御少憩の上法相以下六長官、富谷、横田両前大審院長、本省局長、控訴院長及検事長に拝謁を賜ひ、大審院長及検事総長より司法事務に関する現況を聞召され、終つて再び法相の御先導にて、刑事参考品並に刑務所製作品陳列室に成らせられ、原法相御説明の下

に種々の御品に御眼を留めさせられ、別けても故伊藤博文公の署名ある記録や故小村壽太郎伯の判事時代の判決書や板垣退助其他維新志士の調書、日比谷焼打事件等の古記録をいとも御興深氣に一々御手に取らせられて御覧あらせられ、階上なる大審院大法廷、控訴院大法廷を経て、清装のなつた陪審員法廷に玉歩を運ばせられたが、陛下には畏くも個々の設備につき一々御下問あらせられつ、いと御丹念に御視察あらせられた。これより予審調室、階段の横側にある法律制定の功労者ポアソナードの肖像を御覧あらせられ、検事総長室に設けられた第二御座所に御少憩後、十一時四十分同所御発諸員奉送裡に還幸あそばされた。司法省では、此の栄ある日を永久に司法省としての記念日と定め、ますく司法権の宣揚に努力することになっている。(東京電話)

勅語を賜る

天皇陛下には、一日裁判所行幸の際、司法部に対し左の如き優渥なる勅語を賜つた。(東京電話)

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ

国民ノ権利ヲ保全シ

国家ノ休戚之ニ係ル

今ヤ陪審法施行ノ期ニ会シ

一層恪勤奮励セヨ

岡山における陪審裁判

●「司法記念日」(「山陽新報」昭和三年一〇月二日)

陪審法実施の日

司法記念祝賀式

岡山でも盛大に挙行

陪審法実施の十月一日を永へに記念する、司法記念祝賀式は、一日午前十一時から岡山地方裁判所検事局で行はれた。式は、森所長の挨拶につき、岡崎弁護士会長、三邊知事の祝辞があつて、来賓五十四名は陪審法廷、同宿舍等を縦覧し、正午来賓庁員等二百七十名祝賀の宴を張り、最も盛会裏に午後一時散会した。

●「陪審法廷・陪審員宿舍公開」(「山陽新報」昭和三年一〇月三日)

陪審法廷見学

招待された県下の陪審員や県市議、小学校長や町村長ら

けふとあすに五千人

岡山地方裁判所では、県下の陪審員候補者、県市会議員、小学校長、町村長等五千名に招待状を發して、二日、三日の兩日陪審法廷と陪審員宿舍を參觀せしめてあるが、二日は午後三時までに縦覧者千名、いづれも、旧法廷と比べてみて、採光や天井の電飾、

椅子の配置など、如何にも文化的な明るさに輝く法廷の内部と、判官席の直ぐ後から廊下で繋がれた宿舎に、寝台や絹の寝具が整然と並べられたアパートメント式の清楚な室を感じてながめて行った。

(4) 陪審法の実施状況

●「山陽新報」昭和三年一月三日

陪審法にかゝるの、今のところ四件

陪審裁判の用意は整ったが

岡山はまだ一件も来ぬ

法廷は新築せられ、陪審模擬裁判まで行つて、陪審制に備へる係員の手配は全く整ったが、岡山地方裁判所では未だ一件も陪審事件が来ぬ。然し乍ら、目下予審中の十六件の内四件は、怎うあつても陪審法にかゝる事件で、あと十二件は被告人の希望によつて陪審にでもなる請求陪審事件である。地方の公判部には、未済十件の公判はあるが、いづれも九月中に期日が決つてゐるので、たとへ当然陪審にかゝる事件でも、普通公判として開廷されるのである。

●「山陽新報」昭和三年一月一日

陪審法では罪が軽くなる

放火二件何れも無罪

実施以来の成績しらべ

十月一日から陪審法が実施されて以来、現在司法省に到達した報告によると、全国で既に陪審裁判をやつてゐる六ヶ所の内、福岡、樺太の殺人事件は其結果が分明せぬが、其他四ヶ所の分は、

大分 殺人未遂 傷害

水戸 放火 無罪

名古屋 殺人 未遂

新潟 放火 無罪

となつてゐる。そして、従来各裁判所で行ひ来つた裁判は、勿論厳正公平でその間一点の疑念をはさむ余地がない程であつたが、素人たる陪審員が公判に参加したため、その素人の常識判断が公判上にかくも顕著に反射して、殺人未遂が傷害となり、殺人行爲が未遂らしく見えるやうになつたのも不思議であるが、その答申をした、め、余程罪が軽く裁かれるのである。然して、専門家たる判事の裁判する法律的效果と、素人の参加したための法律的效果の比較は、将来上級裁判の上にも好参考資料となり、その効果の強弱によつて、陪審法發達に影響する点も多いので、今後熱心

に統計をあつめて、英米の例に鑑み深甚の注意を払ひ、誤るところなく指導する方針であると。(東京電話)

●「山陽新報」昭和三年一月二日

陪審制の採用から、裁判に「明るい光」を

普通裁判にも反映して

実施の効果を如実にものがたる

国民の大きな要望と、期待とに生れた、陪審法が実施されて早くも二ヶ月をすぎた。この間に、十月二十三日の大分地方裁判所の殺人未遂事件を皮切りとして、公判準備手続の分を加えると、十数件に達する。その判決の結果を見ると、

第一審の大分のは、殺人未遂で起訴されたものが傷害と答申し採用され、水戸の放火事件は無罪となり、名古屋の殺人未遂事件は起訴通りの答申で懲役六年、新潟の放火事件は無罪、岡山の嬰兒殺しは起訴通りの答申で懲役一年六月但し三年間執行猶予、近畿地方最初の陪審事件——大阪住吉の義理の叔父殺しは、傷害致死の答申が採用されて執行猶予となり、浦和の先妻絞殺事件は殺意ありと答申、懲役七年の判決があった。

以上、陪審裁判の結果について、在野法曹の意見を総合すると、大分のは無難だが、名古屋のはその刑重きに失する、水戸、新

岡山における陪審裁判

潟の放火事件の無罪は、その答申が妥当であらう、大阪の事件は検事は殺人としては争ひのない案件だと主張し、裁判官もまた殺人罪を肯定してゐたが、結局陪審では傷害致死と答申された、これは非常に注目するといふ。陪審員の答申を否なりとして、他の陪審評議に付したのが二件ある。まだ、わが陪審裁判は序幕の序幕で、今からその結果を批判するのは早計かも知れぬが、しかし陪審裁判実施の反映が早くも普通の裁判にまで顕著に反射してゐる事實は、素人目にも明らかに認められてきた。これまで、裁判といへば、なんだか

陰鬱な気分を味はせたものだが、陪審裁判で素人たる陪審員が裁判に関与し、素人の常識判断が公判上に現はれるやうになつた結果、いはゆる「明るい裁判」を痛感せしめ、普通の裁判にも刑が従前に比し幾分軽くなつてきたなどの現象は、まさに陪審裁判実施の効果を如実に物語るものではあるまいか。この結果は、検事の方にも響いてきたやうだ。

その顕著な一例は、三十日大阪控訴院で開かれた、小笛殺し事件の廣川糸太郎に対する検事の論告である。検事控訴をしてゐる事件であるのに、検事は二博士の鑑定の結果を見て、「疑はしきは軽きによる」の原則により、進んで無罪の論告をしたことで、以前は検事が進んで執行猶予を求めることがあつても、無罪を論述したことは極めて稀のことだつた。

かく検察、裁判の上に「明るい光」が点火され、国民が最も信

頼せる裁判が、総じて明るくなってきたことは、なんといつても喜ばしいことである。

●「山陽新報」昭和四年六月九日

請求陪審は少ない、実施以来僅かに四件

費用全部が大抵被告負担の判決

これではプロ階級はやり切れぬ

昨年十月一日陪審法実施されてから満八ヶ月を経過するが、この間判決を宣告された法廷陪審事件数は、全国を通じて九十余件で、相当の成績を上げて居るに拘らず、一方、請求陪審事件で判決を宣告されたものは、新潟に於ける放火罪、福岡の傷害致死、大阪の恐喝、甲府に於ける傷害致死の僅四件に過ぎない。

何故斯様に請求陪審裁判が少ないかといふ原因について、司法省刑事局で調査を進めたが、右は訴訟費用に基くものであると見られて居る。即ち、陪審法百七条に於て、「請求陪審にかけられたもの、訴訟費用（注、陪審費用）は、一部又は全部を被告の負担とす」と定められてゐるが、実際に於て裁判長より費用全部は被告の負担とすとの判決が宣告されて居るのである。陪審事件の訴訟費用（注、陪審費用）は、少くとも三百円を下らず、一般プロレタリア階級に執つては過大な負担であることは争はれない。この点

に關しては、陪審法実施當時にも、一部ブルジョア擁護法であるとの論難が起り、問題となつたのであるが、実施後、在野法曹側の非難も多いので、被告人の資産状態に応じて、適當負担の判決を宣告する様改めてどうか、との意見が漸次有力となつて来た。
（東京電話）

（注）「請求陪審」では、有罪になると、通常公判の場合と同じく、刑事訴訟費用法に基づく証人・鑑定人などに対する日当・旅費・止宿料などの「訴訟費用」の全部または一部を負担し（刑事訴訟法第三三七条）、更に、陪審法に基づく「陪審費用」、すなわち陪審員に対する呼出費用・旅費・日当・止宿料を「訴訟費用の」一部とし（陪審法第一〇六条）、その全部または一部を負担する（陪審法第一〇七条）。また、「法定陪審」では、有罪になつても、「陪審費用」を負担することはないが（陪審法第一〇七条）、通常公判の場合と同じく、刑事訴訟費用法に基づく「訴訟費用」は負担する（刑事訴訟法第三三七条）。

陪審公判では、直接主義の原則（陪審法第七一条）から、多数の証人訊問を行うので、「訴訟費用」（刑事訴訟法第三三七条）は多額に上るのである。

●「山陽新報」昭和四年一〇月二日

けふ司法記念日、記念式を挙ぐ、

岡山地方裁判所で

実施の改正民訴を併せて記念

司法記念日の今日、岡山地方裁判所では、今日から実施の改正民訴を併せ記念するため、午前十時から庁内に記念式を挙げ、次いで正午から庁内外司法関係者二百五十名を招待、祝賀の宴を張った後、同日は休日とした。

改正民訴

最初の裁判はまださまらぬ

改正民訴は今日から実施された訳であるが、岡山地方裁判所における新法による最初の裁判も決まってをらず、それに準備手続は決定後四十五日の猶与期間があるので、自然最初の準備手続の行はれるのは、少くも来月十五日以後となる訳である。

●「山陽新報」昭和四年一〇月二日

陪審員の出頭率満点、一件の費用三百七十円

岡山における陪審裁判

軽罪を願ふ微妙な被告の心理
一周年を迎へた陪審の成績調べ

昨秋十月一日の司法記念日から実施された、陪審裁判もいよ／＼その一周年を迎へたわけだが、国民参与のこの制度が如何なる実績を収めたか、司法当局では、本年八月末日まで十ヶ月間の統計をつくり、この意義深い内容を、来るべき第二回の記念日に、渡邊法相以下司法官連がラジオに、講演に、国民へ報告することに成つてゐる。

今陪審裁判の一年における成績の概略を、統計的に紹介すれば、左の通りである（司法省の調査に拠る）。

○法定陪審 一二四件（死刑若くは無期懲役に量定さるべき犯罪）

一、殺人 七五件（内更新されしもの三件）

▲答申と判決内訳 1、殺人三二 2、傷害致死二九 3、殺人及無罪一 4、傷害及無罪一 5、遺棄致死一 6、過失致死一 7、自殺幫助一 8、脅迫一 9、無罪一

二、放火 三八件（内二件更新）

▲答申と判決 1、住宅放火二二 2、公共の危険を顧みざる放火（刑一一〇条の罪）五 3、非住居家屋の放火（刑一〇九条第一項）一 4、脅迫一 5、無罪九 6、公訴棄却一
三、尊属傷害致死事件（刑法第二〇五条第二項の罪）一件

九七（九七）

▲答申と判決 1、傷害一
四、強盗殺人未遂 四件

▲答申と判決 1、強盗殺人未遂三 2、強盗傷人一
五、強盗傷人 三件

▲答申と判決 1、強盗傷人二 2、住居侵入脅迫一
六、強盗強姦未遂 一件

▲答申と判決 同上二
七、強姦致傷 二件

▲答申と判決 1、強姦致傷一 2、強姦未遂一
○法定請求兩陪審を兼しもの

一、殺人傷害 一件
▲答申と判決 同上二

二、窃盗殺人 一件
▲答申と判決 同上二

三、強姦殺人未遂 一件
▲答申と判決 1、無罪と傷害一

○請求陪審（懲役三年以上の量刑さるべきもの）五件
一、傷害致死 二件

▲答申と判決 1、傷害致死一 2、傷害二
二、非住居放火 二件

▲答申と判決 無罪二
三、強盗恐喝 一件

▲答申と判決 同上二
総計一三二件

司法当局では、陪審は何しろ最初の制度ではあり、今後我国の刑事裁判の根本をなすといふ重大なものだけに、一方ならぬ苦心と憂慮があつたわけである。ところが、蓋を開けてみると、如何に国民一般が陪審裁判に異常の興味と関心とを持ってゐるかといふことが、先づ陪審候補者達の熱心さによつて証拠立てられた。

即ち、全国において行はれた何時如何なる陪審裁判においても、一件についての三十六人の候補者（十二人が正式の陪審員となる）が出揃ひ、其出頭率は殆ど満点であつた。答申の結果も、感情に捉はれず冷静に事実を判断し当を得たものであつて、専門の陪審裁判官、検事、弁護士達も舌を巻いた程上出来なものが多かつた。かくして、陪審裁判の結果は、我国国民の法律生活を明るくしたことは事実である。而し、翻つて此制度の採用が、我国将来の刑事裁判の向ふべき本来の目的を果してゐるか否かは、今以て甚だ疑問とされる。即ち、最初余程多からうと想像されてゐた陪審が、十ヶ月の間に僅に百三十二件といふ少い数を示してゐることで、これは普通裁判にかゝり控訴上告までやつて罪を軽くならうといふ被告が多く、飽までも否認し続け陪審を辞退せぬといふ自信のある者が少い証拠である。

次に、問題となるのは、陪審にかけられる被告自身の心裡状態であるが、事件の真相からいつて犯状歴然たるものでも、たゞ証

抛薄弱なのを幸ひ、世間の同情に訴へて無罪になり度いと、また、どたん場まで来て有罪無罪の決せられる陪審制度の本質に乗じて陪審を要求するのもあり、またこの逆を行くものに、法定陪審の被告で飽まで否認し続け乍ら、しかし陪審を辞退し普通裁判によつて罪を軽くしたりたがるものもある。この両極端を考へ合せると、被告は何とかして罪をのがれ、あはよくは無罪になり度いといふ一心から、一種の射倖的態度で陪審を利用せんとしつゝ、あるのは止むを得ぬことで、無罪の結果のみを考へてゐる被告の心理状態がよくよめるわけである。かかる場合の心理は、疑問の放火犯に無罪が非常に多いのを見てもわかる。

次に日数の点であるが、僅一日で審理を終へたもの六十五件、二日ばかりのもの四十五件、三日間のもの十七件、五日ばかりのものは僅一件（東京最初の陪審山藤寒子の放火事件）のみで、一件につき平均二日はかゝるわけである。

また、費用は総額四万八千七百二十三円五十三銭、平均三百六十九円十二銭であつた。尚大審院への上告件数は、三十二件あつた。（東京電話）

●「山陽新報」昭和五年二月一日

陪審法実施一年三ヶ月、早くも前途に暗影

松江や高松など一回も開かれず

岡山における陪審裁判

徒らに風雨にさらされる陪審法廷

司法省が莫大な予算を計上して、立憲政治の發達と共に發達すべき予想を以て、大成功を夢想しつゝ、あつた、

陪審法が実施以来一年三ヶ月、全国の予定数二千三百件は、僅々その二十分の一強たる百六十件しかなかく、国民熱望の陪審裁判は早くも前途に一暗影を投ずることとなり、朝野法曹界はこの重大なる現象を非常に憂慮するに至つた。中にも甚しきものは、陪審法廷を新築し、堂々たる陪審宿舍も設け、判檢事任命までして準備一切整へてゐるのに、松江、青森、大津、富山、高松の各裁判所は未だ陪審公判を一回も開かず、

風雨にさらされて立ち腐れにならうとしてゐる。今試みに、司法省調査の陪審開廷予定数と實際施行数を示して見ると、

△東京（予定数一年百六十二） 實際施行数十四件、十分一弱△
大阪（同、百十八）同、十三件、十分一強△福岡（同、百十三）同、五件、二十三分一△名古屋（同、八十）同、七件、十分一弱

などであつて、何れも予定の一割に過ぎぬといふ実情にあり、その最も強く予想を裏切つたものは長野で、長野地方裁判所では、地方文化の發達において大阪を除いて全国第一といふので、一年百六件を予定してゐるのに拘らず、僅か一件といふ

不成績で、司法当局も呆然たる状態である。当局の予想と實際

問題とが、かうした極端なる開きを生ずるに至ったのはどうした結果に基くものか、司法省は深憂の余り、来るべき司法官会議の重要案として陪審法の将来についての諮問案を提出する筈である。(東京電話)

●「山陽新報」昭和六年一月一日

陪審裁判の成績がわるい、

同法が施行されて以来、一つもない裁判所が三つ

陪審法は、その実施後既に満三年四ヶ月を閲してゐるが、その後国民の期待に添はず、陪審裁判の成績は兎角不振を極め、司法部内一部では既に改正意見があり、検事の陪審指定起訴等と云ふのも主要な一意見である。只管事件の増加することを待望すると云ふ情勢があるが、司法当局としては、寧ろ陪審裁判の成績不振は、弁論のみの従来の普通裁判が公正で絶対的に信頼を払はれてゐる証左であるとして見てゐるが、実施以来今日までの全国裁判所の陪審裁判の成績表は、

大阪二六、東京二二、大分一六、千葉一三、名古屋、岡山各一〇、大津、浦和、前橋、甲府、和歌山、徳島、高松、高知、福井、長崎、那覇、福島、山形、函館、樺太各一、松江、青森、富山の三裁判所の如きは、満三年を経過するも未だ一回も陪審裁判が

開廷されてゐない有様で、莫大な経費を投じて設備を施した法廷、陪審院宿舎は、徒に立腐れの感があり、係官も全く持て除してゐる。(東京電話)

●「山陽新報」昭和六年四月二八日

さらはれる陪審、一時停止の運命か

今年になって全国でわづか八件

注目されるその成行

陪審法が施行されてから既に四年間になるが、その不人気は益甚だしいので、今度の行政整理で一時これを停止しようとの議が起つてゐる。陪審を施行するに際し、司法当局では、少くとも一年間に二千三百件内外の事件があるものとの予想だったが、

實際は四年間を経過しても、その十分の一にも達しない有様で、昭和三年度は三十一件、四年度百四十一件、五年度六十七件で、本年になつてから僅か八件に過ぎない、といふ不成績である。之を地方別にすると、長野県の如きは、一年間百八十件を予想してゐたのが、事實は四年間に二件の陪審裁判を開いたに過ぎず、当局も聊か面食つた訳で、青森、松江、富山などは未だ一件もない。多いのは、四年間で大阪の二十七件、東京二十六件、大分十六件、千葉十三件であるが、その原因は被告にとつて一審判決で罪が確

定するので、刑が割合に重いといふ観念から一般被告が嫌つてゐるものと云はれてゐる。然し、何れにしても、これを一時停止するとすれば、司法官の大異動を余儀なくされるので、成行が目注されてゐる。右につき、司法当局は語る、

実施以来件数は非常に少ないが、これだけで成績を為云する訳にゆかず、寧ろわが国の陪審員は何れも慎重な態度で評定してゐるので、仏蘭西のやうに感情に支配された突飛な評決もなく、反つてこの点では効果を挙げてゐる。一時施行を停止するといふことは、非常に考慮せねばならぬ問題で、司法当局としては、勿論絶対反対である。(東京新聞)

2 陪審公判に関する新聞報道

①殺人被告事件昭和三年一月一九日判決

●「山陽新報」昭和三年九月二日

貧乏の子沢山から

産み落した女兒を夫が圧殺？

遠藤博士が死体解剖

岡山県上道郡□□村大字□□農YS龜十郎妻こまき(三六)は、去月二十三日女兒を分娩したが、夫龜十郎は生後直ちに手をもつ

岡山における陪審裁判

て鼻口を圧して殺害し、同村S丁院東の墓地の一部に密に埋葬してゐたことが發覚し、西大寺署では三十一日朝来活動を開始し、関係者等の取調べを進める一方、死体を發掘し医大遠藤博士執刀の下に解剖に附したが、その結果は未だ不明なるも、龜十郎に対する嫌疑は濃厚なるもの、如く、同日午後一時岡山地方裁判所神原検事出張、実地取調べのうえ仮予審を請求、更に岡山地方裁判所では午後三時齋藤予審判事出張し、西大寺署樓上に仮予審を開始するはずである。同人は、十五歳を頭に四男二女を有して、家庭貧困の爲めにかゝる挙に出でたるものであると。

●「山陽新報」昭和三年一〇月一四日

陪審裁判のトップ

□□村の嬰兒殺しか

陪審事件簿の第一項に記入

岡山県上道郡□□村□□YS龜十郎の妻YSコマキ(三六)が、本年八月六人目の子を生んだが、貧困なため嬰兒を圧殺した殺人事件、岡山地方裁判所齋藤予審判事係り審理中であつたが、十三日有罪と決し公判に移され、陪審事件簿の第一項に記入された。公判期日は未だ定つて居らぬが、公判準備期日に被告が否認し陪審裁判を望めば、岡山地方裁判所に於ける陪審公判のトップとし

て、輝かしい新法廷に公判開かれる事となるのである。

●「山陽新報」昭和三年一〇月二七日

岡山で最初の陪審公判は

十一月十九日に開廷

近く陪審員の抽籤を

岡山地方裁判所の陪審事件のトップに擬せられてゐた、岡山県上道郡□□村□□農YSコマキ(三六)が、六人目の女兒を分娩し、庄殺した嬰兒殺事件は、廿六日岡山地方裁判所の刑事法廷で公判準備期日があり、愈十一月十九日、新装成つた陪審法廷に岡山最初の陪審公判を開く事となつた。

裁判長は鹿島部長判事、検事は小澤次席検事、弁護人は早くから同法研究に努めていた家本爲一氏で、当日は証人鑑定人等法廷で取調べられる筈であるから、陪審事件のトップに相応しい、理想的な手続に於ける公判が開かれるであらう。三十六名の陪審員も、近く森所長の手元で抽籤を行ひ、夫々通知が発せられる筈である。

●「山陽新報」昭和三年一月二〇日

広島控訴院管内で、最初の陪審公判開廷さる

陪審員席には石原高中校長外十一名

緊張裡に□□の嬰兒殺し審理

広島控訴院管内で始めての陪審裁判である、岡山県上道郡□□村□□農YSコマキ(三六)に係る嬰兒殺被告事件の公判は、十八日午前九時岡山地方裁判所の新しい法廷で開かれた。法廷には、係り裁判長鹿島部長判事、鈴木大井両陪席判事、小澤検事、家本弁護人立会、上房郡高梁町高梁中学校長々石原健二氏外十一名の陪審正員と二名の補助陪審員が列席で、上房、川上、吉備等の奥地から出て来た数名の陪審員は、前日来裁判所構内の陪審員宿舎に泊まつた者もあつた。特に発行された五十枚の傍聴券は、早朝配布し尽され、特別傍聴席には、視察のため来岡した今村広島控訴院長を始め、和田検事正、森所長、菅波判事、陪審員等が、審理に対する緊張振を熱心につめてゐる。法廷では型の如く、裁判長が、先づ陪審員の重大な職責について長々と諭告し、宣誓の上、検事の被告事件陳述の後、事実審理に入る。抽籤で刎ねられた陪審員候補者等は、いづれも傍聴席に止まつて傍聴している他、始めての裁判だけに庁員も多数入廷してゐる。

「殺したのではない」

先づ犯行を否認した被告

村役場の助役は有利な証言をする

被告人は、十五を頭に三男二女あり、他人の田地を小作して生活してゐたが、本年八月二十三日女児を分娩したが、生活難から圧殺し、夫龜十郎が死体を窃に埋めた犯罪事実につき、「殺したのではありません」と先づ犯行を否認し、分娩当時の様子を詳しく訊ねられたが、苦しさの余り夢中であつたのでよく覚えて居らぬが、一声位は泣いたやうに思うから生きて生れたのは違わぬが、死んだ原因は判らぬ、ボロ片が鼻と口の傍にあつた事は事実である——と述べ、証人菅原、藤原巡查、内田警部補は、いづれも被告が夫と共に嬰兒殺の罪を自白した旨を証言し、□□村役場A E助役は被告の性行について、「家は貧困であります、至つて子供を可愛がつて扶育する女であります」、と始めて被告に有利な証言をなし、正午休憩、午後一時続行開廷された。

恐ろしく無口な陪審員

出問を促されても誰一人立たず

ただ一人、証人の巡查に鋭い訊問

この最初の陪審公判に選ばれた陪審員は、

岡山における陪審裁判

浅口郡連島町農岡部鹿次▲都窪郡妹尾町同川口嘉惣治▲児島郡味野町宿屋業西原喜三郎▲小田郡金浦町物品販買業原加壽男▲上房郡高梁町学校長石原健二▲和气郡伊部町農岸本愛三郎▲浅口郡鴨方町龜川嘉久治▲上房郡有漢村農河原良一▲上道郡西大寺町紡績工務員窪田太八▲倉敷市倉敷会社員太田孝一▲吉備郡穂井田村農大垣實正▲邑久郡玉津村農尾上照春▲補助陪審員(二名) 川上郡松原村農谷村鶴太郎▲吉備郡庭瀬町農森安延五郎以上十二名で、即ち農九名あとは会社員二名、教育者、宿屋業、物品販売業各一名であるが、いづれも中年以上の人々、審理が始まると熱心に被告の陳述の模様を見つめては、しきりに手控帳に鉛筆を走らせてゐたが、事実審理が終つて裁判長から出問を促されても誰一人立つものが無く、証人調べにおいて只一人、藤原巡查の証言に対して「嬰兒殺の噂、即ち誰が証人に内通したのですか」と可成り鋭い尋問を試みたが、「官の秘密に属しますからお答へできません」と一蹴されて、以下三名の証人調べに対しても何の反問もなく、無口な連中の揃いであつた。

●「山陽新報」昭和三年一月二〇日

「窒息死に致したるものなりや」の主問に陪審員「然り」と答申

検事は同情ある論告をして懲役一年半を求刑

裁判長は涙ある執行猶予の判決を言渡す

一〇三三(一〇三三)

岡山最初の陪審裁判、嬰兒殺事件

広島控訴院管内最初の陪審裁判——岡山県上道郡□□村□□Y
Sコマキ(二三)にかゝる、嬰兒殺し事件の公判は、十九日午後一
時再開、法廷には本件嬰兒の死体を解剖した、岡山医科大学医学
博士遠藤忠節氏が、証人席に立った。午後の傍聴席は、庁員その
他一般傍聴者で満員である。

遠藤氏は、本年九月一日死体の解剖は行つたが、死体腐敗の度
が烈しかったため、適確には生、死産児の別は判明しなかつたが、
肺の検鏡の結果、呼吸をした形跡があつたやうに認められたが、
肺胞は腐敗の結果も略同様な状態におかれるので、検微鏡検査の
結果からも生、死産児の別を適確に鑑別する事は出来なかつた。
出血の所見の疑ある斑点も一、二あつたが、これも出血であると
鑑別する事が出来なかつた、め、生児であると断言は出来きぬが、
呼吸した疑ひは存じてゐた様に思はれる——と陳べて、陪審員ら
荐に証言の要領を書抜いてゐたが、依然質問はせぬ。

次に、被告コマキの夫YS龜十郎が証人として出廷、夫婦の間
柄だけに特に宣誓を行はず、本件の分婣当時の模様を詳述したが、
圧殺したのではありませんかと否認、

被告に対して犯行の模様の写真をみせられて、「この姿は裁判所
から差図をされて写したのであります、私は殺したのではありま
せん」と、飽くまで否認した。

沈黙をまもる陪審員

親切丁寧を極めた裁判長の説示

検事と弁護士が事実について夫々弁論を

問書を受取つて陪審員は評議室へ

続いて家本弁護士から、三、四予審記録中の証拠の申請あつて
採用され、小澤検事、家本弁護人の事実についての弁論に入り、
検事は、幾多の証拠を挙げて、本件は生産児を被告が圧殺したも
のであると論断し、弁護士は、容易に殺人を行ふ被告でない事を
証拠の上から説明し、公平無私な陪審員の判断を求めて、十五分
間休憩の後、

鹿島裁判長は「事件は事実証拠の取調を行つて、愈陪審員諸君
の御判断を煩す時となつたのであります」と冒頭し、陪審員に
向つて、被告は既に数人の子女を安産し、本件も分婣前まで何等
の障碍がなかつた事、其他本件の証拠を列挙し、殺人と過失致死
の区別を説明し、検事及び辯護人の主張の差異を一つ一つ摘出し
て、一時間に宣り親切に説示し、公平無私正義に立脚して評決さ
れん事を希望する旨を陳べた。

評議二十分

陪審長から答申書を

裁判長これを採用す

そして、問書を訴訟関係人に示し、変更意見なきやと、これを朗読し、陪審員に交付する。陪審員の一人、「評議の順序は判りましたが、時間に制限はありませんか」と問ふ。裁判長は、「制限はありません。但し評議が脇道に這入らねば、さう時間をとる訳もありますまい」と答へられて、陪審員は評議室に退き、休憩となる。

主問

被告人Y S コマキは、昭和三年八月廿三日夕刻岡山県上道郡□□村大字□六□□□番地なる其自宅に於て、女児を分娩するや、直ちに同女を殺害せんと決し、其場に於て被告人の手を以つて同嬰兒の鼻口を圧迫し、之を窒息死に致したるものなりや。

補問

右被告人は、右同日同所に於て、分娩したる嬰兒を、過て死に致せしものなりや。

陪審員は二十分にして評議を終り、再開の法廷に石原陪審長から答申書を差出すや、金橋書記は主問に「然り」としるされた答申書を朗読し、裁判長は評議の結果を採用する旨を宣し、小澤検事は同情ある論告の下に懲役一年半を求刑し、引き続き家本弁護人は被告家庭の事情を詳述して執行猶予を乞ひ、合議のため休憩の後、

裁判長は次の如く判決を言渡し、判決理由を告げ、被告の将来を懇々と戒めて、午後五時閉廷された。

岡山における陪審裁判

被告人 Y S コマキ

懲役一年六月に処す、但三年間刑の執行を猶予す。

大体に於て好成績

森所長かたる

総ての手続が理想的に運んで気持よく審理された、岡山最初の陪審公判は、午後五時全く終わつたが、森裁判所長は、今日の陪審公判は、午前八時からその手続を始めたところ、陪審員中郡部の方々が皆揃つて居られるに拘はらず、市内の一陪審員中出頭時刻に遅れた者があつて、その結果その人は貴重な職務を行ふ事か出来なかつたのは頗る遺憾であつた。岡山市在住者の一人が事故で欠席されたほか、大体に於て好成績であつた事は、同慶に堪へぬことである、と語つた。

●「山陽新報」昭和三年一月二一日

岡山最初の陪審裁判費用、三百九十円五十六銭

法廷陪審だったので国家が負担、

たゞ証人の費用だけ被告が負う

正副陪審員の日当五円

既報、十九日岡山地方裁判所の新法廷に開かれた、広島控訴院管内最初の陪審裁判は、陪審構成から引っかけて、総ての訴訟手続が理想的に運び、法曹関係者へも一般民衆にも、「陪審裁判」の第一印象を至極立派なものにして与へた点において、好成績であったが、この陪審裁判に要した総費用は、三百九十円五十六銭であった。この費用は、この事件が法廷陪審であったから国家の負担になるものであるが、

費用の主なるものは法廷に立会つた正、副陪審員十四名の日当が、一人宛五円で七十円、抽籤に外れた陪審員二十二人（内二人欠席）の日当が、一人宛り二円五十銭、遅刻した一人と病気で欠席した一人には費用を払わぬ事勿論である。遠方で裁判所の宿舎に泊つた十五人の泊賃が、一人当り二円五十銭で三十七円五十銭、それに旅費の汽車二等、陸路一里九十銭の割合で支給された往復の費用も入れてある。もつとも、裁判費用の内証人の費用、旅費、日当等十二円八銭は、本件が有罪となつたから、被告の負担となる訳である。

②殺人未遂被告事件昭和四年二月二一日判決

●「山陽新報」昭和三年一月二七日

庖丁で斬る

酒の上から口論して
犯人は倉敷署で取調

原籍香川県三豊郡□□村大字□□□□当時岡山県都窪郡□□村大字□□□□料理店Y屋事KB菊松方料理人AK義茂（四〇）は、二十五日午後五時頃同郡□□村大字□□□□飲食店OB悼一方で、同所仲仕業OD和一（四四）と飲酒中口論を勃始め、「殺してやる」と罵りながら、同家料理場にあつた肉切庖丁を取り出し、和一の左眼下に斬りつけ長さ三寸余の傷を負はせたが取り押へられ、目下倉敷署で殺人未遂罪で取調中。被害者和一は、倉敷□□町AG医院で加療中だが、生命には別条なく三週間位を要する見込み。

●「山陽新報」昭和四年二月二〇日

殺人か傷害か

殺人未遂の陪審公判

問題は「やつつける」の一語

殺人か傷害かの岐路にたつた、岡山県都窪郡□□村大字□□□□料理人AK義茂（三三）が、酒の上の喧嘩からOD和一に斬りつけた殺人未遂被告事件は、岡山地方裁判所における第二の陪審事件として、十九日菅波裁判長係り、長本検事、岡本（佐）弁護人、

光藤龜吉氏はか十三名の正、補陪審員等立会の上開廷された。

開廷に先だち午前九時、呼び出された陪審員候補者三十六名の中から、抽選をもって非公開のうちに型の如く陪審員の構成を終り、午前十時から公開開廷された。八十余名の傍聴者の中には、鹿島裁判長、小澤検事等、多数判検事の顔も見え、籤に漏れた陪審員候補者等もその儘傍聴席に納まつてゐる。

審理に入る前菅波裁判長は、職責に關して陪審員に注意を与へ、長本検事の被告事件陳述の後、十時半愈事実審理が始められた。

被告義茂は、「殺す考へで斬つたのではありません」と先ず殺意を否認した後、昨年十一月二十四日友人T H正義を伴れ、都窪郡□□村□□の飲食店O B 惇一方で酒を飲んでゐる所へ、同所の仲仕職O D 和一が来合せ三人一ところに暫く飲んだが、酒看料四円十九銭を要求され、義茂は金が足らなかつたので羽織を脱ぎ帰つて持つて来るとして表に出るや、響応を受けたO D は飲食店の主人と共に「勘定をして行け、帰つて金を持つて来るまで待つて居れるか」と語り、剩さへO D は義茂の襟を捕えて殴りつけたため腹が立つてたまらず、肉切庖丁を携へて惇一宅に引き返し、O D の頸に斬りつけた。

その犯罪事實は、全てを認めたが殺す意志は少しもなく、「苦しめてやる」考へであつたと飽くまで殺意を否認し、警察以来検事廷、予審廷で述べてゐる——やつつける——という方言の意味について、裁判所は「前には殺す考へだと説明してゐるが違ふのか」

岡山における陪審裁判

と、この一語で本件が陪審公判となつた論点だけにしつこく絡んでかかり、岡本弁護士もこの興味ある争点に關して二、三反対訊問を試みたが、陪審員等は一人も質問を發する者なく、裁判長は事實調べを終る旨を告げ、

十一時半証拠調べに移り、本件被害者のO D 和一が法廷に現はれる。和一は、喧嘩をしたのではなく、金を払はず何処の者か判らぬので住所を訊ねるため義茂を引張つたので、「恨まれる筈はないのであります」と多弁に被告の非違を陳べ、

次に証人赤木医師は、被害者の傷の模様について、「傷の位置が今一寸下であつたら、恐らく頸動脈を切断し生命に危険が生じたと思われまます」と証言し、依然陪審員中に何の質議を發する者がないので、正午一先づ休憩。

午後一時続行開廷、残る証人五名の調が続けられた。(以下朝刊)

●「中国民報」昭和四年二月二〇日

岡山第二の陪審

□□村の料理人の殺人未遂

けふ公判開廷さる

岡山地方裁判所第二の陪審の公判——都窪郡□□村大字□□□□

一〇七(一〇七)

料理店K B菊松方料理人A K義茂(三〇)が、昨年十一月二十四日友人と□□村□□飲食店O B悼一方に至り飲酒中、来合わせたO D和一を喧嘩の上から斬りつけた殺人未遂事件は、十九日午前十時から菅波裁判長係り、長本検事立会、岡本弁護士列席、光藤龜吉氏外正補陪審員十三名出廷の上開廷された。

殺意を否認、検判事への供述を翻へす

「やつつけ」問答一席

これより先、午前九時までに呼び出された陪審員三十六名に対する陪審員構成手続きは、非公開のうちに行はれ、正審十二名補審二名が決定されたので、愈よ公開を許されて、傍聴人八十名は入廷。

かくて、定刻裁判長は、両陪席、検事、書記を伴うて入廷、陪審員一同に対して誠実公平に職務を行ふ旨を諭告し、宣誓書を読みあげて宣誓せしめ、次いで、検事は公訴事実を陳述して、愈よ事實調べは開始された。裁判長の訊問に、

被告は、昨年十一月二十四日晚O B悼一方でO D和一を肉切庖丁で斬ったことは間違ひありませんが、殺す気は少しもなかったのです。私は、その晩友人のT H正義を伴うて、悼一方に行き酒を飲んでゐました所、O D和一が来たので一緒に飲みました。そして、勘定を四円十九銭請求されましたが、持ち合せがなかった

ので、K B方に帰り金を持って来て支払ふから待つて呉れと頼みましたのに、悼一は聞かず、尚ほ和一も「勘定して行け、帰つて金を取つて来い待つて居る」と侮辱しましたが、私は自宅に帰らうとしました所、和一と悼一の二人は私の後を追うて殴りつけたので、私は腹が立つて堪りませんので、うちに帰り料理場にあつた肉切庖丁をもって来て和一を斬つたのです。その時は、酒を飲んでゐたので模様はよく覚えてゐません。

裁判長が、「それでもお前は、警察並びに検事判事の取調べに対して、やつつけてやる考へで斬つたと云ひ、尚ほK Bの妻君にお母さんこれが最後でありますと云つてゐる模様であるが、実際お前は殺す積りではなかつたのか」と突込めば、

イヤ違ひます、やつつけるとは、苦しめてやることの積りで、人を苦しめれば帰れぬと思つて、お母さんに帰れぬと云つたのです、と極力殺す考へはなかつたと主張した。

だんまり陪審員

一言の質問もなし

かくて事實調べを終り、裁判長は陪審員に対して質問を求めたが、誰も質問するものなく、証人調べに移つた。

被害者O D和一は、「A Kが勘定もせず、そのまゝ、逃げて帰らうとしたので、私と主人O Bとが後を追つかけて連れて帰り、その

不都合を責めたのです。暴行など加へた覚えはありません。然るにAKは、その後帰つたかと思ふと再びやって来て、突然、私を斬りつけたのです」と、当時の事情を詳細に陳述し、

赤木医師は、治療した被害者の傷の模様を述べ、午後零時五分休憩となった。一時より、証人調が続けられた。

●「中国民報」昭和四年二月二〇日

陪審人の答申は、被告の殺意を認む

懲役三年を求刑 判決は廿一日

平凡にすんだ殺人未遂陪審裁判

夕刊統報、都窪郡□□村大字□□□料理人AK義茂(三二)に對する殺人未遂事件の陪審公判は、十九日午後一時より、午前引き続き岡山地方裁判所菅波裁判長係りで開廷、再び証人調べに入った。

飲食店主人OB惇一は、AKさんが勘定もしないので帰らうとするので、支払を請求したら、「錢がないのに払ふことは出来ない、払へと云ふなら勝手にせよ」と無茶なことを云ひました。そして、うちへ帰つたと思うたら十分程してまたやって来て、家の外で「こら出て来い」と叫び、誰も出ないので内にはいつて来て、いきなりOD和一を斬りつけたのでありますと答へ、

岡山における陪審裁判

被告の友人TH正義は、「AKが勘定を請求された時、金がないので自宅へ帰つて持つて来るまで着物を置かしてくれと云ひました。その時和一は、今すぐ払つて行けと云ひました。争ひとなつた時、惇一や和一は、別に被告に暴行を加へたやうにも思はなかつた」と予審の被告に暴行を加へて侮辱したとの陳述と相違した言を述べ、裁判長に突つ込まれて曖昧な答弁をし、

被告の主人KB菊松は、「AKがOBの家にはいつて来るや、和一も立ち上がり喧嘩をし始めたので私は止めようとしたが、その間にAKが和一を斬りつけました。AKは、当時大分酒に酔うてゐたやうに思ひました」と述べた。

陪審員の初質問

七名の証人調べ終る

この時、陪審員の光藤龜吉氏は、証人に対し「被告はこれまで酒を飲んで人と喧嘩をしたり酔興したりするやうなことはないかと」始めて質問を發したが、証人はそんなことはないかと答へ、KBりよは、一度帰つて来て約十間程外へ出て二度帰つて来て非常に興奮して居る様な模様で、私に向ひ「お母さんさらばです」と言つて出て行きました。そして、私が外へ出て一丁ばかり行つた時には、AKは既に先方の家中へ這入つて居ましたと述べ、又、当時被告を取調べた北村巡査部長は、私が取調べた当時、

一〇九(二〇九)

被告は興奮してゐた模様は少しも認められなかつた。最初は単なる傷害と思つてゐたが、取調べて行くうちに、被告の云ふことから、殺人未遂といふやうな重大な事件に變つて行つたのであります。それは、被告が「ヤツつけてやるとか、これが最後であるとか」との言葉を漏らしたのだからです。その時、私は更に「やつつけるとは殺す意味か」と尋ねたら、左様ですと答へましたと述べ、これをもつて七名の証人調べを終り、午後三時半休憩。

二つの——問書

「然り」と答ふ

同四時十分再開。検事の犯罪事實に対する論告に移り、長本検事は、「被告は公判廷に於いて極力殺意を否認するも、兇行当時の模様並に幾多の例証に依つて殺意のあつたことは充分認定できると論じ、

岡本弁護士は、検事の論告を反駁して、被告に殺意のあつたか否かは頗る疑問である、寧ろ当時の事情を想像すれば殺意のなかつたものと認めるのが至当であると論じ、

そして愈々裁判長は、陪審員に対して説示を行ひ、公平無私に評決せんことを求めて、左の如き問書を提示した。

主問 被告 A K 義茂は、昭和三年十一月二十四日岡山県都窪郡 □ □ 村飲食店 O B 悼一方に於て、殺意を以て O D 和一を肉切庖

丁にて斬りつけたるも、和一に右側頸部より頬に走る切創を蒙らしめたるに止まり、殺害の目的を遂げ得ざりしものなりや。

補問 被告 A K 義茂は、前同日同所に於て、O D 和一を肉切庖丁にて斬り付け、因て同人の右側頸部より頬に至り切創を負はしめたものなりや。

かくて、陪審員一同は評議室に退き、陪審長に光藤龜吉氏を選挙して評議した結果、主問に対して「然り」の答申を答へた。即ち、陪審員の評決は、被告が殺意をもつて O D 和一を斬りつけたことに決定したが、こゝに陪審員はその役目が済んだので一同陪審員席を退き、裁判長は合議の結果、陪審員の答申を採用した。

ついで、犯罪の情状に関する検事の論告に移り、被告は酒の上から今回の如き兇行を演じたもので、深き考へはなかつたものであるが、一方被害者の立場から考へれば、一生消え去ることの出来ない傷が出来、非常に気の毒な事情にあると論じ、懲役三年を求刑した。

岡本弁護士は、被害者が斬られて一生消えない傷を負うたことは気の毒ではあるが、然し被害者にも落度がある、尚ほ、被告は今後絶対に酒を絶つと後悔もしてゐるのであるから、酌量減刑して貰ひたいと弁論した。

裁判長は、来る二十一日午前十一時判決を言渡す旨を宣し、午後七時四十分閉廷した。

●「山陽新報」昭和四年二月二〇日

遂に殺人と断ぜられる

陪審員評議の結果主問に「然り」と

立会ひ検事は論告して三年求刑

岡山第二の陪審公判 夕刊続

「やつつける」と云ふ語に絡んで殺人罪にとわれた、岡山県都窪郡□□村□□料理人A K義茂(三三)に係る殺人未遂事件の公判は、十九日午後一時岡山地方裁判所の陪審法廷で、午前に引き続き開廷。

午前中被告は殺意を否認し、証人二名の調べに次いで、午後は同じく証人とし喚問された飲食店の主人で、被害者と共に義茂に対し飲食代を強く請求したO B悼一の調に移る。

悼一は、和一と等しく名前を訊ねたのみで、乱暴な振舞はしなかつたから全く被告の兇行を予期しなかつたことを陳べ、

次に、被告の友人で一所に酒を飲んだT H正義は、予審では積極的に被告を有利に導く証言をしてゐるが、本日は大分違つた陳述をしたため偽証の疑を抱かれたのみで済み、

被告の主人夫妻、K B菊松、K Bリヨは、被告の性行から殺意があつたとは思われぬが、強たか酒に酔ふて居たので、その様子から同人の気持を推察する事は出来なかつた旨を証言し、

岡山における陪審裁判

陪審員から被告の素行について始めて一、二質問があつた時、真先に義茂を調べた巡査部長北村芳は、取調に着手した時は単なる傷害と思つたが、——やつける——と云ふ事は殺す事であると被告が説明し、前後の状況から殺人未遂として取扱つたので、誘導質問等は一切無い旨を陳べ、これで証人七名の訊問を終り、一旦休憩の後、犯罪事実に関する検事の論告に移る。

検事は殺人未遂と論断

一時間に互る裁判長の説示

長本検事は、兇行前の被告の挙動、兇器が極めて鋭利な点、傷の位置その他証拠を挙げて、被告は殺意を以つてO D和一を傷つけ未遂に終わったものであると論断し、岡本弁護士は、検事の示した証拠に対し反論を試み、殺意は無かりしものと推論し、傷害罪として取扱ふが適法であると報ひ、休憩の後、

菅波裁判長は、「陪審員諸君の公平無私なる判定を求めるため、私見を挟まず本日本法廷に現はれた本件の事実、証拠関係並に法律の趣旨を説明する事とします、と冒頭として説示に入る。法廷には電燈が明るく映へて、陪審員も傍聴者も、淳々と縦横に説き起す裁判長の説示に視聴を集めて、廷内は静かである。一時間にして説示が終るや、裁判長は、次の問書を読みあげ陪審員に渡し、陪審員は評決のため評議室に退き、休憩となる。

主問 被告人A K義茂は、昭和三年十一月廿四日岡山県都窪郡
□□村飲食店O B停一方に於て、殺意を以つてO D和一を肉切庖
丁にて斬付けたるも、和一に右側頸部より頬に走れる切創を蒙ら
しめたるに止まり、殺害の目的を遂げ得ざりしものなりや。

補問 被告人A K義茂は、前同日同所に於て、O D和一を肉切
庖丁にて斬付け、因て同人の右側頸部より頬に走る切創を負はし
めたるものなりや。

陪審員評議わずか廿分

主問に「然り」と認めて提出

陪審員は廿分にして評議を終り、午後七時廿分再開。光藤陪審
長より答申書を差出し、主問に「然り」と書した旨、書記により
朗読され、陪審員の労を犒ふ旨裁判長の挨拶があつて任務を終つ
た。陪審員等が退廷した後、合議の結果答申を採用する旨を宣し、
傷害か殺人かの岐路に立った本件も、遂に殺人と断ぜられ、
長本検事は、情状及び刑の量定に関し論告の後、懲役三年を求
刑し、弁護人は、減刑を願つて、午後七時四十分閉廷された。判
決は廿一日である。

●「中国民報」昭和四年二月二一日

陪審費三百卅円

十九日岡山地方裁判所で行はれた、都窪郡□□村大字□□料
理店K B菊松方料理人A K義茂(三六)の殺人未遂事件の陪審公
判に要した費用は、全部で三百三十五円廿八銭であつた。

◇ そのうち、二百二円二十四銭は三十六人の陪審員に対する日当
旅費、残りは七名の証人費用並に訴訟費用である。

◇ 尤も本件は、法定陪審事件であつたから、陪審員に要した費用
は全部国家の負担で、証人に要した費用のみ被告が負担する訳で
ある。

●「中国民報」昭和四年二月二二日

求刑どほり三年

□□の殺人未遂事件

都窪郡□□村大字□□料理店K B菊松方料理人A K義茂(三
六)が、酒の上の喧嘩から肉切庖丁をもつて仲仕O D和一を斬り

つけた殺人未遂事件は、岡山地方裁判所で陪審公判が開廷された結果、検事より懲役三年を求刑されてゐたが、二十一日菅波裁判長より求刑通り懲役三年未決拘留三十日通算の判決が言渡された。

●「山陽新報」昭和四年二月二二日

料理人の殺人未遂に懲役三年の判決

岡山第二の陪審事件

犯人は上訴権を抛棄して服罪

岡山地方裁判所第二の陪審事件として、十九日公判が開かれ審理中であつた、岡山県都窪郡□□村□□□KB菊松方料理人AK義茂(三六)が、附近の飲食店で友人両三名と飲酒中、酒肴料支払に絡んで、酒をふるまふた同所の土方稼OD和一を肉切庖丁で刺し重傷を負はせた殺人未遂事件は、二十一日午後一時半菅波裁判長から懲役三年未決拘留日数三十日通算の判決が言渡された。義茂は、上訴権を放棄し直ちに服罪する旨を述べて淋しく退廷した。

③放火未遂被告事件昭和四年三月一日判決

岡山における陪審裁判

●「山陽新報」昭和三年二月二二日

小学教員火を放つ

納屋と家の間に薪を積んで

被害者方と土地の区域を争つて

去る十八日払暁、岡山県吉備郡□□村大字□□農OT類一郎方の居宅と納屋の間に薪を積んで放火を企てたものあり、幸にして自然消えてゐたため大事には至らなかつたが、所轄総社署で犯人捜査の結果、廿日に至り同郡□□村尋常高等小学校訓導で□□村大字□□のKB治夫(四〇)の仕業と判り、総社署に引致早瀬警部補係りで取調べの結果、廿一日同訓導は放火未遂の罪名で身柄と共に記録を岡山検事局に送致された。原因は、被害者方と土地の区域に關し争つてゐたもので、怨恨から放火を企てたものらしいと。

●「山陽新報」昭和四年三月一〇日

ただ脅す考へだった

警察以来の供述を翻へす

小学教員怨みの放火事件陪審公判

岡山県吉備郡□□村大字□□同郡□□村小学校訓導KB治夫(四

○が、昨年十二月十八日午前五時頃、自分の山林と村共有林との境界線の争ひから、同村O T類一郎方の納屋に放火を企て未遂に終った放火未遂事件は、岡山地方裁判所で第三の陪審公判として、九日午前九時森裁判長、係り小澤検事、波多野、小山、森弁護人、十四人の正補陪審員立会の上開廷、傍聴席には居村附近の關係者等の顔が見える。型の如く、森裁判長から陪審員に説示を述べ、小澤検事から事件の経過を説明して、事実調べが開かれた。

被告K B治夫は、家が代々庄屋をしてをり、先代築十郎は、同村の村長をつとめ、私財を投じて公共事業に尽す等村の信望も厚かったが、死亡後は没落して、村民からは尊重されず、昭和元年頃から山の境界線のことから争ひが起り、訴訟沙汰まで引起したが、これには村のO I清三郎、O T類一郎等が旗頭になっており、又二人は被告を非難し□村小学校から追ひ出しを企てた。

此廢事が原因して積る怨みから、昨年十二月十八日午前五時頃O T方の納屋の南軒下に、セルロイド製の櫛やピンを蠟燭の下に置き、蠟燭に火を点じて三四時間も経過してから自然発火する様にしてゐたものである。然し被告は、類一郎に対し何等直接放火しなればならない様な恨はなく、却て類一郎とは懇意にしてゐて、月に一度位は酒を一緒に呑んでいろいろと話をしてゐた程であるが、類一郎はどうもO Iに近づきつゝ、あるので、之を心持ちよく思つてゐなかつた。

そして、最近不眠症に陥り一人寝てゐた。従つて、成るべくう

るさい問題には心を向けられない様務めてゐた。たまく、昨年十一月十七日夜十時頃床につき、夜明け頃何者か自分の家か山かに放火した夢を見て、目が覚め便所に行った際、ふと自分の家に放火したのはO TとO Iらしい様な気がしたので、自分の恨深いO Iに放火の仕かけをして驚かしてやらうと云ふ気が起つたが、O I方の近くには病人のある家があり迷惑を及ぼす事を心配して中止し、O T方に放火の装置をすればO Iも亦自分の家にもこんな事をせられてはとの恐怖から真面目になるだらうとの考へで、O T方の納屋の軒下に放火の仕掛けをしたもので、家屋を焼く考へは絶対になく、又あれだけの装置では火は燃えあがつて家屋が焼ける事はない、単なる脅迫にすぎなかつたのである、と放火の犯意を否認し続け、自分が村八分になつたのはO T等の為めと同人に恨みを以て放火を企てたと、これ迄申し立て、ゐたのは嘘だと警察以来の供述を覆してしまつた。

この間裁判長は、O T方の家屋模型を示して訊問を行つた。正午休憩後、午後一時再開。(以下朝刊)

●「中国民報」昭和四年三月一〇日

排斥された小学教員

主謀者の家に怒みの放火

岡山第三回の陪審公判開かる

岡山地方裁判所第三回の陪審公判―吉備郡□□村大字□□小学校教員K B 治夫(四〇)が、昨年十二月十八日午前五時頃同村O T 類一郎方に放火せんとした事件は、九日午前九時より、森裁判長係り、小澤検事、波多野、小山、森の各弁護士並に正補陪審員十四名立ち会ひのもとに開かれた。

本件は、昔庄屋までも勤め父は永年村長として公共事業につくした、村内切つての名望家であつた被告の一家が、時代の推移に伴うて次第に零落し、村民から疎んぜられるに至つたので、家名の再興に苦心してゐた折柄、たまく、山林の境界のことについて部落民の反感を買ひ、被害者類一郎等が主謀となつて、被告を□村小学校から排斥したので、それを怨みに思つた結果、遂にかやうな犯行を企てたものである。

これより先き、午前八時より非公開のうちに陪審員構成手続が行はれ、正審十二人、補審二人が選定されたが、陪審員はお百姓の人が一番多く、定刻公開が許されるや、傍聴席には被告の身を氣遣ふ親戚や居村の人々が多数詰め掛け、特別傍聴席には今村広島控訴院長、田中神戸地方裁判所検事正等の顔が見える。

火事の夢を見て機先を制して火を放つ

たゞ脅かす積りだけだつたと

極力放火の犯意を否認する被告

岡山における陪審裁判

先づ裁判長は、陪審員一同に対して諭告をなし、誠実公平に職務を行ふべきことを宣誓せしめた後、五分刈り頭に黒眼鏡羽織袴姿でボックスに立つ被告に対して、事実調べが開始された。

被告は、「父榮三郎が村長をつとめてゐた当時、共有山林と境界争ひを生じ、部落民と反目したのは、その首謀者はO I 清三郎、O T 類一郎等であると思つた。殊に、清三郎には怨みを抱いてゐたが、私はつとめてそんなことを考へまいとして、自転車のベルの改良工夫に頭をつかつてゐました」と放火するに至つた事情について述べ、放火の動機については、犯行当夜火事の夢を見て、その夢の中にO I やO T 等が現はれたので、若し兩名が自宅に火をつけるかも知れないから、自分の方から却つて脅かしてやらうと思ひ、最初O I 方に放火を企てたが、恨みのない近所に延焼することを恐れ、O T 方に放火の仕掛をしたのである。私は、決して母屋や納屋に火が燃え移るとは思はなかつた、極力放火の犯意を否認したが、

正午休憩となり、午後一時より再び事実調べが続けられた。

●「中国民報」昭和四年三月一〇日

小学教師の怨みの放火

岡山第三の陪審公判(夕刊続報)

一一五(一一五)

頑強の「否認」認められず、陪審員の答申「然り」

検事懲役五年求刑

夜十一時漸く閉廷す

夕刊既報、吉備郡□□村大字□□元同郡□□村小学校教員K B 治夫（四〇）に対する放火未遂事件の陪審公判は、九日午後一時より、午前に引続き岡山地方裁判所森裁判長係で再開、事実調べが続けられた。

裁判長との間に、被告の装置した仕かけで母屋及び納屋が焼ける焼けないといふことについて押し問答が繰り返され、被告はあくまでも、焼けないと思ふと答弁し、尚かやうのことはした自分の行為については、私はちつとも悪いことをしたとは思つてゐない、神の心をほどこしたと思つてゐると述べた。

かくて、漸く事実調べを終つて、証人調べに移つた。被害者O T 類一郎の妻しげは、放火装置を発見した当時の模様を述べて、被告からかゝることをされたについて思ひ当る事は何もないと陳述し、

続いてO T 類一郎の訊問に入る。私と致しましては、決して怨みなど受ける様な覚えは更になく、実は今回の出来事につきましても驚いて居る次第です。山林問題で撃争中にも、同人と互に正義に立脚して行かうと誓つた位です。長女が被告人に世話になつて居た事から、借金の催促をもしたことの無い事を申立て、

次いで、C T 清五郎、O T 盈持の両名は、山林問題に関する民事案件の撃争事情を問はれたが、頗る曖昧な答弁をなし、

総社警察署詰岡巡查は、最初放火現場を検証した模様について述べ、早瀬警部補は、犯行現場に置かれてあつた新聞紙について取調べた結果、被告の宅に丁度その新聞紙の日付のものが無かつたので、若しや犯人はK B では無からうかと疑ひをかけ、又現場にあつたセルロイド製のくしに尋常三年K N みやことほつてあつたので、よく調査した結果犯人は愈々K B と判明した訳である、検挙の模様から、続いて取調べた模様を詳細に陳述した。

「放火だ」——「脅迫だ」

検事と弁護士論戦

証人調べ終つて、第一次の検事論告にはいつた。小澤検事は、「被告は放火する積りはなかつた、脅かす積りであつた、私の仕掛けた装置では絶対に納屋や母屋に延焼するものとは思はれない、と極力放火の犯意を否認してゐるが、幾多の事実証拠に依つて放火の意思あつたことは間違ひない」と一時間半の長きにわたつて論告をなし、

各弁護人は、交々被告がほんとうに放火する意思があつたならば、そのやり方はまことに拙劣常識はづれである、これは被告が単に脅迫の目的でやつたことであると見るが至当であると弁論し

た。

「問書」

八時三十分から再開、裁判長から約一時間にわたって陪審員に對して説示をなし、左の如き問書を陪審員に手交した。

【主問】 被告K B治夫は、岡山県吉備郡□□村大字□□八□□□□番地O T類一郎に怨を懷き、昭和三年十二月十八日午前五時頃同人方に至り、同人所有の居宅及び之に接続せる人の住居せざる納屋焼燬の意思をもって、右納屋（瓦葺木造二階建）南側軒下に「セルロイド製」ピン櫛、髪飾、ピン並に新聞紙、「マッチ」に点火したる蠟燭とをもつて放火装置を為したるも、該建物に燃え移らざる前、O T類一郎の妻しげに發見せられて、右建物を焼燬するに至らざりしものなりや。

【補問】 被告K B治夫は、前示年月日前記O T類一郎方に至り、自ら前示の放火装置を為し、以て同日右放火装置を實現せるO T類一郎に對し、同人方に放火せんとするものあるもの、如く知らしめ、同人を脅迫したるものなりや。

「然り」の答申

かくて、陪審員一同は評議室に退き、岡田正太氏を陪審員長に選舉して評議した結果、主問に對して「然り」の答申を与へた。即ち、陪審員の答申は被告が家屋を焼燬の目的で放火を企てたことに決定されたが、裁判長はこれを採用する旨を宣し、ついで検事の第二次論告に移り、懲役五年を求刑した。続いて

岡山における陪審裁判

弁護人の酌情論があり、最後に被告は涙ながらに家庭の悲境を訴へて寛大の処置を懇願した。

裁判長は、来る十一日午後一時判決を言渡す旨を宣して、午後十一時閉廷した。

●「山陽新報」昭和四年三月一〇日

「悪い事とは思はない」あたまから犯意を否認

遂に一言も發せなかつた陪審員

小学教員恨みの放火事件陪審公判

夕刊統報「岡山県吉備郡□□村大字□□同郡□□村小学校訓導K B治夫（四〇）の放火未遂事件の陪審公判は、午前引続き、九日午後一時岡山地方裁判所陪審法廷で再開。

森裁判長、被告が仕掛けた放火の装置は、若し燃えあがったら納屋を焼き、更に居宅を焼くといふ事は初めから考へはしなかつたかの問に對し、

被告は、蠟燭の火が三、四時間を経過したら自然に下にあるセルロイド製品に燃えついて他の物に燃え拡がるとしても、その時は既に夜が明けて午前九時前後となるだらうから、必ず誰かが發見して消し止めると思います、又若し燃え拡がったにしても、納屋や主屋に燃えつく様な事はないと思ひます、と極力単なる脅か

してであると力説し、山林問題と此の度の問題は何等関係は持たぬと陳述し、

「放火の仕掛けをした時どんな気持ちであたか」との問に対し、悪い事とは思っていません。類一郎の性行は社会を毒するものであると考へたので、何とかして之を善導し濟度してやらうと思ひ、神の心を施す積りでやつたのであります。即ち、O T方を焼いて満足するものでなく、放火を企てた形跡をO Tが認めて、神のみせしめだとさとり、改心する事を望んでやつたものであります、と犯意を頭から否認してかゝる。

これにて事実調べを終り、証人として召喚した被害者O T類一郎、同シゲノ夫婦の訊問に移る。二人とも、昨年十一月十八日払晩放火装置を発見した時の模様を詳細に亘り述べて、類一郎は「私はK Bが何故に此の様な事をしでかしたのかその理由は全く心当りが無い。同人とは反対の立場にあつた様だが、いろ／＼子供の事等で世話にもなつてゐるし、数年前四百円の金を貸与してからも一度も催促した事もなく、今度も十円ばかりの差し入れもしてゐると答へ、又K Bが月に一度位はO Tと肉をたいて飲んでゐたと供述してゐるに對し、そんな事は知らぬと答へた。

ついで、同村C T猪之平、O T盈持、総社署の岡巡查等の証人訊問があり、最後にK Bを検挙した総社署早瀬警部補が立つて、事件発生から検挙に至る迄の事情を事こまやかに説明し、之に對し森弁護士から二、三質問を行ひ、午後四時十五分から廿分間休

憩。この日、陪審員は一名も質問する者はなかつた。

●「山陽新報」昭和四年三月一二日

放火教員執行猶予

涙ある判決言い渡さる

うれし泣きに泣いて退廷す

村の思想悪化を憂へて居る折柄、山林区域問題からいざこざを起し、終に放火した岡山県吉備郡□□村大字□□元小学校教員K B治夫(四〇)の陪審事件は、

十一日岡山地方裁判所森裁判長から、「被告は長年小学校教員として、真面目に勤務して居るし、それに法廷でも二度と御厄介はかけぬと誓つて居るので」と非常に温情をこめ、懲役二年但し三年間執行猶予といふ寛大な判決を言渡され、K Bは涙と共に喜んで退廷した。

●「中国民報」昭和四年三月一二日

放火教員K B治夫へ情けの判決

懲役二年(執行猶予)

裁判長を伏拝み被告泣く

既報、吉備郡□□村大字□□同郡□村尋常高等小学校教員KB治夫(四〇)に対する放火未遂事件の陪審公判は、岡山地方裁判所森裁判長係りで開かれ、審理の結果、検事より懲役五年を求刑されてゐたが、

十一日裁判長は、「被告は過去十数年間真面目に『小学教育』に従事して居り、爾後かゝる犯行を再び繰り返すものとは思はない。又実害も無かつた」と懲役二年、三年間執行猶予の同情ある判決を言渡したので、被告は裁判長を伏し拝み、涙をこぼして喜んで退廷した。

④殺人未遂被告事件昭和四年三月二〇日判決

●「山陽新報」昭和四年三月一六日

裁判長と対等な口調で、殺す考へは更にはないと答へる

妻を殺さんとして友人を傷けた男

陪審員が二点の初質問を試む

岡山県苫田郡□村大字□□農ND廣(三四)が、昨年末自宅で村内のTM賢之助、TM兼市等数名と炬燵にあつて飲酒中、妻すまが兼市に悪戯をされて、なお知らぬ顔をしてゐるのを見兼ねて、兼市の帰宅後詰つたが、すまは口答へをしたので、てつきり

岡山における陪審裁判

兼市と醜関係あるものと邪推して、出刃庖丁を揮つてすまを殺さんとしたが危く遁れられ、これを止め立てせんとしたTMを突き刺した、殺人未遂および傷害事件の陪審公判は、十五日岡山地方裁判所鹿島裁判長、小澤検事係りで開廷された。

被告は、愚直な田舎ものらしく、始終無遠慮な寧ろ殆ど裁判長と対等の様な態度、ひなびた語り口で饒舌に供述した。犯行は綺麗に認めたが、女房は非常にお喋りで、口喧嘩では捲くし立てられ到底かなはぬので、口答へされて、これは脅すに限ると、庖丁で殺すぞと振り廻した、ところがTMが止め立てするので、そこのかぬと斬るぞと脅したら斬れと応へたので、よしとばかり矢張り脅かす積りで突き出したのが喰つたのである、と殺人未遂も脅迫、傷害も脅しの積りが手が過ぎたのだと犯意を否認した。

陪審員の一人は、「すまと兼市の醜関係を事件以前に認めたことがあるか、又兼市に対し何か遺恨を持つて居たか」と初質問したが、被告は二点とも「否」と答へた。

証人調べに移り、岡山刑務所の西川看守長、大森看守の両名は大體被告に有利な証言を述べて、正午休憩。(以下朝刊)

●「中国民報」昭和四年三月一六日

嫉妬の刃・妻を逃し、仲裁人に斬りつく

苫田郡□村の殺人未遂事件公判

岡山第四回目の陪審

岡山地方裁判所第四回の陪審公判——苦田郡□村大字□□□農
ND廣(三四)に対する嫉妬の殺人未遂事件は、十五日午前九時か
ら、鹿島裁判長係り、小澤検事、田村弁護士並に正補陪審員十四
名立会で開廷された。傍聴席は、例に依つて満員である。

被告は、昨年十二月十七日午後九時頃、自宅炬燵の中でT M賢
之助 T M兼市等と飲酒中、兼市が妻すまに対して悪戯をしたのに、
すまが兼市のするま、に任せてゐたので憤慨し、すまに其不都合
を詰つたところ口答へしたので、兼市と醜関係あるもの、如く邪
推し、庖丁で刺さんとしたがすまは逃走して危険をのがれ、其際
仲裁にはいった賢之助の右肩を斬りつけ、治療二週間を要する傷
を負はしたものである。

「殺す気はなかつた」と犯意を否認

不貞を言訳する妻の饒舌に腹が立ち口脅す積り

裁判長は、陪審員一同に対して、公平誠実に職務を行ふ旨を論
告し宣誓せしめた後、事実調べを開始したが、

被告は、炬燵の中で兼市が妻に悪戯をしているのを目撃して、
人を馬鹿にしてゐると腹が立ちましたので、妻にその不都合を詰
りましたところ妻はそんなことはないと言ひ訳してべらくしゃ

べり口喧嘩で負けましたので、脅してやらうと思つて庖丁を振り
上げたのです。殺す気は絶対になかつたのです。又賢之助を斬つ
たのは、妻が実家に逃げ帰つたので連れ戻るやう頼んだところ、
云ふことを聞いて呉れなかつたので、これまた脅してやらうと思つ
て刃を振り上げたが、勢ひ余つてつい斬つたので、殺す気は少
しもなかつたのですと予審の供述を翻して、極力殺意を否認した。

陪審員の質問

刑務所看守長らの証人調べ

事実調べ終つて、陪審員中より被告に対して、兼市と被告の妻
とは以前にも関係のあつたやうなことは聞かなかつたか、と質問
する者があつた。

続いて証人調べに入り、岡山刑務所看守長西田藤一、大森両氏
の田村弁護士が入監中の被告人と面会した模様につき訊問を受け、
正午一先づ休憩。午後より、引続き証人調べを続行される事になつた。

●「中国民報」昭和四年三月一六日

主問に「然らず」と答申、遂に傷害罪と決す

□村の殺人未遂陪審公判

今朝九時から愈よ第二次論告

夕刊既報。苫田郡□村大字□□農ND廣(三四)に対する嫉妬の殺人未遂事件陪審公判は、十五日午後一時より、午前引続き岡山地方裁判所鹿島裁判長係りで開廷。再び証人調べが続けられ、被告の妻NDすまが証人席に立つ。すまは、夫廣の兇行の原因となつた、TM兼市が炬燵の中で自分に手で悪戯をした模様につき詳細に陳述し、「夫は嫉妬深い性質であるが、私を追つかけた時には手に庖丁は持つてゐなかつた」と予審の供述を翻して被告を庇うた。被害者TM賢之助は、「被告と私が互に座して話して居る内、どうしたはずみか右肩がヒヤツとしたので其の時は夢中で外へ出ました。近所で応急の手当をして、家へも非常に遠い所から二度ND方へ行きました」。裁判長に「どうして傷を受けた家へ二度行くのか」と問はれて、「別に私が恨まれて居る訳もありませんし、ほんの過失であつたと思ひましたから」、被害者でありながら有利な証言をなす。

次いで、廣の姉のいは、犯行前兼一が悪戯をしたのを目撃した事から兼一を返した事、更に自分と廣との口論になつたので、其の間廣の妻すまを外へ逃した顛末を述べ、TM重夫、医師の尋問終つて、二度休憩となつた。

引続き四十分から再開、□村駐在綱澤巡査の犯罪捜査当時の模様の訊問を終り、更に巡査部長は取調べ当時の模様について詳

岡山における陪審裁判

細に陳述したが、この時陪審員中証人に対して、被告が刺した傷は、ほんとに被告が殺す積りで刺したのか、或ひは単に脅す積りであつた傷か、如何なる感想を持つつか、と質問するものがあつたが、これをもつて証人調べを終り、証拠調べに移つた。

かくて、検事の第一次論告に入り、小澤検事は、被告はすまを刺さんとしたのは脅す積りで殺す気はなかつた、賢之助を刺したのも殺す気ではなかつたと、極力殺意を否認してゐるが、然し被告が嫉妬のあまり殺意をもつて妻を刺さんとし、過つて賢之助を斬つたことは、当日公判廷で殺意を否認する被告の答弁の支離滅裂であること並びに予審調書其他幾多の証拠に依つて明白である、と一時間余に亘つて論告をなした。

田村弁護士は、検事の論告を反駁し、被告は、決して妻を殺さうと思つたものではない、単に脅さうとしたものである。又賢之助を斬つたのは、妻を斬らんとして過つて斬つたものでなく、妻を連れ戻して呉れ戻さないと言争してゐる際過つて斬つたものである、と弁論した。

続いて裁判長は、陪審員一同に対して説示をなし、左の如き問書を提示した。

【主問】 被告人ND廣は、昭和三年十二月十七日午後十一時頃、岡山県苫田郡□村大字□□四□□番地なる被告人居宅に於て、被告人の妻NDすまを殺害せんと企て、出刃庖丁を打下ろしたる利那すまは其場を遁走すると同時に、被告人の右刃傷を制止

せんと欲し他人の身体に組付きたる、T M賢之助の右肩胛部に斬付け、因て治療二週間を要する刺創を負はしめたるに止まり、殺害するに至らざりしものなるや。

【補聞】第一、被告人N D廣は、前記日時場所に於て、出刃庖丁を以て被告人の妻N Dすまを殺害せんとして打下ろしたら利那すまは其場を遁走したるにより、殺害するに至らざりしものなりや。

▲第二、被告人N D廣は、前記日時場所に於て、被告人の妻すまに対し出刃庖丁を以てすまの生命身体に対し害を加ふ可き態度を示し、すまを脅迫したるものなりや。▲第三、被告人N D廣は、前記日時場所に於て、其妻すまに暴行を加へんと企て出刃庖丁を打下したる処すまが遁走すると同時に、右暴行を制止せんと欲し、被告人の身体に組付きたるT M賢之助の右肩胛部に斬付け、因て同人に治療二週間を要する刺創を負はしめたるものなりや▲第四、被告人N D廣は前記日時場所に於て、T M賢之助に対し暴行の意思の下に出刃庖丁を以てT M賢之助の左胛部に斬付け、因て治療二週間を要する刺創を負はしめたるものなりや。

陪審長には……「精心」の教頭野崎又太郎氏選挙
夜十一時漸く閉廷す

かくて陪審員一同は、評議室に退き精心女学校教諭野崎又太郎氏を陪審長に選挙し、評議した結果、主問に対しては「然らず」

と答申し、補問の第三に対して「然り」の答申を与へた。即ち、陪審員の評決は、被告が殺意なくして刺創した単なる傷害と決定したが、裁判長はこれを採用し、

次いで検事の第二次論告に移ること、なつたが、裁判長は、十六日午前九時より続行する旨を宣し、午後十一時閉廷した。

●「山陽新報」昭和四年三月一六日

大部分の証人は有利な証言を

検事の論告峻烈を極む

妻を殺さんとして友を傷けた男

夕刊統報「たゞの夫婦痴話喧嘩が、一寸過ぎた脅迫か、若しくは立派な殺人未遂及び作爲的傷害か——嫉妬深い男の邪推からの刃傷。岡山県苫田郡□村宿屋業N D廣の陪審公判は、十五日午前八時に引き続き、午後再開、証人調べを続行した。

被告の妻すま(三〇)実姉のT Sルイ、傷害被害者T M賢之助、現場に居合せたT M重雄、賢之助の傷を診療した竹田医師、最初直接取調べにあつた警官二人、都合七人の証言があつた。

テレながら、兼市の悪戯を陳述する妻すまをはじめ、医師、巡査を除いた証人は、何れも申合せた様に警察並びに予審の供述を翻して、「すまは、被告が未だ出刃庖丁を手にはせぬ前に既に逃げて

居た。被告は、すまを殺すとか斬るとか言はなかった」と、と殺人未遂の嫌疑の点を極力脅迫へ結びつける様証言したに反し、警察官は頗る不利な証言を述べた。

小澤検事の論告に入り、被告は、殆んど嘘のつき続けである。警察、予審、公判と取調べの度毎に陳述を二、三にし、又証人の大部分は、医師、警官を除いて、被告の妻姉、友人等である関係で、証言は何れも支離滅裂、彼等を直ちに信ずるは早計である。そこで、最も信用するに足る最も有効な証拠をこゝに提供する、とて予審調書接見簿等の抜萃に依拠し、明かに殺人未遂及傷害であると断定した。

●「山陽新報」昭和四年三月一七日

八月求刑されて、ワツと泣く

「何分御寛大に……」と合掌

嫉妬男の人斬り公判

陪審員の答申で、殺意を認めずただの傷害となった嫉妬男、岡山県苫田郡□村宿屋業ND廣(三四)の殺人未遂傷害事件陪審公判は、十五日に引続き、十六日午前九時から岡山地方裁判所で続行開廷、

病気の小澤検事に代った佐伯検事も第二次論告で、殺人未遂で

岡山における陪審裁判

なく単なる傷害として、動機等に同情すべき点はあるが、併し、何等怨恨関係のない第三者の仲人に傷害を与へたことは終に被告にとり不利であると、懲役八ヶ月を求刑した。

被告廣は、ワツと男泣きに泣いて、「何分御寛大に……」と手を合せた。田村弁護士は減刑論を以て閉廷、判決言渡しは二十日。

●「中国民報」昭和四年三月一七日

陪審員の答申で八月を求刑

殺人未遂が傷害罪になった

苫田郡□村の刃傷事件

殺人未遂が陪審員の答申で傷害となった、苫田郡□村大字□□農ND廣(三四)に対する陪審公判は、十五日に引き続いて、十六日午前九時から岡山地方裁判所で開廷、

検事の第二次論告が行はれたが、小澤主任病欠の故をもって佐伯検事かはり、陪審員答申に基づいて傷害罪として論告し、懲役八月を求刑した。

次いで、田村弁護士は減刑論があり、最後に鹿島裁判長は、来る二十日判決を言渡す旨を宣して閉廷した。

●「中国民報」昭和四年三月二一日

嫉妬の刃傷

懲役八月言渡し、三年間の執行猶予

苦田郡□村の傷害陪審公判

陪審員の答申で殺人未遂が傷害になった、苦田郡□村大字□□
□農ND廣(三四)が、嫉妬の上から妻すまを斬りつけんとし、
却て仲裁に入った友人TM賢之助を斬りつけた事件は、二十日岡
山地方裁判所鹿島裁判長から、懲役八月(未決拘留五十日通算)
三箇年間執行猶予の判決が言渡された。

●「山陽新報」昭和四年三月二一日

嫉妬の殺人未遂に涙の判決

懲役八ヶ月

三年間執行猶予

岡山県苦田郡□村大字□□□農ND廣(三四)に対する、嫉妬の
殺人未遂事件の陪審公判の判決は、二十日岡山地方裁判所で、鹿
島裁判長から懲役八ヶ月(未決通算五十日)但し三年間刑の執行
を猶予するとの言ひ渡しがあつた。

⑤放火未遂被告事件昭和四年三月二九日判決

●「山陽新報」昭和四年三月一九日

陪審事件の实地検証

作州二ヶ所へ

係り判事出張

岡山地方裁判所鹿島判事は、津山市□□KDまつ(二三)が借金
と借家のことからいざこざを生じて放火した陪審事件、又菅波判
事は苦田郡□□村大字□□□NO淺野(二九)が夫と情婦の仲を
割かんとして情婦の奉公先の料理屋に放火した陪審事件の、何れ
も实地検証のため、十八日それごとく同地に出張した。

●「山陽新報」昭和四年三月二六日

冷い裁きの庭に立って、櫛巻きの美人泣く

「夢犯人ではない…」と犯行否認

傍聴席からも貫ひ泣きの声が

恨の放火未遂陪審裁判

津山市□□大字□□無職KDマツ(二五)が、昨年八月頃近所の

雑貨商Y清吉の妻いわから三十円を借りて居た上、更に錦紗兵児帯をかたに三円を借りて居たが祭礼で夫にさせたい為、直に返すから一寸借してくれと頼んだのを無情に拒はられ、しかも皮肉を浴びせられたのと、次いで借家の件でいわから水をさ、れオジャンになったのを怨みに、十一月廿二日夜清吉方物置小屋に放火を企て未遂に終わった放火未遂事件の陪審公判が、廿五日岡山地方裁判所鹿島裁判長、小澤検事係りで開廷。

被告は、色白の顔に櫛巻、田舎には垢抜けの美人である。被告は、警察並びに予審では、最初警察で「未遂だから自白してしまへば直ぐにも帰宅を許される」と誘導訊問に釣られて、心にもないことを言ひ、これを通して来たので、決して夢犯人ではないと犯行を否認し、「それも私には乳呑子があり、乳もやれねば死んでしまふだらうと、胸を縛られる様な思ひに、たゞ帰れさへ出来たらと、思ひまして……と潜々と泣いて陳述するのに、傍聴席からも貰ひ泣きの声が洩れた。現場に落ちて居た証拠品の第一、三つ折雪駄の片足に就き、御大典奉祝で当時何処の家にも買ったので私の家許りではない、又第二の芯拔藁一束も、同様の物があるにはあるが、二つとも持って行ったものでなく、第三の海老標マツチは、自家使用のものとは軸が違ふと三点共認めなかった。

次いで、取調べにあつた津山署松岡巡査、小野司法主任の両証人を訊問したが、松岡巡査が誘導訊問を行ったことを認めた他は、被告に不利の証言を述べた。

岡山における陪審裁判

陪審員の一人は、「警察で取調べにあつた頃、被告は不浄期になかつたか」と質問したが、否と答へられた。正午休憩。(以下朝刊)

●「中国民報」昭和四年三月二六日

女囚の陪審公判

恨みかさなる放火

□□の放火未遂事件

二十五日午前九時から、岡山地方裁判所で、女囚——岡山県吉田郡□□村KDまつ(二五)の放火の陪審公判が開かれた。まつは、亀の子模様の綿大島の羽織に、櫛巻髪で出廷。裁判長は鹿島判事、小澤検事立会、平尾弁護士列席。

まつは、昨年八月、近くのY清吉妻いわから三円を借り、夫の錦紗の帯を担保に入れてゐたところ、帯が必要となり一時貸与を頼んだが拒まれ、その後、まつが二宮村で家を借り受けんとし、いわに對し「まつはよい人だ」と言つて呉れと頼んだところ押揃され、恨みの余り、十一月二十二日、いわ方に火を放ち未遂に終わったといふのである。

子供可愛さに虚偽の自白

頭から否認するまつ

証人の「マッチの軸」問答一席

まつは、小学校から高等小学までブツ通して優等で卒業したことから述べ、先づ警察での陳述、予審の供述を全部翻して、左の如く述べた。

松岡巡查の取調べの際、「犯行を自白すれば無罪で釈放してやる」と言はれ、その時私の頭の中では子供安俊（二）の事で一杯になりました。安俊は、重病で苦しんであたのです。早く家へ帰らなければ……と思ひ、巡查の予断通りの答へをしました、とて大声で泣きじゃくり、傍聴席からも貰ひ泣きの声が起る。

津山署小野司法主任は証人として、現場には三つ折り草履の跡あり、まつ方の家宅捜査をした際まつはその草履を隠し、のち焼き棄てた事実あり、放火現場の藁束は芯を抜いたもので、まつ方にある藁束と同一のものである。マッチの軸も、まつの使用する蝦印である、と告げる。

まつは、草履を焼いたのは事実ですが、これは飛んだ迷惑がかかるのを恐れた、めです。マッチは、蝦印ですが、質が異なつてゐる、とあつさり否認しつゞけるので、裁判長も嘩然たるものがあった。

陪審員の珍質問

「月経がありましたか」について、

裁判長は、警察並に予審における被告の自白は作り事とは思はれぬ、帯を返して呉れなかつたり、押搦されたりして腹が立つてゐたのは事実だらう、と突き込まれ、貸借関係は認めます、しかしさう大して腹は立たなかつた、警察の誘導尋問にまんまと乗つた訳です、私は、刑務所へ収容される瞬間まで、釈放されるものと信じ切つてゐたほです、とて徹頭徹尾犯行を否認しつゞけた。つゞいて、二宮駐在松岡巡查の証人調べあり、同巡查は、犯行を自白すれば釈放してやると言つたのは事実です、と素直に認め

た。
第六の陪審員は、「被告は当時月経があつたか」と珍質問を發し、正午休憩。午後一時再開、引き続き数名の証人調に入つた。

●「中国民報」昭和四年三月二六日

放火女へ懲役三年求刑

陪審員も否認を認めず

□□事件の公判

夕刊既報、津山市大字□□KDまつ（二五）の放火未遂陪審公判は、引つづき二十五日午後一時再開され、

証人として被害者Y清吉並に妻そよの供述あり、兩人とも被害者にも拘らず比較的被告に有利な証言をやり、内縁の夫T O榮次郎、義父K Y徳三郎、母K Dため、看守松尾運平、隣人K Dかよの各証人も被告に有利な証言を行った。

午後四時少憩、午後四時半小澤検事の第一論告に入る。火を付けて投げ込んだ藁束が幸ひ釜の中へ落ちた、め、火災は起きなかつたが、近くには山のやうに薪を積んであり兎小屋もある、若し釜の中へ落ちなかつた場合に、大事に至ることは明瞭である。原因の軽重と犯行とは別である。ことに女は、些細な原因から重罪を犯し易い。被告が予審における四回の供述とも実に詳細を極め、しかも四回ともその供述に寸毫の食ひ違ひもない、これは真実を語るものである。放火事件として本件のやうに証拠の整つてゐることは珍しいほどで、放火の事実は一点の疑ひもない、と論告した。

平尾弁護士は、無罪なりとして、足跡と草履の大きさの相違、マッチの軸の相違を挙げ、無罪論を主張した。右無罪論に対し、小澤検事は再び立つて反駁し、七時三十分夕食のため休憩。

かくて、八時十分再開裁判所長は、陪審員一同に対して説示をなし、終つて問書を提示、それより陪審員一同は評議室に退き、岡山市立商業学校長東一郎氏を陪審員長に挙げて評議に入り、主問に対しては「然り」、補問に対しては「然らず」の答申を提出した。

岡山における陪審裁判

鹿島裁判長は、陪審員の答申通り即ち放火未遂として認める由を告げ、それより小澤検事の第二次論告に入り懲役三年を求刑あり、最後に平尾弁護人の第二次弁論ありて、十一時閉廷した。

判決は、来る二十五日午前十一時。

●「山陽新報」昭和四年三月二六日

証人の証言は大体に有利

恨みの放火未遂公判

夕刊続報「不能犯か、或は被告えん罪かの津山市□□大字□□無職K Dまつ(二五)の放火未遂事件陪審公判は、二十五日午前引続き、午後証人の被害者Y清吉夫婦、被告の夫T O榮次郎、同義父K Y徳三郎、実母K Dタメ、隣人K Tカヨ、松尾看守、七名の調べを続行。被害者Y夫婦も「余りヒドクはあたらなかつた」と述べ、看守を除く大部分の証言は、何れも大体に被告に有利であつた。

次いで、第一論告並に弁論に入り、小澤検事は、詳細に現場の状況を述べ、燃える藁束の投げられた釜と物置小屋の間隔僅に三尺余、絶対に納屋に延焼せぬとは誰しも断言出来ぬとて、先づ不能犯と見るの暴論たることを述べ、更に予審調書証拠品三つ組草履の足跡等を主なる論拠に、明かに被告が犯人に間違ひないと断

じたに對し、平尾弁護人は、証拠の草履並びにその足跡、現場に落ちて居たと言ふマツチを何れも反証として、被告はえん罪又もし飯に被告を真犯人とするも、犯行そのものが不能犯であると、全く對蹠的論断を行つた。

●「山陽新報」昭和四年三月三〇日

放火未遂女は、懲役一年六月

岡山県津山市□□大字□□無職KDまつ(二二五)の恨みの放火未遂陪審事件は、廿九日岡山地方裁判所鹿島裁判長から、懲役一年六月(未決拘留六十日通算)の判決言渡された。

●「中国民報」昭和四年三月三〇日

□□の放火女、懲役一年六月

岡山県苫田郡□□村大字□□無職KDまつ(二二五)が、かねて金銭貸借の事で不快に思つて居た、近隣の雜貨商Y清吉方に放火したが、其の目的を達し得なかつた、放火未遂事件の判決は、二十九日岡山地方裁判所鹿島裁判長から、懲役一年六月未決拘留六十日通算を宣告された。

●「山陽新報」昭和四年六月七日

□□の放火未遂、けふ上告公判

弁護人は陪審の違法を難詰

検事は上告棄却を主張

岡山地方裁判所陪審裁判の結果、本年三月二十九日有罪と決定、一年六ヶ月の懲役刑を言渡されて、これに服せず上告中の岡山県苫田郡□□村大字□□九□□□番地KDマツ(二二四)に係る放火未遂上告公判は、六日午前十一時より大審院刑事第二部豊島裁判長係りで、平川検事立会開廷。

被告弁護人は、前審(岡山地方裁判所)の陪審裁判における陪審に「被告は放火せんとしたるものなりや」に對し「然り」と答申し、其結果有罪の判決を受けたものであるが、第一、裁判長が諮問を發するに當りて爲した説示は、陪審員に一種の先入觀念を与ふるに足りる誘導的説示である、第二、陪審員の職業を明確にせざる違法あることの二点を主張して上告し、前審判決の破棄を求め、平川検事は、これに對し裁判長の説示には誘導的なることを認むる点なく、陪審員資格も欠点はないから違法でない論じ、上告の理由なしと主張し、正午閉廷。判決は、来る十三日。(東京電話)

●「山陽新報」昭和四年六月一四日

KDみつの上告棄却

岡山で陪審最初の上告事件

岡山地方裁判所で陪審裁判の結果有罪の判決を受け、裁判長の説示が誘導的であるといふので上告した、岡山県苦田郡□□□九
□□番地KDみつの放火事件は、大審院刑事第二部豊島裁判長係で審理中のところ、十三日午後上告棄却を言渡された。(東京電話)

⑥殺人被告事件昭和四年七月一八日判決

●「山陽新報」昭和四年七月三日

嬰兒殺し陪審公判

きたる十六日岡山地方裁判所で

貧と二女への偏愛から、産み落としたばかりの女兒を、そのま、切り炬燵に蹴り込んで焼死させた、岡山県苦田郡□□村大字□農IDキミ(三七)の殺人事件は、二日岡山地方裁判所で陪審準備公判の結果、犯意を否認したので、十六日久し振りの陪審公判

岡山における陪審裁判

を開くことになった。

●「山陽新報」昭和四年七月一七日

産み落したばかりの児を、炬燵に蹴込んで殺した女

けふ久しぶりに陪審裁判

訊問の中途に判官や陪審員や被告にまでも冷した手拭を配る

生活苦と今一つには二女への偏愛から、産み落としたばかりの嬰兒を産褥の切炬燵に蹴込んで焼死させた、岡山県苦田郡□□村大字□農IDキミ(三七)の嬰兒殺事件の陪審公判を、十六日岡山地方裁判所菅波裁判長、小澤検事係り、香山弁護士列席で開廷。被告キミは、これまでにない難産で非常に苦しみ、苦しまぎれに伸ばした足で炬燵に落ち込んだらうと後で考えた、過失致死に遁げた。

次いで、証人として宗本同村村長、夫の隆一、近所のIDたみ、佐々木医師の四名を喚問したが、大体有利な証言であった。

岡山での夏の陪審公判はこれが最初で、訊問中途に判官、検事ほもとより陪審員をはじめ、被告にまで、給仕が冷し手拭を配って廻ったのは、ゆとりのある「流石の陪審気分」であった。正午一と先ず休憩。(以下朝刊)

●「山陽新報」昭和四年七月一七日

嬰児殺し被告席に卒倒、暑熱に中てられて検事論告中に

実母や夫、妹婿など声を揚げて駆け込み

続行不能で十七日に持越す

刑務所医を迎へて応急手当てし、その診察の結果、続行不能となつて、そのまゝ、十七日に持ち越すことになつた。今日は午前七時半から続行。

陪審員泊込み、一度も使はぬ宿舎へ

新調の浴衣も寛げず

夕刊続報 岡山県苫田郡□□村大字□農IDきみ(三七)の嬰児殺事件の陪審公判は、十六日午後一時より、午前に引続き岡山地方裁判所で再開、

本事件を検挙した津山署金谷巡査部長、今井駐在巡査の証人調べを続行、被告きみの誘導訊問であるとの供述に対し、任意自供であると、何れも不利な証言をなした。

次いで、小澤検事の第一次論告に入り、数々の証拠を列挙し明確に嬰児殺であると論断して約四十分、終末に近づいた四時半頃、何しろ朝八時からぶつ通しで盛夏を凌ぐ暑熱に中てられた、被告は突然脳貧血を起して被告席に卒倒した。

これを傍聴席で目撃した実母、夫、その妹婿等、声をあげて救ひを求め、終には柵を越えて被告席に駆け込み、半ば無意識の被告が、子供を殺しはせんと喚めき立てれば、堪り兼ねた実母また場所も忘れて「おう、そうぢやく、殺しはせん」と号泣するなど、激越な悲劇的場面を見せ、大変な騒ぎに、論告の途中で一時中止。

自然、陪審員正、補十四名は、岡山最初の缶詰にされることになつた。公判中止後陪審員控所で、菅波裁判長から、宿泊に関する所謂缶詰の注意を細々と与へられてから、未だ新設以来一度も使はぬ宿泊所に入った。

陪審員浴室に、すっかり汗を流すと、まだ誰の手も通らぬ新調のまゝの浴衣に着替へ、支給される宿泊料二円五十銭の中で、それぐ思ひくの夕食をとつた。これとて、皆宿直員に注文して貰ふより他に、自分で直接電話でも注文は御法度だ。腹も出来てサテ寛いだが、限られた寛ぎ様で、外出を禁ぜられた缶詰の身には二階の窓から顔を出す位が関の山で、下を通る街の散歩客を羨ましうに覗く顔が、夜おそくまで出たり入ったり。

寝苦しい夜を一切めて、備へ付けの碁、将棋に鬱をやつたり、新聞もこの事件記載のものは読めぬから、折角の夕刊が手にとれぬ、一日おくれの朝刊を広告欄の隅々まで見たり、等々々、それでも最初の缶詰の特権として、新しいベットの新鮮な感觸をエン

ジョイしながら、何か人の体の様な一夜を明した。

●「山陽新報」昭和四年七月一八日

問題の嬰兒殺しを、陪審員「過失」と答申

小澤検事は罰金五十円を求刑

きのふ卒倒した被告、けふは喜色満面

審理中途で被告が卒倒し、ために今日に持ち越した、岡山県吉田郡□□村大字□農IDきみ(三七)の嬰兒殺事件の陪審公判は、十七日午前七時半から、岡山地方裁判所で前日に引続き開廷、

これより先、一泊の缶詰陪審員は、寝苦しいのもう三時半頃から起きたのもあり、六時半には皆気早やに揃って朝食を済ませて開廷を待った。

公判は、昨日中止の止むなきに至った小澤検事の第一次論告から続行、被告きみも今日はすっかり恢復したが、裁判所の心遣りで、特に座蒲団代りに毛布を与へられ、冷し手拭を始終更へて貰い、休憩毎に薬瓶を口にした。

論告の後を受けて、香山弁護人の一次弁論に入り、作州で所謂「すり込み」の産後の一時的失神状態にあつて、生み落した嬰兒の炬燵に落ちたことも気づかなかつたものと思はれる、自然過失でさへもないと、全然無罪論を約一時間半、

岡山における陪審裁判

それから裁判長の説示の後、発せられた問書の主問(嬰兒殺)補問(過失致死)二問の中から、陪審員評議の結果、補問の「被告が体を動かした、め、過つて嬰兒を落し死んだものなりや」に對し「然り」と答申、採用され、

小澤検事は、罰金五十円を求刑。被告は、半年の長い嬰兒殺の嫌疑晴れて、無量の感に喜色満面、一度に若やいで見えた。

弁護人も「言ふことなし」と引下り、正午閉廷。判決は明日十八日。

宿屋より樂、陪審員大満足

痒い所へ手が届くお世話に

恐縮したと高草陪審員長語る

陪審員長小田郡矢掛町町會議員高草茂久之助氏は、缶詰の感想を語る。宿泊することになった時には、皆言ひ合せた様に嘸窮屈だらうなといふ感じで、内心ビクビクもどつたのだが、案に相違、大変寛いだ好い氣持で過した。第一部屋が明るくつて、綺麗で、設備も行き届いて居る上に、初めてで特別のお骨折りもあつたのだらうが、宿直の方が非常に親切で、やれ冷し手拭だお茶だと、痒い所へ手が届く世話振りに寧ろ恐縮の形であつた。無聊凌ぎには、碁将棋の類があり、昨夜は大分夜更けまではづんだ。宿屋よりは、却つて樂な氣がした。

一陪審員に父危篤の電報

尚陪審員中の勝田郡豊並村の鷺田一重氏は、昨夜父危篤の電報に帰郷したが、既に重態にあるを知りながら、これを押して列席してゐたことを知り、裁判所は痛く感じてゐる。

●「山陽新報」昭和四年七月一九日

求刑通りの罰金

嬰兒殺しけふ懐しの故郷へ

嬰兒殺しが陪審審理の結果過失致死となつた、岡山県苫田郡□
□村大字□農IDきみ(三七)は、十八日岡山地方裁判所菅波裁判長から求刑通り罰金五十円の判決を言渡され、昨日から出所を許された。被告は、嬉しさうにいそくと退廷、実母等に伴れられて半年振に郷里に帰つた。

⑦殺人及殺人未遂被告事件昭和四年九月二八日判決

●「山陽新報」昭和四年九月二八日

法廷で立廻りの実演

無頼の兄殺し陪審公判

「無論殺す気は毛頭なかつた」と

「傷害致死」ににげやうとする被告

無頼の兄殺し——岡山県児島郡□□村WD庄松方YS貫一(二七)に係る殺人、傷害事件の陪審公判を、廿七日岡山地方裁判所菅波裁判長、小澤検事係り開廷。

放蕩無頼で持て余して居た実兄好平(三三)の親いじめに、日頃から心よからず思つて居た折柄、本年五月二十三日夜、実父常吉居住のWD甚五郎方に来り、常吉に対し「貸してくれる約束の畑を無断で使ふのは不都合だ」と喰つてかかり、「此処へ出ろ」と乱暴し兼ねまじい様子に、被告が制せんとしたところ、「生意気な」と戸外から棒を携へてとつて返したので、殺意を起し居間にあつた日本刀を揮つて斬りつけ兄好平を即死させ、同時に兄を止め立てせんとした隣人TN吉太(三三)に治療一ヶ月の重傷を負はせた、事實調べに入り、法廷の真中で兄好平に見立てた廷丁相手に、木剣を握つて立ち廻りの実演をやらしなどしたが、被告は始終雄弁に「無論殺す気はなく、たゞ兄の棒を防いだだけで、その中に夢中になつてしまつた」と殺意を否認し、傷害致死傷害に遁けた。その間、陪審員から平凡な二、三の質問があつた。

引続き佐伯陪審判事から、証人訊問に移り、常吉を喚問、大体有利な証言をなして、正午一先づ休憩。午後一時再開。(以下朝

刊)

●「山陽新報」昭和四年九月二八日

七年を求刑

殺人及び傷害が、殺人および殺人未遂となる

無頼の兄殺し陪審公判

夕刊所報 岡山県児島郡□□村 Y S 貫一(二七)に係る殺人、傷害事件の陪審公判は、二十七日午前引続き午後岡山地方裁判所で再開、T N 吉太、その妻、O N 正太郎、I M 病院岡崎医師、岡山医大遠藤博士等の証人調べを行ったが、遠藤博士が「好平の傷数個は何れも突いた傷である」と不利な証言をした。他は、皆利害相半ばする証言であった。

検事の殺人論に対し、佐藤(二三)、吉田両弁護士の傷害致死論の第一次論告並びに弁論後、発せられた問書二問の中、陪審員は主問の

一、兄好吉に対する殺人

二、「二」の行為中好吉を背後から抱き止めた T N 吉太に日本刀が

触れて、傷を負はせたか

と言ふに、「然り」と答申、採用された。即ち、大正五年の大審院判例にならひ、「主犯の行為中に生じた犯罪は、同一犯罪」と認め

岡山における陪審裁判

られ、つまり殺人並に殺人未遂と認定され罪は重なつた訳である。検事は、懲役七年を求刑、弁護人の減刑論あり、午後九時半閉廷。

●「山陽新報」昭和四年九月二九日

求刑通り懲役七年

無頼の兄殺し判決言渡される

陪審員の答申の結果「殺人、傷害」から「殺人、殺人未遂」となつた、兄殺し——岡山県児島郡□□村 Y S 貫一(二七)は、廿八日岡山地方裁判所菅波裁判長から、求刑通り懲役七年の判決言渡しがあつた。

⑧放火未遂被告事件昭和四年一月七日判決

●「山陽新報」昭和四年一〇月一七日

□□ K G 楼板場の放火は陪審公判

来月六日開廷に決定

判検事一行は廿五日実地検証

岡山県和気郡□□町□□料理屋 K G 楼事 H M 與志方板場 K M

信七(四三)に係る放火未遂事件は、十六日岡山地方裁判所鹿島裁判長、長本検事係り、陪審準備手続を開いた結果、来月六日陪審公判を開くこととなり、廿五日判検事実地検証することになった。

被告は、KG樓の養女TD峰子に懸想し、病臥の時など非常に親切に振舞つて居たに拘らず、峰子はお客のSY平四郎なる者と親密なところから、或は醜関係があるのでないかと快からず思つてゐるに折柄、たまく、本年六月三十日又平四郎が遊びに来り、自分の料理した吸物が腐つて居ると罵られた上、同夜も峰子と仲良く遊んで居るを、痛く嫉妬憤激し、同夜十一時頃KG樓に放火したが間もなく発見されて未遂に終つたものである。

●「山陽新報」昭和四年一〇月三十一日

法官実地検証

□□の放火未遂

岡山地方裁判所鹿島、鈴木、中澤三判事、長本検事の一行は、金橋書記と共に、二十九日和氣郡□□町□□KG樓事HM與志方に出張、KM信七(三九)に係る放火未遂事件の実地検証を行ひ、関係者を召喚取調をなした。

●「山陽新報」昭和四年一月七日

恋の恨みから放火した四十男
けふ陪審公判延で

知らぬ、存ぜぬとつツ張る

懸想した主家の娘に袖にされた恨みから放火した四十男の板場——岡山県和氣郡□□町料理屋KG樓HM與志方板場KM信七(四三)にかゝる、放火未遂事件の陪審公判を、六日岡山地方裁判所鹿島裁判長、長本検事係り、山村官選弁護士列席で開廷。

被告は、色白の年には見えぬ男前、一寸講師か落語家見たいな饒舌の供述振りで、片上女学校出の主家の養女TD峯子(一九)を中に、お客の同町FT組TH鉦山事務所小使SY平四郎(四二)とたて引き、振られた点は認めたが、六月三日夜主家に放火した点は、「知らぬ存ぜぬ」で押し通した。

証人と氣署眞黒刑事は、極めて不利な証言をした。(以下朝刊)

●「山陽新報」昭和四年一月七日

「放火未遂」——陪審員「然り」と答申

証人は大体不利な証言を

□□の失恋の放火事件公判

夕刊続報 失恋の放火——岡山県和気郡□□町 K G 楼板場 K M 信七(四三)にかゝる放火未遂事件の陪審公判は、六日午後引き続き審理を進められ、

更に証人として事件のヘロイン K G 楼の養女 T D 峯子(一九)、女将 H M 興志、仲居花子、当時和気署勤務の小坂警部補の四名を喚問したが、大体何れも被告に不利な証言のみであった。

かくて、裁判長から発せられた主問「放火未遂」に対し、陪審員から「然り」と答申、採用されて、午後九時閉廷。七日続行、情状論審理に入る。

●「山陽新報」昭和四年一月八日

失恋の放火

二年半、陪審公判の判決言渡される

失恋の放火——岡山県和気郡□□町□□□ K G 楼板場 K M 信七(四二)にかゝる、放火未遂事件の陪審公判は、六日に引続き七日、岡山地方裁判所で情状論審理に入り、長本検事は懲役三年を求刑した後、山村官選弁護人の執行猶予論あり。

午後に至って、鹿島裁判長から、懲役二年六月の判決言渡しがあつた。

岡山における陪審裁判

⑨殺人未遂被告事件昭和五年七月三日判決

●「山陽新報」昭和五年七月三日

殺したい程腹が立ったが、殺意はなかったと否認す

倉敷□□の情婦殺し未遂の陪審公判

被害者文子が極めて有利な証言

倉敷市□□農 S T 孫一(四八)の情婦殺し未遂の陪審公判を、二日午前八時から、岡山地方裁判所鹿島裁判長、長本検事係り、赤堀弁護士列席で開廷。

被告は、三年前から半ば妾同様にしてゐた同市□□町饅餡屋 N G 文子(二八)のために、田地二段余を売飛ばしたことを家族が知り、金の自由を奪つたので、終に家族数名を棄て、文子につく旨を告げたところ、金の切れ目が縁の切れ目でこれを拒まれた。孫一は、色男をこさへたと邪推して、三月卅日午前一時ごろ文子の宅で女を両手で扼殺せんとして抵抗されて果さなかつた事実につき、「邪推しましたが、当夜情交を挑んで頑強に拒まれたので殺したい程腹が立った。無論殺す積りではなかつた」と、不器用な供述ながら犯意を否認した。

倉敷署上田巡查、被害者 N G 文子を証人喚問したが、文子はこれまで供述を翻して、「殺意はなかつた」と極めて有利な証言を

した。

文字の証言は虚構の陳述

休憩後再審理を請求

涙と共に前言を取消す

これで休憩となったが、長本係り検事は、直ちに文字を偽証被疑として検事廷に喚問取調べた結果、文字は「虚構の陳述をした」と自白したので、午後一時再開するや、検事は文字取調べの内容を述べて再審理を請求、文字は今度は悄然として出廷、涙とともに「実は二度まで頸を絞られ、その時孫一は殺してしまふと叫んだ」と神妙に証言した。(以下朝刊)

●「山陽新報」昭和五年七月三日

陪審員評議の末、傷害と答申

検事は懲役六月求刑

情婦殺し未遂事件の陪審裁判

夕刊続報 二日、岡山地方裁判所に開廷の倉敷市□□農S T孫一(四八)の情婦殺し未遂陪審公判は、引き続き証人調べを続行。

更に、被告妻、八重野龍治医博、倉敷署北村巡查部長、鑑定人

岡山医大遠藤博士ら七名の訊問を終ったが、利害相半ばした証言をなした。その間、陪審員から数度熱心な質問が試みられた。

次いで、第一次論告、弁論の後、裁判長の説示を終った。

詰問一、殺人未遂なりや。

(一) 未遂原因は文字の抵抗の為なりや、(二) 未遂原因は救ひの声を聞きて隣人が駆けつけ来りしたためなりや、(三) 一、二の双方なりや。

詰問二、傷害なりや。

を提示し、陪審員は傷害と答申、検事は懲役六月を求刑。

●「山陽新報」昭和五年七月四日

求刑懲役六月に封して、罰金三十円の判決

嬉し涙を流して退廷

倉敷市の情婦斬り陪審裁判

倉敷市□□農S T孫一(四八)の情婦殺し未遂事件は、昨日陪審裁判で終に傷害を認められ、今三日午前十時岡山地方裁判所鹿島裁判長から、検事の求刑懲役六月に対し、罰金三十円の判決言渡しを受け、嬉し涙と、もに退廷、間もなく妻や妹らに迎へられて出所した。

⑩殺人未遂被告事件昭和五年七月一八日判決

●「山陽新報」昭和五年七月一七日

人を喰った饒舌で

毛頭殺意はなかつた

□廓先妻斬陪審公判

岡山市□□□I N家での嫉妬の先妻斬り——岡山市□□町木挽職N I末吉(四三三)の殺人未遂陪審公判を、十六日午前八時から、岡山地方裁判所鹿島裁判長、小澤検事係り、團藤弁護士列席で開延。

被告は、手にをへぬ博徒で、何度目かの常習賭博で岡山刑務所に入所中、妻のF Mハナ(四三三)が同居人と浮氣をしてゐたと嫉妬して、出所以来ゴテづいた揚句、離縁までしたが、尚ハナの身持が修まらぬと憤り、三月廿六日午前八時頃下女奉公先の□□□貸座敷I N家にハナを詰って、携行の出刃で斬りつけた経緯を、末吉は酒々と人を喰った饒舌で陳述し、「脅かす積りで毛頭殺意はなかつた」と犯意を否認した。

被害者ハナ、医師、警官ら証人九名を喚問したが、利害相半ばした証言をなした。(以下朝刊)

岡山における陪審裁判

●「山陽新報」昭和五年七月一七日

「殺人未遂」と答申

先妻殺し未遂事件陪審公判

検事は懲役四年を求刑

夕刊統報 十六日岡山地方裁判所に開廷の岡山市□□町木挽職N I末吉(四三三)の先妻殺し未遂陪審公判は、裁判長の殺人未遂か傷害かの諮問に対し、陪審員は殺人未遂なりと答申、採用されて、小澤立会検事は懲役四年を求刑、判決言渡しは十七日午前十一時である。

●「山陽新報」昭和五年七月一九日

先妻切り、懲役四年

法廷で大暴れ

陪審員の答申で終に殺人未遂と認められ懲役四年を求刑された、嫉妬の先妻切り岡山市□□町木挽職N I末吉(四三三)は、今十八日午前十一時半岡山地方裁判所鹿島裁判長から、懲役四年(未決拘留六十四日通算)の判決を言渡されたが、出廷の際「何も彼も打ち壊してやる」と暴れ廻り、看守らが辛くも之を制止した。

一三七(一三七)

①殺人被告事件昭和六年二月一〇日判決

●「山陽新報」昭和六年一月二〇日

久しぶりの陪審裁判

和気郡□□村の殺人事件

岡山県和気郡□□村M K米一(二三)が、昨年七月七日午後一時頃、子までなした、内妻K N春江との結婚を諾ってくれぬ春江の実父嘉右衛門を、当日も春江引戻しに来たところを、匕首を揮って斬り殺した殺人事件は、十九日午後岡山地方裁判所で陪審準備公判を開いた結果、犯意を否認したので、来る二月九日午前九時から、鹿島裁判長係り小澤検事、栗山弁護士立会で、陪審公判を開廷することになった。

●「山陽新報」昭和六年二月一〇日

「脅すつもり」と殺意を否認

恋女房の親を殺した土方稼

今日最初の陪審公判

恋女房との仲を割かうとしたその父親を殺した、岡山県和気郡

□□村□□□土方稼M K米一(二三)の殺人陪審公判を、九日午前九時半から、岡山地方裁判所鹿島裁判長係り、小澤検事、栗山辯護人列席で開廷。岡山高女専攻科生三十名傍聴した。

被告は、昭和三年秋以来同所のK N嘉右衛門の娘春江と同棲一子を挙げたので、再三嘉右衛門に正式結婚を懇請したがいっかな許されず、昨年七月七日にも今日こそはと泣訴したが、却って嘉右衛門の方で今日こそ春江を連れて帰ると峻拒したので、矢庭に匕首を揮って上り框に背ろ向の嘉右衛門を三太刀斬りつけて絶命させた顛末に就き、「たゞ傷つけて脅す積りで殺意はなかった」と極力犯意を否認した。

次いで、和気署小野田、眞黒二巡査の證人調べを行ったが、何れも被告に不利の証言をした。(以下朝刊)

●「山陽新報」昭和六年二月一〇日

父親を怨み夫を庇ふ

舅殺しの妻有利の証言

陪審法廷に女学生をなかせた弁護

夕刊続報〓九日、岡山地方裁判所に開廷の内縁妻の父親殺し——岡山県和気郡□□村□□□土方稼M K米一(二三)の殺人陪審公判は、引続き妻春江ら八名の証人調べを続行、春江は、冷

酷な実父嘉右衛門を「親とは思はぬ」と怨み言を述べて被告に有利に証言した。

検事、弁護人の第一次弁論、裁判長の説示後、提示された「殺人」か「傷害致死」かの諮問に対し、陪審員は評議約四十分にして「殺人」なりと答申、採用されて、

第二次辯論に入り、小澤立会検事は同情ある論告ののち懲役八年を求刑、栗山辯護人は恋愛結婚至上を説いて減刑論を述べ、被告をホロ／＼泣かせて、傍聴の女学生を「可哀いな」と詠嘆させてしまった。

午後八時閉廷、判決は十日午後二時。

●「山陽新報」昭和六年二月一〇日

求刑通り懲役八年

土方稼ぎの舅殺し事件判決

岡山県和気郡□□村□□□土方稼MK米一(二三)の舅殺し事件は、昨九日岡山地方裁判所で陪審裁判の結果、依然殺人と答申され、懲役八年を求刑されたが、今十日午後二時半鹿島裁判長から求刑通り懲役八年(未決拘留百五十日通算)の判決を言渡された。

岡山における陪審裁判

⑫放火殺人被告事件昭和七年三月一二日判決

●「山陽新報」昭和七年三月一二日

病弟を焼き殺す、予審廷の供述を翻へして否認

裁判長に急所をつかれてはたぢく

一年振の陪審公判

伝染を恐れて岡山県後月郡□□村□□□の墓地隣の藁葺堀立小屋に隔離してゐた、肺病みの義弟FW熊一(三八)を荷厄介視し、昨年十二月六日夜七時頃小屋に放火して焼き殺した、岡山県小田郡□□村農KY森太(五五)の放火殺人事件は、約一ヶ年振の陪審公判として、十一日午前九時から、岡山地方裁判所高橋裁判長、兒玉次席検事かゝり、山村弁護人列席で開廷。十時半から事実審理に入ったが、

被告は、先づ公訴事実を否認したのち、詳細な訊問に移った。

十月頃から被害者熊一にとっては、矢張り義兄の小田郡□□村MK半一と被告方二軒に交互に身を寄せてゐたが、重患と知って双方嫌がり、兇行一週間前から隔離し、附近の被告実兄SS與吉方から被告が毎日看病に赴いてゐたこと、当時熊一は命旦夕に迫り臥せったきり身動きも利かなかつた点までは是認したが、

兇行の段になり、当夜六時半頃カンテラを持ち運んで置いて熊

一の失火と見せかけ、それとなく末期の水まで汲んでのち小屋に放火し、與吉方に帰つて十分早くも燃え上つたといふ、予審までの供述をすっかり翻し、與吉方に帰つて一時間として火事となつたものだし、放火の覚えはない、これまでの自分は警察の取調べに脅えてだの一点張り、

裁判長から散々急所をつかれては、たちぐ／＼になりながら遮二無二否認を押し通し、結局煙草好きの「熊一の失火だろう」と述べ、事実調べを終つて、午後零時三十五分休憩。

一時半再開、証人調べに移つた。

●「山陽新報」昭和七年三月一二日

舞台の「五九郎」然たる実兄証人台上に登場

応答ものんきなとうさん振発揮

義弟焼殺しの陪審公判

夕刊統報「十一日、岡山地方裁判所に開廷の岡山県小田郡□□村農KY森太(五五)の肺病みの義弟焼殺し陪審公判は、午後一時半再開すると証人調べに入り、

先づ、井原署司法主任高橋警部補は誘導訊問の事実もないと不利な陳述、熊一の死骸を解剖した岡山医大遠藤博士、同怡土学士はともに医学的に火烧死だと断定して自らの鑑定書を裏書し、熊

一を生前診察してゐた笠原医師は「兇行直前の容態は明日をも知れぬ重態で手足も動かせなかつたが、たゞ二十日も前は喫煙してゐた、また小屋内のカンテラは失火の危険多かつた」と利害半ばした。

次に、藁小屋の焼失時間と被告の兇行前後の動静の時間関係を知るべき最も重要な証人として、当時被告とともに実兄SS與吉方に居合せた與吉の娘菊代(二二)、隣家のKD雪代(二〇)、KD良三郎の三名は、被告が小屋から帰つてから出火までの時間を、従来の陳述より言ひ合せた様に引き延ばして有利に証言。菊代を除く二人は、法廷から検事廷に呼ばれ、松井検事から偽証嫌疑で取調べを受ける。

隣家の農MS静太、同MS新兵衛、左官SS參治は、何れも時間関係その他曖昧に無力な証言に終る。

これも重要な証人の実兄SS與吉は、五尺に足らぬ小兵に借着見たいな長羽織、かつらほど蓬髪は無精頭と太い尻下りの眉毛、髭濃い丸顔にシヨボ／＼の口髭といふ、どう見ても舞台の五九郎然として証人台上に登場、応答も極気軽い呑気なトウサン振りで、被告は不利な勘どころは妙に押しで頑張り、深く追求される毎にたゞエヘッと朗かに実に朗かに笑ひで受け流し、廷内噴飯の連続、裁判長もをかしいな、すると陪審判事は嘘を書いてるんだな、怪しからぬ話だナ位で持て余した。

熊一の義兄MK半一は、「熊一の血縁に、茲十年に四人もの自

殺者があり、熊一も自殺すると口走ってゐたので心配してゐた」と有利。鑑定人榎屋玉治の喚問あつて証人訊問を終つた。

この時、KD雪代が検事廷で公判廷の陳述を翻したので改めて出廷、訂正証言して帰宅を許された。かくて、証拠の読み聞けなど証拠調べを全く終り、陪審員より被告への一、二の補充質問があつて、午後八時五十五分閉廷。今十二日午前九時から続開することとし、陪審員は同夜構内宿舎に缶詰となつた。

●「山陽新報」昭和七年三月一三日

大岡政談など持ち出さる

弁護士第一次弁護に無罪を

義弟焼殺し陪審公判

岡山県小田郡□□村農KY森太(五五)の肺病み義弟焼殺し陪審公判は、昨日に引続き今十二日午前九時から岡山地方裁判所陪審法廷に続行。

兒玉立会検事並に山村弁護人の第一次(事実論)論告および弁論あり。弁護士は、大岡政談、米国の離婚裁判などを持ち出して無罪を主張したのち、被告の補充弁解と陪審員から二度目の一、二質問があつて、正午五分前休憩。午後一時再開、裁判長の説示に入った。

岡山における陪審裁判

なお、昨日偽証嫌疑で法廷から直ちに検事廷に移された、隣家の農KD良三郎は同夜十一時頃まで松井検事に取調べられたが、警戒の上帰宅を許された。

●「山陽新報」昭和七年三月一三日

即決で懲役五年

「放火、殺人なりや」の諮問に

陪審員は「然り」を答申して

病める義弟焼殺し事件

夕刊所報、十二日岡山地方裁判所に続行の義弟焼殺し事件、岡山県小田郡□□村農KY森太(五五)の陪審公判は、午後一時から、高橋裁判長説示後、「放火殺人ナリヤ」の諮問が出で、陪審員評議すること約四十分、二時四十五分再開、直ちに陪審長久米郡大井西村農河本榮三郎氏から、「然り」と答申、採用されて、兒玉立会検事から懲役十年を求刑、山村弁護人の減刑論あつて、三十分休憩の上、三時四十分、裁判長は即決で懲役五年(未決拘留三十日通算)の判決を言渡して閉廷した。

●「山陽新報」昭和七年六月二三日

病める義弟を焼き殺した男

懲役五年確定

肺病みの義弟焼殺し岡山県小田郡□□村農KY森太(五五)の放火殺人事件は、岡山地方裁判所で陪審裁判の結果懲役五年の判決言渡しを受けて、大審院に上告中のところ、二十日上告理由なしとして棄却された。

⑬殺人未遂被告事件昭和九年一月一七日判決

●「山陽新報」昭和九年一月一六日

めぐらしや陪審公判、けふ満二年振りに開廷

倉敷市の巡査斬り殺人未遂事件

陪審員席には軍服敵しい予備将校も

酒飲み の 精神状態研究——見たいな陪審公判……倉敷市□□興行師SM堅一(四〇)が、昨年六月十三日午後五時頃同市川□□町遊廓内のカフェ、S亭で酔っ払った揚句、支払ひの事から暴れ出し鎮撫に駆けつけた朝倉巡査を、日頃含むところある植田巡査と

早合点し、日本刀を揮って追ひ廻した殺人未遂公判が、満二年振りの陪審公判として、十五日午前九時から、岡山地方裁判所小林裁判長、兒玉検事が、り、山村、小山、岡田(豊)三弁護人列席で開廷。陪審員席には、非常時を法廷にまで延長してか、軍服いかめしい余備将校の姿も見える。

被告の訊問に始まったが、好酒家の被告は「当日朝から仲裁酒に酔っ払ってゐたところ——」と「泥酔」のかけに韜晦してしまひ、「それでは覚えてる所を云つて見ろ」といはれ、

先づ、S亭の二階にドスンと坐った拍子に懐ろが突つ張るのに、日本刀を呑んでることを知り、これを床に置きコップ二、三杯ビールを呑んだこと、——何だか私が投げつけられたと思つたこと(恐らく暴れてゐた時でせう)——自動車に押し込まれたこと——西阿知、西阿知!の声に西阿知駅にゐること——笠岡駅に降りたこと——刑事に捕まつたこと、それだけですと、まるで一角置きに拾ふクロスワード見たいな陳述に終始し、「その間、同行のWMに引つ張り廻されてゐた訳です」とつけ加へた。

事実調べを終つて、午後零時半休憩。午後一時半再開、証人調べに入る。(以下朝刊)

●「山陽新報」昭和九年一月一六日

証人十二名を喚問

倉敷KN廓の巡查斬陪審公判

林医大教授が「酔払」の精神鑑定

陪審員十三名は缶詰

夕刊所報 十五日、岡山地方裁判所小林裁判長か、り開廷され、酔っ払ひの殺人未遂——倉敷市□□興行師SM堅一(四〇)が、KN遊廓で朝倉巡查に斬りかけた陪審公判は、午後一時半再開。

被害者朝倉巡查、同巡查の身代りになつた植田巡查、カッフエ・S亭女将HY夏野、同君子、被告と同行したWM民臣、SG紀一、ITD定一郎、MB鶴間、IE小美恵、MM計太、女給MNスリエ、II藤三郎の十二人の証人調べの後、鑑定人林岡山医大精神科教授の「酔っ払の精神鑑定」調べを行つて、午後八時半閉廷。

陪審員十三名は、陪審宿舍に缶詰となつた。十六日午前九時から再開、第一弁論に移る筈。

●「山陽新報」昭和九年一月一七日

検事は「学問」に一矢

「酒に罪を転嫁するは卑怯者」

巡查斬の陪審公判

岡山における陪審裁判

朝刊所報 倉敷市□□興行師SM堅一(四〇)の巡查斬り殺人未遂陪審公判は、十五日に引続いて、十六日午前九時から、岡山地方裁判所小林裁判長か、り、兒玉検事、山村、小山両弁護士列席で開廷。

冒頭兒玉検事の第一論告に入り、およそ陪審公判は、犯罪事実の有無に関するものが大部分であるが、本件は趣を異にして犯行に遠慮はないが、たゞ泥酔してゐて記憶せぬといふに止まる。酒に罪を転嫁せんとするのは、一般被告人のみならず、世上往々に卑怯の徒の常套手段で、その心事最も憎むべきものである。林鑑定人は、被告の犯罪当時の精神状態を目して、「心神耕弱を過ぎて喪失の域に近い」としたが、「それも鑑定材料少く正確には断定出来ぬ」と附言した甚だ曖昧なものだが、しかもおよそ学問上の認定は常識放れしたもので、例へば五十歳を初老、六十歳を老衰として精神病扱ひするが如きである、と学問に対して一矢を報ひ殺人未遂を主張。

次いで、両弁護士から逆に鑑定に依拠しての無罪を強調して、午後一時半休憩。二時半続開、裁判長の説示に入る。(以下朝刊)

●「山陽新報」昭和九年一月一七日

殺人事件が脅迫に、陪審員の答申を採用

立会検事は懲役一ヶ年を求刑

一四三(一四三)

倉敷の巡査斬り事件陪審公判

夕刊所報、倉敷市□□興行師MS堅一(四〇)の巡査斬り殺人未遂陪審公判二日目の十六日午後は、午前引続き二時半再開、小林裁判長の説示ののち、陪審員に対し、

主問 殺人未遂ナリヤ

補問 脅迫ナリヤ

別問 犯行当時心神喪失の状態ニアリタルモノナリヤ

の諮問が発せられ、陪審員は評議室に退いて評議の結果、補問たる「脅迫ナリヤ」に「然り」と答申、採用されて、

第二弁論に入り、兒玉次席検事は懲役一年を求刑、山村、小山両弁護人の減刑論あり、午後七時閉廷。判決は、十七日午前十時言渡される。

●「山陽新報」昭和九年一月一八日

巡査斬り

懲役十月

陪審公判の結果殺人未遂から脅迫になった、倉敷市□□興行師SM堅一(四〇)の巡査斬り事件は、十七日午後岡山地方裁判所小林裁判長から、懲役十月(求刑一年)(未決拘留百五十日通算)

の判決言渡しがあつた。犯行は無論「脅迫」と認められたほかに、問題の精神状態に關し「心神耗弱の状態にあつた」と特に判決理由書中に附言されてゐる。

六 上告審判決

岡山における陪審公判の中、上告されたのは、⑤放火未遂被告人、⑫放火殺人被告事件および⑬殺人未遂被告事件である。⑤放火未遂上告事件は、『大審院刑事判例集』(第八卷第七号三三八頁)、および『法律新聞』(第三〇三九号・昭和四年一〇月二八日。後に、『資料で見える陪審裁判判例集成』、学術選書・二〇〇〇年八月に収録、二八頁)に、⑫放火殺人上告事件は、『大審院刑事判例集』(第一一巻第一一〇号八八頁)、および『法律新聞』(第三四四三号・昭和七年八月一八日。後に、『資料で見える陪審裁判判例集成』、学術選書・二〇〇〇年八月に収録、八八頁)に収録されている。

⑤⑫事件は何れも、上告理由において説示が誘導的であると主張しているが、大審院は違法ではないと、その主張を斥けている。しかし、弁護人にとっては、これらの事件における裁判長の説示は、有罪に誘導していると感じる内容である。特に、⑤事件は、取調をした警察官が供述を誘導したことを認めており、証拠物三件も被告人との関連性は不確実であり、無罪であっても不思議ではない事案である。⑫事件も、説示の誘導がなければ、無罪の可能性もあろう。

⑤放火未遂上告事件昭和四年六月二三日判決

「上告人」被告人 K D Mainz 弁護士人 森眞六・古味龜

「第一審」岡山地方裁判所

○判示事項

陪審員ノ職業ノ記載方——陪審員ノ職業ト除斥ノ理由

○判決要旨

一 陪審法第六十二条第一項ノ書面ニ記載スヘキ職業ハ大正九年十二月二十四日内閣訓令第一号職業分類中分類ニ依リ記載

スルモ違法ニ非ス【要旨第一】

二 陪審員ノ職業如何ハ陪審員除斥ノ理由ト為ラス【要旨第二】

【参考】陪審法第六十二条、同法第五十七条、同法第二十七条、同法第二十三条、同法第十七条、昭和二年五月二十八日司法省刑事事務局秘第一二三号地方裁判所長宛司法次官通牒第十六条、大正九年十二月二十四日内閣訓令第一号（以上、条文省略）

○事實

第一審裁判所ハ左記ノ如ク事實ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ懲役一年六月ニ処ス未決勾留日数中六十日ヲ本刑ニ算入ス訴訟費用ハ被告人ノ負担トスル旨ノ判決ヲ為シタリ

被告人ハ其ノ居宅附近ナル岡山県津山市□□四□□番地ノ□雜貨商 Y 清吉方ニ対シ雜貨代金等三十八円余ノ支払未済アリタルトコ口昭和三年八月頃更ニ清吉の妻ソヨヨリ金三円ヲ借用シ其ノ債務ノ担保トシテ内縁ノ夫 T O 榮次郎所有ノ錦紗ノ兵児帯ヲ質入シ居

岡山における陪審裁判

リシカ同年十月十七日頃右錦紗兵児帯ノ必要ヲ生シタル為ソヨ

ニ対シ一時貸与シ呉レ度シト懇請シタルニソヨカ之ヲ拒絶シタル

ヨリ不快ニ思ヒ居リタル折柄同年十一月二十二日午後六時頃清吉

方ニ至リ附近ナル H M 松太郎ヨリ家ヲ借入ルルコトトナリ居レル

カ同人ヨリ自分方ノ信用状態ニ付問合セニ来ルヤモ測ラレサルニ

付其ノ際ハ宜敷答ヘラレ度キ旨依頼シタル際ソヨカ他人ノ悪口ヲ

云フコトハ嫌ナリト答ヘタルニ被告人ハ之ヲ以テソヨカ被告人ニ

於テ會テ他人ニ同人ノコトヲ罵リタルモノト思惟シ之ニ対スル當

付ノ言ヲ為スモノナリト解シ同人ノ心事ニ憤慨シテ立歸リタルカ

ソヨノ累次ノ不快ノ言動ヲ想起シ憤懣ノ情禁シ難ク寧ク清吉方居

宅ヲ燒燬シソヨニ対スル恨ヲ霽サンコトヲ決意シ同日午後十時五

十分頃燐寸及藁束ヲ携ヘテ右 Y 清吉方裏板塀外側ニ至リ所携ノ燐

寸ニテ藁ノ先端ニ点火シ同居家住宅ト棟統ニシテ薪木ヲ格納セル物

置小屋ヲ目覓ケテ之ヲ投込ミタルモ藁カ小屋内ニ入ラスシテ其ノ

附近ニ在リタル菓子製造用釜内ニ陥リ藁ノ火力他ニ燃エ移ラス其

ノ儘消火シタル為右建物ヲ燒燬スルニ至ラサリシモノナリ

以上ノ事實中犯罪構成事實ハ陪審ノ評議ニ附シ其ノ答申ヲ採択シ

テ之ヲ認メ其ノ余ノ判示事實ハ予審ニ於ケル被告人ノ第一回訊問

調書ニ同人ノ供述トシテ其ノ旨ノ記載アルニ依リ之レヲ認ム

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第百八条第百十二条ニ該當

スルヲ以テ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ未遂犯ニ係ルヲ以テ

同法第四十三条文第六十八条第三項ニ依リ法定ノ未遂減輕ヲ為

スヘク而シテ被告人ハ數年来蓄膿症ヲ患ヒ心神ニ影響セルモノナシトセス本件犯行ノ如キモ之ニ胚胎セリト認メ得サルニ非ス又犯行当時妊娠ノ初期ナリシカ數十日ノ未決勾留中妊娠四ヶ月ニシテ流産セル事実アリテ情状憫諒スヘキモノアルヲ以テ同法第六十六条第七十一条第六十八条第三号ニ依リ酌量減輕ヲ為スヘク其ノ刑期間内ニ於テ被告人ヲ懲役一年六月ニ処スヘク而シテ同法第二十一条ニ依リ未決勾留日數中六十日ヲ右本刑ニ算入スヘク訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ依リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

○昭和四年(れ)第四八七号

判決

本籍並住居 岡山県津山市□□九□□番地

無職 K D ま 津

右放火未遂被告事件ニ付昭和四年三月二十九日岡山地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ對シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ
本件上告ハ之ヲ棄却ス

理由

弁護人森眞六上告趣意書第一点陪審員二十四名以上出頭シタルキハ裁判長ハ其ノ氏名職業及住居地ヲ記載シタル書面ヲ示シ檢事

及被告人ニ對シ陪審中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問フコトヲ要スルハ陪審法第六十二条第一項ニ明定スルトコロニ屬ス然ルニ其ノ之ヲ示シタリト為ス陪審員選定通知書(記録第四三三七丁第四三八丁)ノ職業欄ヲ閱スルニ陪審員國安鶴太郎ノ分ニ於テ「其ノ他ノ有業者」トノ記載アルノミニシテ同人カ如何ナル職業者ナルヤ分明ナラス尚或ハ「小作料収入に依ル者」或ハ「恩給ノ収入に依ルモノ」等ノ記載アリ如斯ハ陪審法第六十二条ニ所定ノ職業ヲ記載シタル書面ナリト認ムルヲ得ス殊ニ前記國安鶴太郎ハ後ニ當籤シテ陪審ヲ構成スヘキ陪審員ト為リタルノモノナリ若シ前記國安鶴太郎ノ職業ヲ明記シタル書面ヲ示シテ檢事及被告人ニ對シ陪審員中除斥セラルヘキ者アリヤ否ヲ問ヒタルニ於テハ或ハ之ヲ除斥シタルヤモ計リ難シ抑モ陪審員タルヘキ者ノ職業ハ其ノ資格上重要ナル關係ヲ有スルモノニシテ前記ノ如ク違法ナル手續ニ因リテ為サレタルモノハ結局陪審法第一百四十一条所定ノ「法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セザリシトキ」ニ該當シ違法タルヲ免レサルモノト思料ス殊ニ本事件ハ一、足跡ニ大小ノ相違アリテ人違ヒノ疑アリ二、使用セル燐寸ノ種類ニ相違アリテ人違ヒノ疑アリ三、不能犯ノ争点等アル事件ニシテ陪審員ノ評議ニ重大關係アルノミナラス陪審ノ評議答申ハ判決ノ根本ニ影響ヲ及ホスコト論ヲ俟タルカ故ニ此ノ重要ナル点ニ付誤リタル手續アリタルコトヲ内容トシテ為サレタル原判決ハ破毀ヲ免レサルモノト確信スト云フニ在レトモ昭和二年五月二十八日司法省刑事事務局秘第一二三号地方裁判所長宛

司法次官通牒陪審員資格者名簿ノ調製ニ関スル取扱規程第十六条ニハ陪審員資格者名簿及陪審員候補者名簿ニ記載スヘキ職業ハ大正九年十二月二十四日内閣訓令第一号職業分類中分類ニ依リ記載スヘキ旨ノ規定アリテ右内閣訓令第一号ハ職業ヲ一、農業二、水産業三、鉱業四、工業五、商業六、交通業七、公務自由業八、其ノ他ノ有業者九、家事使用人十、無業者ノ十種ニ大分類シ更ニ中分類トシテ其ノ他ノ有業者（日傭業ト「其ノ他ノ有業者」トヲ含ム）又無業者ノ一種トシテ收入ニ依ル者ヲ掲ク而シテ所論陪審員選定通知書ハ原審岡山地方裁判所ノ所長カ陪審法第二十七条ノ規定ニ從ヒ同裁判所備付ノ陪審員候補者名簿ヨリ抽籤ヲ以テ陪審員三十六名ヲ選定シテ其ノ氏名職業住居地等ヲ原審裁判長ニ通知シタル書面ナルコト記録ニ徴シ明瞭ニシテ同地方裁判所備付ノ陪審員候補者名簿ハ前記通牒ニ基キ右内閣訓令第一号所定ノ職業分類中分類ニ依リ職業ノ記載ヲ為シタルモノト解スヘキヲ以テ所論陪審員選定通知書ノ職業欄ニ其ノ有業者（陪審員國安鶴太郎ノ職業トシテ記載シアル分）トアルハ右訓令第一号ノ中分類ニ所謂其ノ他ノ有業者ヲ指稱シ又小作料收入ニ依ル者恩給ノ收入ニ依ルモノトアルハ同分類ニ所謂無業者ニシテ收入ニ依リ生活スル者ニ外ナラスト認ムヘク且右職業分類ハ公務ノ取扱上一般ニ慣用セラルルモノナルニヨリ所論陪審員選定通知書ハ陪審法第六十二条所定ノ書面トシテ職業ノ記載ニ付テモ瑕疵アルモノト謂フコトヲ得サルノミナラス右通知書ニ於ケル陪審員國安鶴太郎ノ職業ノ

岡山における陪審裁判

記載不完全ニシテ同人カ果シテ何職業ナルヤ分明ナラストスルモ職業ノ如何ハ陪審員除斥ノ原由トナラサルコト陪審法ノ規定ニ徴シ明瞭ナレハ論旨中原審裁判長ニ於テ若シ鶴太郎ノ職業ヲ明記シタル書面ヲ示シテ檢事及被告人ニ對シ除斥セラルヘキ者ナリヤ否ヲ問ヒタランニハ或ハ除斥シタルヤモ計リ難シトノ点ハ理由ナシ而シテ原審公判調書ニ依レハ裁判長ハ出頭シタル陪審員三十四名中辞退ノ許可ヲ受ケタル二名ヲ除キタル三十二名ニ對シ陪審法第十二条乃至十四条ノ規定ニ依リ資格調査ヲ行ヒ何レモ叙上法条ニ掲クル者ニ該當セサルコトヲ確メタル上右三十二名中ヨリ法定ノ手續ヲ履踐シテ本件陪審ヲ構成スヘキ陪審員國安鶴太郎以下十二名ヲ定メ宣誓ヲ為サシメ右十二名ハ檢事被告事件ヲ陳述スル時ヨリ裁判所書記陪審ノ答申ヲ朗読スル迄引續キ本件陪審ヲ構成シタルコト明ナルヲ以テ本件陪審ハ陪審法第一百四条第一号ニ所謂法律ニ從ヒ陪審ヲ構成セサルモノト謂フヲ得ス論旨ハ理由ナシ

第二点被告人ノ母ため方裏炊事場ノ広サハ當裁判所ノ檢証調書附属図面ニ依リ明瞭ナル処ナルカ何故該草履カ其ノ炊事場ニ在ルニ至リタルモノナルヤ被告人供述ノ自分ハ放火ノ覺ナキモ同草履ノ為嫌疑ヲ受クルニ至ルヘキコトヲ恐レ燒棄シタルトノ言ハ果シテ措信シ得ルノモナリヤ否人ノ所為ニハ所謂頭隠シテ尻隠サスト云フカ如キコトモアリ得ルコトナラスヤ一考ヲ乞フ（記録第七〇四丁末ヨリ第七〇五丁中）トノ裁判長説示ノ要領ハ裁判長説示中ニ於テ証拠ノ真否ニ関シ意見ヲ表示シタルモノニシテ陪審法第七十

一四七（二四七）

七条ニ違反シタルモノト思料スト云フニ在レトモ
 所論原審裁判長ノ説示ハ本件放火事件ニ付問題ト為ルヘキ事実ノ
 一タル草履ノ事ニ関シ証拠ヲ要領ヲ告ケ其ノ信否ニ付陪審ノ判断
 ヲ求メタルニ止マリ所論ノ如ク証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示シタ
 ルモノト認め難キヲ以テ原判決ハ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス
 論旨ハ理由ナシ

第三点又次ニ被告人ノ自白ノ事情ニ付テハ諸君ノ十分知悉セラレ
 居ル筈ナルカ果シテ其ノ点ニ関スル被告人ノ陳述ノ如キコトアリ
 得ルモノナリヤ否之ニ付テハ被告人ノ学歴当廷ニ於ケル態度頭腦
 ノ働キ具合等立派ナル証拠ト為ルヘキモノナルヲ以テ之等ノ点ヲ
 モ参酌シ克考究セラレタシ(記録第七〇五丁中)トノ裁判長説示
 ノ要領ニ付テハ陪審員構成ノ手續ハ法律上公判廷ニ於テ之ヲ行フ
 モノナルコト論無く被告人ハ公判廷ニ於テ犯罪事実ニ付自白ヲ為
 サス從テ公判前ニ於ケル被告人ノ自白ニ付陪審員カ何等知悉スヘ
 キモノニアラサルコト法律上明瞭ナルニ拘ラス前記ノ如ク説示シ
 タルハ裁判長ノ説示法律ニ違反シタルモノナルノミナラス被告人
 ノ学歴法廷ニ於ケル態度頭腦ノ働キ具合等ヲ以テ立派ナル証拠ト為
 シタルハ陪審法第百四条第六号ノ所定ノ裁判長証拠トシテ説示シ
 アルモノ法律上証拠ト為スコトヲ得サルモノナルトキニ該當シ違
 法タルヲ免レサルモノト思料スト云フニ在レトモ
 記録ヲ調査スルニ被告人ハ原審公判ニ於テハ本件放火ノ事実ヲ否
 認セルモ予審ニ於テハ之ヲ自白セルモノニシテ原審裁判長ハ陪審

員ノ列席セル原審公判廷ニ於テ右被告人ノ自白ヲ記載シタル予審
 調査ヲ被告人ニ読聞ケ被告人ノ弁解ヲ聞キ尚右自白ノ事情ニ付被
 告人及証人小野憲司ヲ訊問シ原審受命判事ノ証人F M 榮治ニ対ス
 ル訊問調査ヲ被告人ニ読聞ケ取調ヲ為シタルコト明ナレハ原審陪
 審員ハ被告人ノ予審ニ於ケル自白ノ事情ヲ知悉セルモノト謂フヘ
 ク所論原審裁判長ノ説示ニ所謂被告人ノ自白トハ予審ニ於ケル被
 告人ノ自白ト解スヘキヲ以テ同裁判長カ陪審員ニ対シ被告人ノ自
 白ノ事情ニ付テハ諸君ノ十分知悉セラレ居ル筈ナル旨説示シタル
 ハ違法ニ非ス又被告人ハ原審公判廷ニ於テ其ノ学歴及頭腦ノ働キ
 具合等ニ付陳述スル所アルノミナラス原審裁判長ハ同廷ニ於テ被
 告人ノ頭腦ノ働キ具合ニ関スル同人ノ供述記載ノ存スル被告人第
 一回予審調査ニ付証拠調ヲ為シタルコト記録ニ徴シ明白ニシテ原
 審裁判長ハ被告人ノ学歴及頭腦ノ働キ具合ニ関スル叙上被告人ノ
 供述及予審調査カ証拠ト為ルヘキ旨説示シタルモノト解スヘク又
 被告人ノ原審公判廷ニ於ケル態度ハ陪審員ノ目撃セル所ニシテ被
 告人ノ供述ノ信否ヲ判断スルニ付資料ト為シ得ルモノナルコト勿
 論ナレハ原審裁判長ノ所論説示ノ後段ハ正当ニシテ陪審法第百四
 条第六号ニ該當スル違法アルモノニ非ス論旨ハ理由ナシ
 第四点故ニ諸君ハ右未遂ナリヤ不能犯ナリヤヲ決定スルニ付先ツ
 藁ノ量ヲ決定スルノ要アリ此ノ点ニ関シ藤本巡查ハ直径六七寸位
 ノ藁束ノ約半量位ヲ抜き取りタル形跡アリト証言シ居リ果シテ然
 ラハ投入シタル藁ノ量ハ直径約三四寸ノ量ナリシト謂ハサルヘカ

ラス而シテ若シ其ノ証言ヲ真実ナリトセハ其ノ位ノ量ノ薬ニ点火シ薪小屋附近ニ投入スルトキハ其ノ火ハ該薪小屋中ノ薪ニ移火スヘキヤ否ヤ清吉ハ該薪小屋中ニハ柴ノ如キ細木ノ宜ク枯レタルモノヲ格納シ居リタルモノナリト証言セリ而シテ其ノ上ニ若シ点火シタル薬落下シタル時ハ如何ナル結果トナリシナラント証言シタリヤ之等ノ点ヲ考察セハ不能犯ナリヤ未遂犯ナリヤノ判断ハ左迄ノ難問題ニアラス極メテ簡單ナルヘシ(記録六九八四中)トノ裁判長説示ノ要領ハ裁判長証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示シタルモノナルノミナラス陪審員評議ノ上ニ被告人ノ特ニ不利益ナル特定ノ証拠ヲ採用考慮スヘキコトヲ要求若ハ諷刺シタルモノニシテ違法タルヲ免レス其ノ他裁判長ノ説示全体ヲ通シテ説示カ陪審員ニ対スル誘導的諷刺的ナル点散在スル要領ノ記載ニ徴シ当該説示全体カ法律ニ違反シタルモノナリト謂ハサルヘカラスト云フニ在レトモ

論旨冒頭摘録ノ原審裁判長ノ説示ハ本件放火ノ未遂犯ナリヤ不能犯ナリヤノ点ニ付証拠ノ要領ヲ解示シ陪審ニ対シ其ノ信否ノ判断ヲ求メタルモノニシテ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス又原審裁判長ノ説示全体ヲ通シテ觀察スルモ所論ノ如ク誘導的諷刺的ナルモノト認メ難キヲ以テ論旨ハ理由ナシ

第五点住家放火ノ場合モ此ノ原則ニ從ハサルヘカラス即犯人ノ住家ヲ燒燬スルノ意思ナカリシ場合ハ本罪ハ成立セザルモノナリ茲ニ住家トハ犯人以外ノ他人居住シ居ル家屋ノ謂ナルカ而モ犯人ニ

岡山における陪審裁判

於テ其ノ住居ノ認識ヲ有スルコトヲ必要トス而シテ法律ハ単ニ其ノ決心ヲ有スルノミニテ罰スルモノニアラス之ヲ実行スルニ依リテ初メテ犯罪ヲ構成スルモノニシテ次ニ燒燬トハ毀棄ト異リ自己以外ノ他人ノ生命身体財産上ニ危害ヲ及ホス程度ニ達シ得ルモノナルコトヲ要スルニ付其ノ意思ヲ以テ其ノ実行ヲ為ササルヘカラス(記録第六九二丁第六九三丁中)トノ裁判長ノ説示ハ陪審法第一百四条第七号所定ノ裁判長法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲ為シタルトキニ該当スルモノナリ即チ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物タル以上他人カ住居ニ使用スルモノタルト犯人若ハ其ノ家族カ使用スルモノタルト將又其ノ所有權カ犯人自身ニ屬スルト他人ニ屬スルトハ刑法第八八条ノ罪ノ成立上何等ノ關係アルコトナク且本条ノ罪ノ成立ニハ犯人ニ於テ本条ノ目的物ヲ燒燬スル意思ヲ以テ放火スルヲ以テ足り進シテ他人ノ生命身体財産上ニ危害ヲ及ホスノ意思ヲ必要トセザルコト論ナキトコロニ屬スレハナリ仍テ前記裁判長ノ説示ハ違法ニシテ其ノ判決ハ破毀ヲ免レサルモノト史料スト云フニ在レトモ

刑法第八八条ニ「現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物」トアル人トハ犯人以外ノ者ヲ指稱スルコトハ当院判例ノ示ス所ニシテ火ヲ放テ現ニ犯人ノミノ住居ニ使用シ又ハ犯人ノミノ現在スル建造物ヲ燒燬スルモ同条ノ放火罪ヲ成立セザルコト論ヲ俟タス然ラハ同条ノ放火罪ノ未遂罪ニ該當スル本件被告事件ニ付原審裁判長カ住家トハ犯人以外ノ他人居住シ居ル家屋ノ謂ナル旨説示シ

タルハ違法ニ非ス又同条ノ放火罪ハ犯人以外ノ者ノ現ニ住居ニ使用シ又ハ犯人以外ノ者ノ現在スル建造物ヲ燒燬スルニ因リテ成立スルモノニシテ其ノ行為ハ他人ノ生命身体財産ニ危害ヲ及ボス虞アルコト勿論ナルト同時ニ原審裁判長ノ所論説示ニ於テ放火罪ニ於ケル燒燬ト毀棄罪ニ於ケル毀棄トノ差異ニ付言及スル所アルニ依リテ觀レハ所論説示ハ同条ノ放火罪ニ於ケル燒燬ノ意思ハ毀棄罪ノ場合ト異リ単ニ他人ノ建造物ナルコトヲ認識シテ之ヲ燒燬スル意思アルヲ以テ足ルモノニ非ス他人ノ現ニ住居ニ使用シ又ハ他人ノ現在スル建造物ナルコトヲ認識シテ之ヲ燒燬スルノ意思アルコトヲ必要トスル旨ヲ説示シタルモノニ外ナラスト解シ得ラレサルニ非サルヲ以テ所論ノ如キ違法アルモノニ非ス論旨ハ理由ナシ右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ依リ主文ノ如ク

判決ス
検事平井彦三郎関与

昭和四年六月十三日

大審院第二刑事部

裁判長判事 豊島 直通

判事 横村米太郎

判事 新保勸解人

判事 尾佐竹 猛

判事 織田 嘉七

(注1) ⑤事件の上告審判決は、『法律新聞』には上告趣意書第四点について掲載されていない。また、『大審院刑事判例集』には判決に關与した判事が掲載されていない。本稿では、判決文は『大審院刑事判例集』を主として、『法律新聞』で補つて紹介した。

(注2) ⑤放火未遂被告事件(昭和四年三月二十九日判決)は、無罪の答申が出されても不思議はない事案と思われる。

すなわち、まず、被告人は、松岡巡査の取調べの際、「犯行を自白すれば無罪で釈放してやる」と言われ、子供(二歳)が重病で苦しんでいたので、早く家へ帰らなければと思ひ、誘導訊問に釣られて、巡査の予断通りの答えをしたという。そして、松岡巡査は、誘導訊問を認めて、犯行を自白すれば釈放してやると言つたのは事実ですと素直に認めている。

しかし、説示では、「被告人は警察官より欺かれたるに拘らず……その欺罔に気付かざりしや否や、……被告人の性質……態度等参照の上慎重に考慮せられたし」という。この説示は、被告人が「小学校から高等小学までブツ通して優等で卒業した」と公判廷で供述しているから、当然警察官の欺罔に気付くであろうと示唆するに等しい。

次に、被告人は、本件放火について、公判廷において予審における自白を翻して犯行を否認し、検事の主張する状況証拠の三点について、第一の三つ折雪駄の片足は、御大典奉祝で当時どこの家でも買ったもので、その草履の大きさと現場に残された足跡と

は相違する（注、説示は、なぜ事件後に草履が母の宅の炊事場にあつたのか、被告人が事件後に嫌疑を受けることを恐れて焼棄したというが、「果して措信し得るものなりや否や、人の所為には所謂頭隠して尻隠さずと謂ふが如きこともあり得ることならずや、一考を乞ふ」と、被告人が草履に関しては嘘をついていると示唆する）、第二の芯抜薬一束も、同様の物があるにはあるが、被告人が持つて行ったものではない（注、同じような薬束は近所にもあつたと思われるが、説示は予審での自白があるので、特に問題にはしない）、第三の現場に投棄されていたマッチの摺殻は、自家使用の海老印燐寸の軸とは相違する（注、「説示」は、事件後に見物人が投棄した可能性もあるが、「一本調子を以て考察するときは間違ひを生ずべきに付克く研究すべきなり」と、これをもって無罪と考えてはいけなと誘導する）、と無罪を主張している。

ところで、裁判長は、「……公判に在りては、被告人証人等は多数の者の面前に於て供述証言を為すへきものなるを以て、何となく自己の非行他人の悪口等は申立難き傾向なきや否や、一方他人の立聞きをも許さ、る只判事書記二人のみなる予審に於ては、公判の如き他を憚るの意を生ずべきことなるへきや否や、……予審は、被告人の場合に於て其訊問に付ては親切丁寧を旨とすへきこと我刑事訴訟法の命するところなり。仍て予審の性質は如何及法律の判事の取調に対し命するところ如何等の点に付考覆すると共に、被告人公判又は公判準備手続に於て犯行を否認するにあ

らされは陪審公判を開廷するに至らざる点並に予審に於て犯罪を自白し居りたる被告人の公判に於て否認したる理由如何等の点等に付ても十分留意の上事案の真相を判断し、之より提供すへき問に答へられんことを求む」と説示している。

このような説示をされては、陪審員としては、被告人が予審で自白をしているので、説示に誘導されて有罪という答申をするのは必然であろう。

そして、上告審弁護士は、「裁判長ノ説示全体ヲ通シテ、陪審員ニ対スル誘導的風刺的ナル点散在スル要領ノ記載ニ微シ、当該説示全体ガ法律ニ違反」していると主張をしたが、上告審判決は、「原審裁判長ノ説示全体ヲ通シテ觀察スルモ、所論ノ如ク誘導的諷刺的ナルモノト認め難キヲ以テ、論旨ハ理由ナシ」と、上告を棄却している。しかし、裁判長の説示は、直接「証拠の信否及罪責の有無に關して意見を表示」（陪審法第七七条）したのではないとしても、陪審員に対して、取調調書に記載された被告人の自白は真実であろうと思わせるように誘導する機能を果たしたことは、否定できない。

⑫放火殺人上告事件昭和七年六月二〇日判決

「上告人」被告人 K Y 森太 弁護士 津久井利行・山村利宰平

「第一審」岡山地方裁判所

○判示事項
刑法第百八条ニ所謂建造物ノ意義——陪審ニ対スル説示ト証拠ノ信否及事実ノ判断ノ關係ノ解示

○判決要旨

一 一間半四方ノ藁葺藁圍ヲ以テスル掘立小屋モ刑法第百八条ニ所謂建造物ナリ【要旨第一】

二 裁判長カ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ当リ此ノ証拠ヲ信スレハ此ノ事実ヲ認め得ヘク此ノ証拠ヲ信セザレハ此ノ事実ヲ認め難シト云フカ如ク証拠ノ信否ト事実ノ判断ノ關係ヲ解示スルハ違法ニ非ス【要旨第二】

【参考】刑法第百八条、陪審法第七十七条(以上、条文省略)

○事實

第一審裁判所ハ左記ノ如ク事實ノ認定及法律ノ適用ヲ為シ被告人ヲ懲役五年ニ処ス但未決勾留日數中三十日ヲ右本刑ニ算入ス押収ノ証拠第一号小箱燐寸ハ之ヲ没収ス訴訟費用中陪審費用ヲ除キタル爾余ノ部分ヲ被告人ノ負担トストノ判決ヲ為シタルリ
被告人ハ亡妻マサノ弟ニシテ且從弟ニ該R F W熊一カ肺結核ノ為重患トナリ而モ他ニ頼ル処ナキ為昭和六年十月初旬頃ヨリ岡山県小田郡□□村ナル被告人方及同郡□□村ナルM K半一方ニ寄食シ来リ遂ニ臥床スルニ至リ両家ノ者病氣伝染ヲ虞レシヨリ熊一ノ為同県後月郡□□村大字□□□□千□□□番地上ニ藁葺圍平屋建坪二坪二合五勺ノ建物ヲ建テ遣リ同年十二月一日熊一ヲ之ニ収

容シ被告人ハ其ノ附近ナル実兄S S與吉方ニ寄寓シ其ノ看病ニ当リ来リタルトコロ熊一ハ重症ノ為四肢ノ自由ヲ失ヒ飲食時ハ勿論両便ヲ達スルニ際リテモ親シク手ヲ貸ササルヘカラサルヨリ看病ヲ苦痛トシ嫌忌スルニ至リタルカ被告人以外ニ之ニ当ル者ナク且尚幾日看病ヲ為ササルヘカラサルヤ不明ナルコトヲ思ヒ煩悶シタル末寧ロ右建物ヲ燒燬シテ之ニ病臥中ノ熊一ヲ燒殺シ早ク看病ノ苦痛ヨリ免ルルニ如カスト決意スルニ至リ同月六日午後七時前後ノ頃現ニ熊一ノ病臥シ居ル右建物ノ入口附近ノ圍ヒ藁ニ所携ノ燐寸ニテ火ヲ放チ因テ該建物ヲ烏有二婦セシムルト共ニ其ノ火災ニヨリ熊一ヲ即時同所ニ於テ火傷死ニ致シ以テ所期ノ目的ヲ遂ケタルモノナリ
法律ニ照スニ被告人ノ所為中F W熊一ノ現ニ病臥セル建物ヲ燒燬シタル点ハ刑法第百八条ニ同人ヲ火傷死ニ致シタル点ハ同法百九十九条ニ該當スルトコロ右ハ一個ノ行為ニシテ二個ノ罪名ニ觸ルル場合ニ該ルヲ以テ同法第五十四条第一項前段第十条ヲ適用シ重キ放火罪ノ刑ニ從ヒ其ノ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其ノ所定期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処シ同法第二十一条ヲ適用シ其ノ未決勾留日數中三十日ヲ右本刑ニ算入スヘキモノトシ尚押収ノ証拠第一号小箱燐寸ハ本件放火行為ニ供シタルモノニシテ犯人以外ノ者ニ屬セサルモノナルヲ以テ同法第十九条第一項第二号第二項ニ則リ之ヲ没収スヘキモノトシ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ依リ陪審費用ヲ除キタル爾余ノ部分全部ヲ被告

人ノ負担トスヘキモノトス

○昭和七年(九)第五四五号

判決

本籍並住居 岡山県小川郡□□村大字□□□□二□□□□番地

農 K Y 森 太

明治十年十一月□□□□日生

右放火殺人被告事件ニ付昭和七年三月十二日岡山地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事實ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

理由

弁護人津久井利行上告趣意書第一点原判決ハF W熊一カ肺結核ノ為重病トナリ而モ他ニ頼ル辺ナキ為昭和六年十月初旬ヨリ岡山県小田郡□□村ナル被告人方及同郡□□村ナルM K半一方ニ寄食シ来リ遂ニ臥床スルニ至リシヲ以テ両家ノ者病氣伝染ヲ恐レシヨリ熊一ノ為同県後月郡□□村大字□□□□千□□□番地上ニ藁囲平屋建坪二坪二合五勺ノ建物ヲ建テ遣リトノ記載アリ而シテ司法警察官高橋警部補逮捕顛末書中「一度現場ヲ見聞シタルニ該家屋ハ一間半角位ノ掘立小屋藁葺ニシテ周囲モ藁ヲ以テ囲ヒアリタルカ全焼シ云々」又同警部補被告訊問調書中「M K半一ト相談致シマシテ熊一ノ本籍地ヘ居ル処ヲ拵ヘテ遣ツテ其処ヘ連レテ行テ介

岡山における陪審裁判

抱シテ遣ル事ニ致シマシテ私ハ自分ノ山ノ木ヲ伐テ本月一日二日下出稼中ノ熊一ノ兄益一ノ地所ニ一間半角ノ掘立小屋ヲ建テテ遣リ其処ニ連レテ帰テ私モ附テ来テ介抱シテ遣ツテ居リマシタ云々」松井検事作成ノ検証調書中「掘立小屋ハ大体一間半四角ニシテ大サ六寸乃至八寸ノ松丸木ヲ以テ建造セラル云々」山岸予審判事検証調書中「掘立小屋ノ構造模様ハ孰レモ昭和六年十二月七日岡山地方裁判所検事松井善太郎作成ニ係ル検証調書第一項第二項掲記ト同一ナルニ付之ヲ援用スル云々」岡山地方裁判所刑事部検証調書中立会人S S與吉ハ本件罹災小屋ハ全部ニシテ一反歩許ノ藁ヲ用キ四周及屋根共ニ其ノ藁ノ処々ヲ竹ニテ挟ミ極メテ粗大ニ繩ヲ以テ括リ屋根ハ南北ニ葺下シ造リタルモノニシテ右火災ニ際シテハ其ノ屋根ノ南面ハ柿ノ樹ト小屋トノ間ニ北面ハ爰ニ各焼落チタルモノナルカ構造叙上ノ如キモノナリシ為屋根ハ其ノ藁全焼スルニ至ラサル前比較的早ク落下シ小屋内ニハ余リ屋根藁落チサリシモノナリト述ヘタリ云々」又被告予審調書中ニ「F W益一ノ地処ニ九尺四方ノ掘立小屋ヲ建テテヤリマシテ同処テ熊一ヲ看病シテ居ル云々」ト記載アルヲ以テ被告放火ノ建物ハ単ニ一間半四方ノ藁葺掘立小屋ニシテ周囲亦藁ヲ以テ囲ヒタルニ過キサルモノトス而シテ我カ刑法ニ於ケル建造物トハ其ノ範トナリタル独逸刑法規定中ノ建造物乃チ「ゲボイデート」ト全ク同一ニシテ壁及屋蓋ヲ有シ空間ニ立チ且四面ヲ囲ハレ人ノ出入シ得ルモノナリ而シテ其ノ一部分宛ヲ取去ルニ非サレハ之ヲ現場ヨリ移シ能ハサル工作

物ナリトス是レ独逸ニ於ケル学者判例ノ一致スル所ナリ然ラハ則チ本件ノ如キ藁圃ノ掘立小屋且全部殆ント同時ニ移転シ得ル如キモノヲ果シテ我刑法ノ認ムル建造物ト云ヒ得ルヤ多クノ判例ハ一時ノ工作物トアルヤ否ヤヲ問ハス総テヲ完全ナル建造物ト同一ニ認メ漫然刑法百八条若ハ同第九九条等ヲ適用セルモ当弁護人ハ之ニ首肯スル事能ハス況ンヤ我カ建造物ニ対スル放火ノ制裁ハ人命ニ対スル殺人ノ刑ヨリ重キヲ見テモ立法者ノ趣旨何処ニ在ルヤ之ヲ推スルニ難カラサルモノトス故ヲ以テ本件被告事件ノ事實ニ付刑法第一百条第一項ヲ適用処断スヘキニ拘ラス刑法第一百八条ヲ適用シタルハ擬律錯誤ノ違法アルヲ以テ原判決ハ之ヲ破毀スヘキヲ相当ナリトスト云フニ在レトモ

工作物ノ大小及其ノ材料ノ種類如何ハ建造物ノ概念ヲ左右スルモノニ非サルカ故ニ本件目的物カ所論ノ如ク一間半四方ノ藁葺藁圃ヲ以テスル掘立小屋ナリトスルモ之ヲ建造物ナリト認ムルハ不当ニ非ス然レハ原判決カ本件ニ付テ人ノ現在スル右建物ヲ燒燬シタル事實ヲ認メ之ヲ刑法第一百八条二間擬シ同法第一百条第一項ヲ適用セザリシハ相当ニシテ所論ノ如ク原判決ニハ擬律錯誤ノ違法アルコトナシ論旨理由ナシ

同第二点原判決ハ本件ニ於ケル放火及殺人ノ犯行ヲ一個ノ行為ニシテ數個ノ罪名ニ触レタルモノト認メ刑法第五十四条第一項前段第十條ヲ適用シタルモ被告人カ犯セル放火及殺人ノ行為ハ各個獨立シテ犯罪トナリ放火ノ行為カ殺人ノ手段トシテ行ハレ他ノ罪名

ニ触ルルモノナリトス乃チ放火ハ殺人ノ具体的構成事實ナルモ其ノ特別構成要素ニ屬セス仍テ刑法第五十四条第一項後段ヲ適用スヘキニ拘ラス同項前段ヲ適用シタルハ不当ニ法令ヲ適用シタル違法アルヲ以テ是亦破毀ヲ免レサルモノトスト云フニ在レトモ

原判決ノ認定事實ニ依レハ被告人ハ本件建造物ヲ燒燬シテ之ニ病臥中ノ熊一ヲ燒燬センコトヲ企テ之ヲ実行シテ所期ノ目的ヲ達シタリト云フニ在ルヲ以テ右放火ト殺人ノ所為ヲ以テ所論ノ如ク手段結果ノ關係アリト見ルヲ相当トスルモ此見解ヲ採ルト原判決ノ如ク一個ノ行為ニシテ二個ノ罪名ニ触ルルモノト見ルトハ畢竟スルニ觀察点ヲ異ニスルニ因ルモノナルトコロ孰レモ刑法第五十四条第一項ニ該當シ同項前段ト後段トハ其ノ孰レヲ適用スルモ全然同一ノ結果ニ歸着シ何等異リタル結果ヲ生スルモノニ非サルカ故ニ原判決カ同項前段ヲ適用シタルハトテ之ヲ以テ破毀ノ理由ト為スニ足ラス

弁護人山村利宰平上告趣意書第一点原判決ノ判示スルカ如ク陪審事件ノ判決ニシテ而モ該判決ハ陪審員ノ評議ニ付シ其ノ答申ヲ採摺シテ為シタル判決ナリ然ルニ原審裁判所ノ陪審員ニ対スル説示ヲ見ルニ「次ニ右小屋ノ火災ニ際シ熊一ヲ燒殺シタルモノナリヤ否ヤノ点ニ付テハ被告ハ小屋ノ燒ケタルコトハ相違ナキモ熊一ノ死亡シタルヤ否ヤハ之ヲ知ラスト陳述スレトモ強制処分ニ依ルヲ審判事ノ第二回訊問調査ニ依レハ被告人ハ火災ヲ知り該小屋ニ赴キタルニ熊一ハ燒死シ居リタリト述ヘ尚檢事ノ檢証調査ニハ右小

屋ノ燒跡内ニハ一個ノ死体アリ其ノ死体ハ頭等焦ケ居リ火ニ遭ヒタルモノナル旨ノ記載アリ而シテ其ノ熊一ノ死因則チ燒死シタルモノナリヤ否ヤノ点ニ付テハ遠藤中節、怡土良三ナル岡山医科大学教授又ハ助教教授ノ鑑定人トシテ作成シタル鑑定書ニ何レモ火傷ノ為死亡シタルモノナリトノ記載アルノミナラス又右兩人ハ各々証人トシテ昨日当公廷ニ於テモ同様火傷死ト認ムル旨証言セリ要スルニ是等ノ鑑定証言被告人ノ供述檢事ノ檢証調書ノ記載ヲ信スレハ熊一ハ火傷ノ為死亡シタルモノト認ムルコト出来得ル様ニナリ居レリ……云云」ト説示シタリ而シテ法ニ認ムル説示ノ範圍ハ陪審法第七十七条ニ示スカ如ク犯罪ノ構成ニ関シ(一)法律上ノ論点(二)問題トナルヘキ事實(三)証拠ノ要領ヲ説示シ得ルニ止マリ其ノ範圍ヲ越ヘテ証拠ノ真否及罪責ノ有無ニ関シテ裁判所カ意見ヲ表示スルコトハ法ノ嚴禁スルトコロナリ然ルニ原審ハ右説示ニ付キ……又右兩人ハ各証人トシテ昨日当公廷ニ於テモ同様火傷死ト認ムル旨ノ証言シタリト説示シタリ而シテ説示トシテハ其ノ範圍ニ止ムヘキニ越ヘテ……要スルニ是等ノ鑑定証言被告人ノ供述檢事ノ檢証調書ノ記載ヲ信スレハ熊一ハ火傷ノ為ニ死亡シタルモノト認ムルコト出来得ル様ナリ居レリト説示シタルハ当ニ意見ノ陳述ナリト謂ハサル可ラスシテ説示ノ如ク事實關係トモ謂ヒ得ラレ証據關係ノモノトモ謂ヒ得ラルル説示ニ付テハ絶対ニ誘導的ノ説示ハ之ヲ許サス最モ注意スヘキモノナリ殊ニ主智的ナラサル陪審員ニ取捨ヲ惑フカ如キ説示ヲ為スハ大ニ排斥セサル可ラス

岡山における陪審裁判

ト云フニ在レトモ

裁判長カ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ當リ証拠ノ信否ニ関シ自己ノ意見ヲ表示スルコトハ陪審法第七十七条但書ノ禁止スルトコロナレハ裁判長ハ宜シク証拠ノ趣旨内容ヲ解明スルニ止メ其ノ信否ノ判断ハ一ニ之ヲ陪審員ニ委ネサルヘカラスト雖苟モ証拠ノ信否其ノモノノ判断ニ涉ラサル以上陪審員ヲシテ事件ニ付公正ナル判断ヲ誤ラシメサル趣旨ノ下ニ証拠ノ信否ト事實ノ判断トノ關係ヲ解スルハ毫モ差支ナキモノト謂ハサルヘカラス記録ヲ査スルニ原審第二回公判調書ニ於ケル裁判長ノ説示中ニ本件小屋ノ火災ニ際シ熊一ヲ燒殺シタルモノナリヤ否ヤノ点ニ付所論ノ如ク証拠ノ説明ヲ為シ要スルニ是等ノ鑑定証言被告人ノ供述檢事ノ檢証調書ノ記載ヲ信スレハ熊一ハ火傷ノ為ニ死亡シタルモノト認ムルコト出来得ル様ナリ居レリ宜シク諸君ノ判断ニ委スル旨ノ記載アリ右ハ畢竟當該各証拠ヲ信スト假定スレハ熊一ハ火傷ノ為死亡シタルモノト認メ得ルモノ之ヲ信スルト否トノ判断ハ一ニ之ヲ陪審員ニ委スルコトヲ説示シタルニ外ナラス是則チ二謂フ所ノ証拠ノ信否ト事實ノ判断トノ關係ヲ解シタルモノニシテ毫モ証拠ノ信否ニ関シ爾今意見を表示シタルニ非サレハ該説示所論ノ如キ違法ナク所論理由ナシ

同第二点又同説示ノ一節ニ「……尚右良三郎及與吉ノ予審判事ニ対スル供述ニ依レハ右火災ヲ知りタル時期ニ付キ被告人カ台所へ來テ座ラウトスルト直ク若クハ突然台所へ入り來リ座ラウトシマ

シタ時火事タト云フ声カ聞ヘタトノ事ナリ又各々田甫カラ帰り来リタル際ニハ被告ノ姿ハ外ニモ内ニモ見エサリシト述ヘ居リ之等ニ依ルトキハ被告人カカンテラヲ持チ小屋ニ行キ與吉方ヘ帰り来タリテ後聞モナク火事タト云フ声ヲ聞キタルコトトナリテ予審判事ニ対スル被告人ノ供述ト符合スルコトトナリ当公廷ニ於ケル被告人ノ供述ハ容認シ難キコトトナル……ト説示シタリ而シテ説示ノ趣旨ニ付キテハ前述ノ如ク其ノ何レ属スルトヲ問ハス關係及要領ヲ説示シ得ルニ過キスシテ当公廷ニ於ケル被告人ノ供述ハ容認シ難キコトトナルト謂フカ如キ彼是ノ証拠ヲ比較対照シテ結果被告人ノ供述ノ真偽ニ付キ否定ノ断定ヲ下スカ如キハ説示ニアラスシテ被告人ハ有罪ナリト教スルニモ優ル行為ニシテ典型的ナル誘導意見トノ譏リハ免レサル所ナリト云フニ在レトモ

右ハ畢竟KD良三郎及SS與吉ノ予審判事ニ対スル供述ヲ信ナリトスルトキハ予審判事ニ対スル被告人ノ供述ト符合シ原審公廷ニ於ケル被告人ノ供述ハ認ムルヲ得サル結果トナル旨ヲ解説ト証拠ノ信否ト事実ノ判断トノ關係ヲ指示シタルモノニシテ証拠ノ信否ニ関シ自己の意見ヲ表示シタルニ非サルコトハ説示ノ全趣旨ヨリ看取シ得ルカ故ニ本件説示ニハ所論ノ如キ違法ナク論旨理由ナシ同第三点又次ノ一節ニ……又被告人ノ自白ノ真否ヲ考案スルニ付キテハ検事弁護人ノ論弁シタルコトニ付キ研究ヲ要スルハ勿論ナルカ一応考ヘテ巡ラササル可カラサル点ニ付キ述フレハ……省略……次ニ熊一ノ煙草ヲ好ミ燐寸ヲモ持チ居リタリトノ点及熊一

ノ常ニ自殺希望ヲ抱ケルカ如キ口吻ヲ洩ラシ居レリトノ点ナルカ之ニ付イテハ半一等ノ昨日ノ証言ニシテ信用スヘキモノナルヤ否ヤハ諸君ノ判断ニ一任シ置クヘキモ仮リニ自殺ノ希望アリシコト及燐寸ヲ持チ居リシコトヲ事実トシ筈原証人ノ昨日ノ証言ノ如ク同人ノ火災前日即チ十二月五日夕刻ニ熊一ヲ診察シタル際同人ハ両手ヲ胸上ニシテ曲ケタル儘動カスコト能ハス右証人ニ於テ其ノ襯衣ノ釦ヲ外シタル上診察ヲ為シ更ニ右釦ヲ施シ居リタルモノナリトセハ熊一ニ於テ自ラ當時煙草ヲ喫シ其ノ燐寸ヨリ出火スルニ至ラシメ若クハ自殺セシカ為火ヲ放チタルモノナルヤ否ヤノ判断ニ付キ其ノ資料トナルヘキモノト思考ス尤モ被告人ハ予審判事ニ対シテモ当公廷ニ於テモ熊一ハ火災当日迄右手ハ自由利カサリシモ左手ハ從來全然自由ヲ失ヒ居リシモノニアラスト終始一貫シテ述ヘ之ヲ信スルトキハ燐寸ヲスルコトハ不可能ニアラス其為ト放火又ハ失火モアリ得ルコトト為ルカ故ニ右虚偽ノ証言ト被告人ノ供述ト何レヲ信用スヘキヤハ諸君ノ判断ニ任ス……云々……ト説示シタリ而シテ其ノ説示中熊一ノ四肢ノ不自由ヲ筈原医師ノ証言ニ根拠ヲ置キテ為シタルモノナラン然レトモ同証人ノ証言(検事調書予審判事取調書公判廷ニ於ケル証人調書)中其ノ趣旨ノ証言ナキニアラサルモ同証人ハ医師トシテ熊一ノ肺結核ニ付診察ヲ為シタル造ニシテ四肢ノ不自由ニ付キテハ之ヲ診察シタルコトナク(同証人ノ警察調書釦ヲ外セト云フタケレ共自分ニヨウ外サスモノテスカラ私カ胸ノ釦ヲ外シテ診察シテ遣ツタ状態テアリマス同証

人検事調書病人ハ手カシビレテ動カヌト申シ自分テ着物ノ胸ヲ開
クコトサヘ出来ス両手ヲ少シ動カシテ震ハス丈テアリマシタソレ
ヲ私カシヤツノボタシヲ外シテ診テヤリマシタ同証人ノ予審調書
手カ良ク動カヌト申シマスノテ……云々）唯熊一ノ語リシコト及
同人ノ状態ヲ見テノ証言シタルニ過キサルナリ而シテ其ノ真否何
レナリヤト謂ヘハ却ツテ同証人ノ証言ヲ見ルトキハ他ニ上肢ヲ動
カスコトノ可能ナルコトヲ認メ得ルナリ然ルニ原審ハ同証人ノ証
言ニ其ノ瑕疵ヲ認メテ之ヲ完璧ノモノトシテ説示スルカ如キハ尤
モ妥当性ヲ欠ク説示ナリト謂ハサル可カラス又熊一カ煙草ヲ好ミ
燐寸ヲモ持チ居リタリトノ点及熊一ノ常ニ自殺ノ希望ヲ抱ケルカ
如キ口吻ヲ洩シ居レリトノ点ナルカ之ニ付テハ半一等ノ昨日ノ証
言ニシテ信用スヘキモノナリヤ否ヤハ諸君ノ判断ニ一任シ置クヘ
キモ仮ニ自殺ノ希望アリシコト及燐寸ヲ持チ居リシコトヲ事実ト
シ云々ト説示スルハ半一ノ証言ノ偽証ヲ暗示スルモノニシテ之レ
無クシテ仮ト云フカ如ク（自殺希望燐寸所持）説示シ仮定論ノ生
スヘキ理ナキナリ斯ク原審カ所信ヲ付加シテ陪審員ニ証言ノ偽証
ヲ暗示スルカ如キハ説示其ノモノニ重大ナル瑕疵アリト云ハサル
可カラスト云フニアレトモ

笠原浩太郎ニ対スル司法警察官及検事ノ各訊問調書及同人ニ対ス
ル予審訊問調書ノ各供述記載及公判廷ニ於ケル同人ノ供述等ニ依
ルトキハ笠原浩太郎ハ医師トシテ昭和六年十二月五日熊一ノ肺結
核病ヲ診察シタル際同人ノ上肢ノ自由ヲ失ヒタルコトヲ同人ヨリ

岡山における陪審裁判

聞知シ又同人ノ態度ニ依リ実験シタルコトヲ供述シタルモノニシ
テ所論ノ如ク同人ノ上肢ノ動作可能ナルコトヲ供述シタルニ非サ
ルコトヲ認メ得ヘク而モ該供述ハ刑事訴訟法上完全ナル証拠力ヲ
有スルコト論ナク之ニ付証拠ノ説示ヲ為スハ違法ニ非ス其ノ他
縷々論述スルトコロアルモ所論説示ハ畢竟証拠ノ信否ト事実ノ判
断ヲ解シタルモノニシテ証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示シ以テ証
人MK半一ノ偽証ヲ暗示シタルモノニ非サルナリ本件説示ニハ所
論ノ如キ違法ナク論旨理由ナシ

第四点又「……次ニ末期ノ水ヲ与ヘタリヤ否ノ点ナルカ右被告人
ノ自白中ニ於ケル供述ノ一部分ニハ放火前熊一二対シ末期ノ水ヲ
与ヘタリトノ一節カアレトモ若其レカ事実ナリトセハ他ノ自白中
ノ供述モ嘘トナルトノ弁護人ノ弁論ノ趣旨ニシテ此ノ点ニ関スル
証拠トシテ約ノ押収セラレタルアリ而シテ被告人ハ予審判事ニ対
シ末期ノ水ヲ与ヘタル後其ノ杓ハ熊一ノ身体上ニ載セ置キタリト
陳述シ居ルモノニシテ然ラハ其ノ杓ハ火災ノ際焼ケル筈ナル二柄
ノ一部ハ焼ケ居レト約ノ部分即金屬ノ部分ニ付テハ昨日鑑定人彌
屋玉治ノ鑑定ノ結果ニ依レハ焼ケ居ラストノコトナリ而シテ此ノ
鑑定ヲ信用スヘキモノトセハ火災前熊一ノ身体上ニ載セタリトノ
被告人ノ自白ハ虚偽ニシテ火ノ落チ掛ル前ニアリシモノニアラス
其ノ後ニ熊一ノ身体上ニ載セラレタルコトト為ルモノノ如ク此ノ
点ニ付テハ検事ニ於テモ争ナキトコロナリ然レトモ茲ニ於テ一応
SS與吉ノ昨日ノ証言ニ付考覈ノ要アリ即同証人ハ火災當時右小

屋内ニアリシ便器モ共ニ其ノ内部及周辺ニ多量ノ灰アリシニ拘ラス右約ト同程度ノ古サヲ有シ居リタリト陳フ是ニ由テ之ヲ見ルニ杓モ便器同様ナリシナラスヤトモ考ヘ得ラルル処ニシテ然ラハ火災前ヨリ熊一ノ身体上ニ載セアリシコトモ強チ事實ニ反スルトモ考ヘ能ハサルコトニアラス然レトモ兎モ角人ノ死又程ノ火災ノ灰ノ中ニ見タルモノト言ヒ得ストノ説モ相当力強キモノナルヲ以テ十分ナル研究ヲ要ス可ク被告人ハ檢事ニ対シテハ右約ハ末期ノ水ヲ与ヘタル後熊一ノ脇ヘ置キタリト述ヘ予審判事ニハ其ノ腰ノ上ニ置キタリト申立テタルコトアリ此ノ腰ト足トハ同様ノ意味ニテ述ヘタルコトナルヤモ知レサルモ兎ニ角斯ノ如ク語ノ二三ニナリ居ルハ末期ノ水ヲ与ヘタル事實ハアレトモ其ノ杓ノ置場ヲ判然記憶セサリシ為ナラスヤトモ考ヘ得ラルル所ニシテ然ラハ末期ノ水ヲ与ヘタルコトハ事實ナルモ単ニ其ノ杓ノ置場カ相違セルニ過キストノ檢事ノ意見適正ナルモノト考ヘ得ラルル又放火殺人等ノ罪ヲ犯シタルモノ其ノ當時ノ模様ヲ述フルニ際シテハ若干事實ヲ飾リ立テ申立ツルコトモナシトセス被告ニ於テモ事實末期ノ水ヲ与ヘタリト述フルコトニヨリテ幾分ノ同情ヲ受ケ得ラルヘシト思惟シ事實ニ反シ与ヘタリト陳述セシモノニアラスヤト謂フカ如キコトモ考ヘ能ハサル事ニアラス之ヲ要スルニ諸君ハ被告ノ自白全体ヲ通シ其ノ真偽ヲ判断スルコト必要ニシテ然ラサレハ幾多ノ見解ヲ生シ或ハ末期ノ水ヲ与ヘタリトノ供述真ナリト認メ得ラレサルヲ以テ其ノ自白全体ヲ虚偽ナリト為スヘキトモ考ヘ得ラレ又或ハ末

期ノ水ヲ与ヘタリトノ供述ハ事實ニ反スルモノト認ムヘキモ其ノ他ノ自白即小屋ニ火ヲ放チ熊一ヲ焼殺シタリトノ供述虚偽ニアラストモ考ヘ得ラレサルニアラス……中略……高橋警部補ノ誘導訊問ヲ為シタルコトナシトノ証言ヲ為セルヲ以テ之ヲモ参照セサル可ラサルモノト史料ス……云々……ト説示シタリ而シテ右説示ハ其ノ全部カ私見ヲ加ヘタル証拠論ニシテ而モ其ノ内容ハ大ニ誘導意見ナリト謂ハサル可ラス殊ニ其ノ内「茲ニ於テ一応SS與吉昨日ノ証言ニ付考覈ノ要アリ即同証人ハ火災當時右小屋内ニアリシ便器モ其ノ内部及周辺ニ多量ノ灰アリシニ拘ラス右約ト同程度ノ古サヲ有シ居リタリト陳フ是ニ由テ之ヲ見ルニ杓モ便器モ同様ナリシニアラスヤトモ考ヘ得ラルル処ニシテ」ト説示スルカ該便器ハ原審カ檢証ノ際証拠トシテ押収シ居ルカ夫ニハ蓋カ附屬シ居リ而モ火災當時ハ使用セサリシコト明瞭ナルカ為蓋ヲ覆ヒ居リシコトモ容易ニ考ヘ得ラルル所ナリ然ルニ原審ハ之ヲ究メスシテ直ニ杓ト比較スルカ如キハ杜撰ト謂ハサル可ラス之ニ統テ「然ラハ火災ヨリ前ヨリ熊一ノ身体上ニ載セアリシコトモ強チ事實ニ反スルトモ考ヘ能ハサルコトニアラス」ト私見ヲ加ヘテ説示セルノ譏ヲ免レサルナリ又其ノ説示ノ一節ニ「……此ノ腰ト足トハ同様ノ意味ニテ述ヘタルコトナルヤモ知レサルモ兎ニ角斯ク語ノ二、三ニナリ居ルハ末期ノ水ヲ与ヘタル事實ハアレトモ其ノ杓ノ置場ヲ判然記憶セサリシ為ナラスヤトモ考ヘ得ラルル所ニシテ然ラハ末期ノ水ヲ与ヘタルコトハ事實ナルモ単ニ其ノ杓ノ置場カ相違セルニ過キ

ストノ檢事ノ意見適正ナルモノト考ヘ得ラル」ト説示スルニ至リテハ有罪意見ヲ表示モ甚タシト謂ハサル可ラス更ニ「又放火殺人等ノ罪ヲ犯シタルモノ其ノ當時ノ模様ヲ述フルニ際シテハ若干事實ヲ飾リ立テ申立ツルコトモナシトセス被告ニ於テモ事實末期ノ水ヲ与ヘタリト述フルコトニ依リ幾分ノ同情ヲ受ケ得ラルヘシト思惟シ事實ニ反シ与ヘタト陳述セシモノニアラスヤト謂フカ如キコトモ考ヘ能ハサル事ニアラス之ヲ要スルニ諸君ハ被告ノ自白全体ヲ通シ其ノ真偽ヲ判斷スルコト必要ニシテ然ラサレハ幾多ノ見解ヲ生シ或ハ末期ノ水ヲ与ヘタリトノ供述真ナリト認メ得ラレサルヲ以テ其ノ自白全体ヲ虚偽ナリト為スヘキトモ考ヘ得ラレ又或ハ末期ノ水ヲ与ヘタリトノ供述ハ事實ニ反スルモノト認ムヘキモ其ノ他ノ自白即小屋ニ火ヲ放チ熊一ヲ焼殺シタリトノ供述虚偽ニアラストモ考ヘ得ラルニアラスト説示シタルハ明ニ其ノ範圍ヲ越ヘテ証拠論ニ亘リ私見ヲ説示シタリトノ譏リヲ免レサルナリト云フニ在レトモ

裁判長カ陪審ニ対シ説示ヲ為スニ当リ証拠ノ信否及罪責ノ有無ニ関シ意見ヲ表示シ而モ誘導ナル説示ヲ為スコトハ法ノ許ササルトコロナリト雖此ノ証拠ヲ信スレハ此ノ事實ヲ認メ得ヘク此ノ証拠ヲ信セサレハ此ノ事實ヲ認メ難シト云フカ如ク証拠ノ信否ト事實ノ判斷ノ關係ヲ解示スルハ勿論証拠ノ信否ニ関シ意見ヲ表示セサル限り陪審ニ対シ証人ノ証言カ被告人ニ有利ナリヤ否ヲ告ケルハ毫モ違法ニ非ス所論説示ハ畢竟右ノ範圍ヲ出テサルモノニシテ

岡山における陪審裁判

説示全部カ意見ヲ加ヘタル証拠論ニシテ其ノ内容カ誘導意見ナリトノ論難ハ当ラス論旨理由ナシ

同第五点原審ノ説示ニハ事實關係即犯罪ノ時刻ニ付テノ説示ヲ欠キタリ然ルニ問書ニハ被告人ハ昭和六年一月六日午後七時前後ノ頃云々ノ主問ヲ發シ居レリ斯ク犯罪ノ時刻ニ付全然説示ヲ為サスシテ問書ニ之ヲ掲ケルカ如キハ陪審員ニ想像ヲ求ムルモノト謂ハサルヘカラス殊ニ本件記録中犯罪ノ時刻ニ付テハ拠ルヘキ根據ナク只警察ノ電話聴取書並逮捕顛末書ニ午後七時二十分頃ト云フ記載アルノミニテ其ノ他ニ何等記録ナキナリ斯ク其ノ証左ナキカ為ニ説示シ之ヲ欠キタルモノト思惟セラルルカ何レニスルモ之ヲ欠ク説示ハ完璧ノモノト謂ヒ難ク從ツテ陪審員ニ對シ答申ニ付想像ヲ求メタルコトハ陪審裁判制度上斷シテ許シ難キ点ナリ此ノ点ニ於テ原審ハ破毀ヲ免レサルトコロナリト云フニ在レトモ

原審第二回公判調書中ノ説示ニ依レハ裁判長ハ昭和六年十二月六日ノ晚被告人ハ熊一ヲ焼殺ス考ヲ以テ判示小屋ニ火ヲ放チ同人ヲ焼殺シタリトノ事實關係ニシテ被告人ニ右放火ノ殺人ノ行為アリヤ否カ争アルトコロナリ云々ト説明シ居リテ主問ニ在ルカ如ク犯罪時刻ヲ午後七時前後ノ頃ナリト告ケタルニ非スト雖更ニ原審第一回公判調書ヲ閱スルトキハ裁判長ハ陪審員立会ノ公廷ニ於テ被告人ニ對シ昭和六年十二月六日午後七時前後ノ頃本件家屋ニ火ヲ放チ熊一ヲ焼殺シタリヤ否ノ事實ヲ訊問シ被告人ハ其ノ頃其家カ火事ニヨリ焼ケタルコトハ相違ナキモ放火シタルニ非サル旨答弁

シ居レルコト明ナルヲ以テ陪審員ハ問題トナルヘキ放火ノ時刻ハ午後七時前後ノ頃ナルコトヲ了知シ居レリト云フヘク從テ犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ事実ヲ説示スルニ當リ午後七時前後ノ頃ナル犯罪時刻ヲ明示セス其ノ日ノ晩トシテ説示スルハ多少精密ヲ欠クノ嫌ナキニ非スト雖尚犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ事実ノ要領ヲ説示シタリト云フニ妨アルモノニ非サレハ本件説示ニ所論ノ如キ違法ナク從テ陪審員ニ對シ其ノ答申ニ付所論ノ如キ想像ヲ求メタルモノニ非ス論旨理由ナシ

同第六点原審説示ニハ一、S S與吉、S S菊代、K D良三郎等ノ証人ノ証言ヲ被告人ノ罪責肯定ノ証拠ニ引用為シ居レリ然ルニ同証人等ノ証言ニハ否定ノ証拠モ相当有力ナルモノアルナリ今其實例ヲ挙クレハ犯罪ノ時刻並其ノ前後ノ状況ニ付証拠ヲ求ムルニ基点ヲS S菊代カ自己ノ勤務先ノ製糸工場ヨリ帰宅シタル時刻ヲ或ハ午後六時トシ或ハ午後五時半過トシ又或時ハ午後六時過トシ而シテ火災時刻ヲ原審証人M S靜太郎取調へ前ハ六時三十分頃ヨリ五十分頃ノ出来事トシテ被告人及証人ヲ取調居レリ然ルニS S菊代カ帰宅シタルハ同人ノ予審判事ニ對スル答ニハ日没前後ラシク人顔ノ未タ見ユルトキト語り而モ其ノ時ヲ多分午後五時半頃ト附加シテ答ヘ居レリ然ルニ檢事並予審判事ハ其ノ時刻ヲ午後六時トシ又ハ其ノ後トシテ捜査ヲ為シタルモノナリ而シテS S菊代カ人顔ノ未タ見ユルトキト謂へハ曆ニ從へハ(公知ノ事実)十二月六日ノ日没ハ午後四時二十八分ナリ而シテ菊代ハ人顔未タ見ユルト

謂フカ故ニ午後五時ヲ過キサル時刻ニ帰宅シタルコトハ吾人ノ実験法則トシテ顯著ナル事実ナリ然ルニ之ヲ午後六時前後トシ火災ノ時刻ヲ六時五十分頃迄ノ間トスルカ故ニ眞実ニハ其ノ間裕ニ二時間以上ノ時間アルヲ一時弱ニ縮メテ被告人又ハ関係人ノ行動或ハ時間ノ関係ニ於テ大ナル齟齬ヲ生シ為ニS S與吉及K D良三郎カ田甫ヨリ帰宅シタル時ニ被告人ヲ家ノ内外ニテ見サルコトニスル必要ヲ生シ又夫カ為ニハ同証人等カ原審公廷ニ於テ証言スルカ如ク本件檢拳警察ノ井原警察署ニ於テ証人トシテ取調ヲ受クルニ際シ言語道斷ノ虐待ヲ受ケタル事実サヘ判明セルナリ然リトセハ是等証人ノ証言ヲ説示スルニ當リテハ須ラク其ノ関係ノ要領ヲモ説示スヘキニ原審ハ被告人ヘノ不利益ノ点ノミヲ説示シテ之ヲ閉却シタルハ明ニ原審ハ未タ証拠關係ノ説示ニ不尽ノ譏ヲ免レサルナリ(S S與吉、K D良三郎カ檢事ニ對シ証言ヲ變更シタル前後ノ事情及被告人カ放火後S S與吉方ニ帰り直ニ台所ニ飛込ミ座ロウトシタトキ火事シヤト云フタトマテ追窮シテ予審ノ最後ニ種々ノ事情カ判明シ又放火ノ家屋ノ屋根及壁カ五年度産ノ古藁ヲ以テシ放火後其ノ炎上マテニ五分ヲ出テサルコトカ判明シタルカ為ニ被告ノ放火後炎上迄ニ相当時間ノ暫定ヲ必要トスルニ至リ被告人ニ予審最後ニ放火後與吉方ノ外ヲ五分余モ氣分落ち付ケニ名ヲ籍リテ彷徨ヒ事実ヲ附加シタルコト及火災ニ遭ハサル杓ヲ使用セシメテ放火セシ狀況ヲ実演セシメタル点ニヨリ一層スル感シヲ深カラシムルナリ) 二、被告人ノ自白ノ動機ニ付高橋警部補ノ証言ヲ

引用スヘキト説示シ居ルカ若本件ニ付其ノ動機ヲモ説示スルノ要アリトセハ等閑ニ付シ得サル一事アリ被告ハ犯罪ノ計画ニ先立チテ若其ノ計画露見スルカ如キコトアルヲ妄想シ其ノ際ハ過テカシテラノ転覆シタルカ為ニ発シタル失火ト謂ヒ逃レント考ヘテ居ツタト供述シ居レリ而シテ被告人ニ真ニ其ノ計画アリ又其ノ犯行アリトセハ被告其ノ犯行ニ先立チテ必スヤカシテラヲ転覆シ置クヘキ筈ナリ然ルニ其ノカシテラハ訴訟關係人間ニ争ヒノナキ通リ転覆ノ事實ナキナリ(其ノ他之ニ類スルモノニ決意ノ時刻及犯行ハ熊ニ二覺ラレサルトキセネハナラント考ヘ居ツタト謂フニ放火ノ時ニハ熊一ハ大キナ目ヲ明ケテキヨロキヨロサセテ居リタリト自白スルアリ矛盾モ甚シキナリ)而シテ法ノ求ムルハ説示ハ有ハ有トシ無ハ無トシ素直ニ表裏ナク積極、消極ノ各証拠ヲ説示スルコトニアルナリ然ルニ消極方面ノ証拠ヲ閑却シタルハ同旨ノ譏ヲ免レサルモノナリト云フニ在レトモ

陪審法第七十七条ノ説示ノ目的ハ陪審員ニ対シテ法律智識ヲ補充シ且法廷ニ於テ陪審員ノ腦裡ニ印象セラレタル種々ノ事實關係ヲ整頓スルニ在ルヲ以テ裁判長カ陪審ニ対シ犯罪ノ構成ニ関シ問題トナルヘキ証拠ヲ要領ヲ説示スルニ付テハ証拠調ヲ經タル証拠ノ全体ヲ一団トシテ其要領ヲ解示スレハ足り其ノ要領ヲ逸セサル限縦令個々ノ証拠ノ中ニ之ヲ告ケサリシモノアリトスルモ説示トシテノ無効違法ヲ来スモノニ非ス原審第二回公判調書中裁判長ノ説示ヲ査閱スルニ所論犯罪ノ時刻並其ノ前後ノ状況ニ付テモ原審公

岡山における陪審裁判

廷ニ於ケル証人SS與吉、SS菊代、KD良三郎ノ証言ノ要領ヲ述ヘ是等証言ヲ信用スヘシトセハ被告人ノ原審公廷ニ於ケル陳述ニ適合スルコトトナリ又同証人等ニ対スル予審訊問調書ニ於ケル供述記載ノ要領ヲ述ヘ是等証言ヲ信用スルトキハ予審判事ニ対スル被告人ノ供述ト符合スルコトトナリ原審公廷ニ於ケル被告人ノ供述ハ認容シ難キコトト為ルト述ヘ尚被告人及証人等ノ供述中時刻ノ点ニ付テハ檢事及予審判事ニ対スル陳述ニ差異アルモノナシトセス然レトモ斯ノ如キ場合ノコトニシテ多クノ人ハ時計ヲ見サルヘク何時何分ト正確ナルヲ得サルヘキヲ以テ一々之ニ拘泥スヘキニ非ス云々ト説示シアリ右ハ畢竟犯罪ノ時刻並其ノ前後ノ状況ニ付被告人ノ利益不利益ニ帰スヘキ証拠ノ要領ヲ告ケ其ノ信否ト事實ノ判断トノ關係ヲ解示シタルニ外ナラス其ノ他原審裁判長カ所論ノ如ク或種ノ証拠ニ付之カ説示ヲ為サス又ハ其ノ要旨ヲ告ケサリシ点アリトスルモノ之ヲ以テ輒ク違法ノ説示ナリト論斷スルヲ得ス而シテ記録ニ徴スルニ原審裁判長ノ為シタル証拠説示ハ克ク証拠ノ要領ヲ解示シ説示トシテ欠クルトコロナシト云フヘク所論ノ如ク被告人ノ不利益ノ点ノミヲ説示シ消極方面ノ証拠ヲ閑却シタルモノニ非ス論旨理由ナシ、以上ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

檢事松井和義関与

昭和七年六月二十日

大審院第一刑事部

裁判長判事 泉二 新熊

判事 日高要次郎

判事 三宅正太郎

判事 杉浦 忠雄

判事 植月 愛明

(注1) ⑫事件の上告審判決は、『大審院刑事判例集』には弁護人津久井

利行上告趣意書第一点および弁護人山村利幸平上告趣意書第四点しか掲載されていない。また、『法律新聞』には「第一審判決内容〔事実〕が掲載されていない。本稿では判決文は『法律新聞』を主にして、『大審院刑事判例集』で補って紹介した。

(注2) ⑬事件(昭和七年三月一二日判決)も、説示において有罪に導

ける誘導があり、無罪の可能性もあろう。すなわち、村山利幸平上告趣意書第四点における、被告人が柄杓で末期の水を与えて、柄杓を被害者の身体の上に載せたと自白するが、金属部分が焼けていないという矛盾がある点に関する説示、および第六点の犯罪の時刻ならびにその前後の状況に関する証人の供述に変更と差異がある点に関する説示について、上告審判決は、「証拠の真否と事実の判断の関係を解示」したもので、違法ではないと云う。しかしながら、第四点については、末期の水を与えたかどうかにとらわれず、「被告人の自白全体を通しその真偽を判断すること」が必要である、第六点については、「被告人及証人等の供述中時刻の点に付

ては……一々之に拘泥すべきに非ず」と、有罪の認定が可能になるような巧みな説示がなされている。そして、陪審員は、同上告趣意書第三点に見られる、笠原医師による被害者は上肢の自由を失っていたという趣旨の供述により、被害者は燐寸を取って火を点けることは出来ないと判断し、「然り」と答申したものと考えられる。

しかし、現存する上告審判決と新聞報道のみによれば、被告人の犯行を直接裏付ける物的証拠はなく、被害者の放火自殺、あるいは失火の可能性も残されているように見える。

陪審員の評議が、誤断であるか否かを論証するには、検事の立証が「合理的な疑い」を超えたものであるか、本件では、更に被告人の放火の方法をはじめとする自白や、笠原医師の証言・予審供述調書、その他の証人の証言・予審供述調書、実況見分調書など、証拠の全容を見る必要がある。せめて、検事の論告、被告人の弁論、裁判長の説示が残っていて欲しいが、現時点ではそれも望めない。

七 陪審裁判に対する判検事・弁護士の感想

陪審法が施行されて一周年を記念して発行された、『法曹会雑誌』陪審法実施記念号(第七卷第一〇号、一九二九年一〇月)には、全国の裁判官・検察官などの陪審法実施に対する感想が収録されている。また、『法曹公論』陪審法施行三周年・新民事訴訟法施行二

周年記念号（第三五卷第九号、一九三二年一月・日本弁護士協会）には、全国各地の二〇〇余名の法曹（大部分が弁護士）から、陪審法と新民事訴訟法についての感想が寄せられている。

ここでは、前掲『法曹会雑誌』に掲載された岡山県の裁判官の感想（①森榮と、前掲『法曹公論』に掲載された、岡山県の弁護士の感想（②矢名氏・③波多野隆助・④薄井清一）を紹介しよう。

（注）全国の判事・検事・弁護士らの感想を分析したものには、林正宏「わが国陪審裁判実施後の反響 法曹らによる感想集から」（『法字七ミナー』第三六卷第八号、一九九一年八月）があるので、参照されたい。

① 森榮（岡山地方裁判所長）

陪審制度布かれて既に一年に垂んとして、其間当地に於て陪審員を煩はしたるもの未だ十件に達せず、甚だ予期に反する感ないではないが、是れ畢竟検事の起訴、予審判事の決定概ね妥当であつて、被告人等は故ら犯罪事実を否定し万一の僥倖を得んとするものなるがため、徒らに陪審員の面前に自己の非行を論議せられて、其の恥辱を重ぬるを厭ひ、陪審に附せらるゝを好まざるもの多きが故なるを知らば、必ずしも其の事件の少なきを憂ふるに足るまいと思ふ。

裁判長の説示は至難の業で種々意見もあるが、裁判長は事実審

岡山における陪審裁判

理に力を注ぎ、之れに依りて陪審員に其の争点と証拠関係を十分に会得せしめ、説示は法律上の論点を解示し、事実と証拠の関係に付、評議の方針を説明するに止むべきであることは、親しく其の事務を採るに及んで更に一層確信を懐くに至つた。徒らに証拠の信憑力等に付、冗長の弁を弄し裁判長の意見を暗示するが如き態度に出でざることには注意せねばならぬ。

陪審法施行に際し、吾人の苦心は陪審員の訓練にあつた。全く裁判に経験なき国民が、果してよく其職務を遂行し得るや否や、何人も懸念せざるものなかつたけれども、幸に我が岡山の陪審員は其職責を理會し、答申何れも事実の真相を看破し、裁判官の意見と常に一致したので、大に意を安じて居る次第であるが、岡山県に於ても陪審員の出頭義務尊重に関する次の如き美談がある。

岡山県後月郡高屋町高木謙三氏は、陪審員として呼出を受けた当時、老齢の実母重患に罹り親しく看護に勉め、医師は病状危篤の故を以て同氏の他行を止めたるに拘らず、家人に病母を託し公判の前日岡山市に來たり、其の当日定刻裁判所に出頭し係官に其の事情を訴へ、若し自分不出頭の為め公判開廷に支障を生ずるならば、私事を顧みず深く其の職責を尽したしと申出でたので、裁判所は深く其の労を謝し、必ずしも同氏の出頭を要せざるを告げ、速に帰宅し懸念なく病母を看護せられたしと申し勧め引取らしたが、病母の危篤は素より正当の事由で書面を以て不出頭の届出を為し得るのに、自ら出頭して其の許可を求むるが如きことは、

陪審の義務を理會し奉公の念厚きものでなければ、容易に為し得られるものではないと信ずる。

陪審制度実施後、各地とも陪審事件の数、予期の如くでないとのことであるが、其の実施により、国民に裁判事務を理會せしめ、其事務が如何に重大なる国家の仕事であるかを知らしめた事は、右の事例によりても明かなるところで、吾人法曹は国民の信頼を一層厚ふすることを得たと思ふと、洵に邦家の為め欣快の情に堪へないのである。

② 失名氏 (岡山)

金のない被告には、自然恩恵を与へぬ法律とて、片手落と思ひます。大体から見ても、無用の長物でせうが、でも非常識な裁判官に出逢ふと、費用を安くして陪審に附する方法はないものかと、嘆息之を久しういたします。

③ 波多野隆助 (岡山)

宣伝の大袂姿なりしと、世間の期待の大なりしだけに、其実績のいふに足らざること今更の感を禁せず。余は元來陪審制度には不賛成なり。殊に現行法の如き形式的名義のみの制度に反対する要に (注、「反対する要に」は原文通り。「反対す、要するに」というのあろうか) 無用の長物に過ぎざる本制度は、之を廢止するに如かずと信ず。

④ 薄井清一 (岡山)

施行以来は、一般的に利用せざるを遺憾と思ふ。但、負訴 (注、

敗訴か) の場合、費用の多額なるが原因と思 (注、思ふ)。将来は国家にて (注、「費用を負担」が脱落か。して貰いたい希望で有る。

八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の間歴

岡山における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「岡山における陪審公判一覽表」の通りである。こゝでは、判検事の間歴を『日本法曹界人物事典』(以下、「人物事典」という)、『司法大観』(法曹会・一九五七年七月)、弁護士については「岡山の弁護士大観」(岡山県歴史人物事典)、『昭和人名辞典』第三卷、『全国弁護士大観』(法曹公論・一九七七年六月) などにより、紹介しよう。

(注1) 『日本法曹界人物事典』第1巻、第5巻(ゆまに書房・一九九五年)は、第1巻に『帝國法曹大観』(帝國法曹大観編纂会・一九一五年)、第2巻に『帝國法曹大観』改訂増補(帝國法曹大観編纂会・一九二三年)、第3巻に『帝國法曹大観』改訂第三版(帝國法曹大観編纂会・一九二九年)、第4巻に『大日本法曹大観』(大日本法曹大観編纂会・一九三六年)、第5巻に『大日本司法大観』(大日本司法大観編纂所・一九四〇年)が、収録されている。

(注2) 「岡山の弁護士」編集委員会編「岡山の弁護士」(岡山弁護士会・一九七六年一〇月)は、弁護士制度一〇〇年の記念行事の一つとして刊行された記念誌であるが、その中に「物故会員の残した足跡」があり、履歴が紹介されている。本資料紹介は、この履歴を、

「官報」により補充したものもある。

(注3) 岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社・一九九四年一〇月)は、山陽新聞社創立一一五周年を記念して刊行されたものである。

(注4) 『昭和人名辞典』第三卷「近畿・中国・四国・九州篇」(日本図書

センター・一九八七年一〇月)は、谷サカヨ著『第十四版 大衆人

事録』「近畿・中国・四国・九州」篇(帝国秘密探偵社・一九四三年九月)を底本とした複製本である。

1 裁判官

① 鹿島鶴之助

明治一四年六月三日生、東京市京橋区新富町↓神戸市神戸下山手通、明治四一年七月東京帝国大学法科大学卒業、司法官試験・横浜地方裁判所詰、明治四三年八月横浜地方裁判所予備検事、明治四三年一月福岡区裁判所判事、大正二年五月福岡地方裁判所判事、大正四年一〇月那覇地方裁判所判事、大正六年九月久留米区裁判所判事、大正六年一月福岡区裁判所判事、大正八年六月宮崎地方裁判所判事、大正九年一月佐賀区裁判所監督判事、大正一〇年七月佐賀地方裁判所判事、大正一二年八月宮城控訴院判事、大正一二年九月公証人懲戒委員、大正一三年一月東北帝国大学講師嘱託、大正一五年三月欧米各国へ出張、昭和三年七月岡山地方裁判所部長。(「人物事典」第一卷「第三卷」)

岡山における陪審裁判

② 鈴木喜市

明治二五年五月三一日生、愛知県八名郡下川村↓豊橋市牛川町↓石川県、大正九年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正九年八月司法官試験・京都地方裁判所詰、大正一〇年五月東京地方裁判所詰、大正一一年四月広島地方裁判所予備判事、大正一一年七月鳥取地方裁判所米子支部判事、大正一三年一月下関区裁判所判事、大正一四年七月山口地方裁判所判事、昭和二年一月岡山地方裁判所判事、昭和六年九月呉区裁判所判事、昭和九年一月広島区裁判所判事、昭和一〇年一月松山地方裁判所判事、昭和一二年一〇月安濃津地方裁判所判事、昭和一四年八月福井地方裁判所部長、昭和一六年七月名古屋控訴院判事、昭和一八年二月名古屋地方裁判所判事、昭和二〇年五月金沢地方裁判所部長、昭和二三年名古屋高等裁判所金沢支部判事、昭和二六年四月退職、昭和二六年五月公証人(金沢地方事務局所属)。(「人物事典」第二卷「第五卷」司法大観)

③ 大井尚俊

明治二九年一月二三日生、大阪市東区平野町、大正九年七月京都帝国大学法学部卒業、大正一三年三月司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正一五年一月広島地方裁判所予備判事、昭和三年四月広島地方裁判所尾道支部判事、昭和三年七月岡山地方裁判所判事、昭和四年九月奈良区裁判所判事、昭和六年八月京都区裁判所判事、昭和九年二月大阪区裁判所判事、昭和一三年一月大阪

地方裁判所判事、昭和十五年、昭和二十年京都・大阪(高裁・地裁)、昭和二十二年京都市助役(市長代理)、昭和二十二年弁護士登録、昭和二十三年以降関配監査役、大阪地労委公益委員、京都府立大学講師、神戸山手短大日本画コース主任、大阪経済法科大学講師、著書「家族関係入門」。(「人物事典」第三卷、第五卷、「全国弁護士大観」)

④ 菅波鶴雄

明治一四年四月一日生、広島県深安郡川北村、明治三五年七月東京法学院卒業、明治三七年一月判事検事登用第一回試験及第、明治三七年二月司法官試補・山口地方裁判所詰、明治三九年一月山口地方裁判所予備判事、明治四〇年二月三次区裁判所判事、明治四一年六月呉区裁判所判事、大正二年五月広島区裁判所判事、大正三年一月広島地方裁判所判事、大正六年九月尾道区裁判所判事、大正八年一月広島控訴院判事、昭和三年七月岡山地方裁判所部長、昭和五年三月広島区裁判所監督判事、昭和八年二月京都区裁判所監督判事、昭和九年二月勅任官待遇、昭和十一年二月高等官二等、山形地方裁判所所長。(「人物事典」第一卷、第五卷)

⑤ 佐伯顯二

明治二五年二月一日生、和歌山県那賀郡山崎村、大正六年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正六年八月司法官試補・横浜地方裁判所詰、大正八年三月横浜地方裁判所予備判事、昭和八年三月広島地方裁判所判事、大正一二年八月松江地方裁判所判事、大正

一四年七月下関区裁判所判事、昭和三年七月岡山地方裁判所判事、昭和五年八月広島地方裁判所判事、昭和六年四月広島控訴院判事、昭和七年一〇月松江地方裁判所部長、昭和九年一月広島控訴院判事、昭和十一年一〇月東京控訴院判事、昭和十三年一月広島控訴院部長、昭和一六年四月福井地方裁判所所長、昭和一七年五月大審院判事、昭和二十二年一月東京高等裁判所判事、昭和二十七年九月依願退官、昭和二十七年一〇月公証人(東京法務局所属)。(「人物事典」第一卷、第五卷、「司法大観」)

⑥ 森 榮

明治七年七月九日生、和歌山市芝野町、和歌山市芦屋町、明治三〇年七月東京法学院卒業、明治三〇年一月判事検事登用第一回試験及第、司法官試補・前橋区裁判所詰、明治三二年七月熊谷区裁判所判事、明治三四年七月浦和地方裁判所判事、明治三八年一月東京地方裁判所判事、明治三九年三月新潟地方裁判所判事、明治四〇年四月浦和地方裁判所部長、明治四〇年一月東京地方裁判所部長、明治四二年五月長崎控訴院判事、大正二年五月熊本地方裁判所部長、大正八年二月裁判所書記登用試験委員長、大正八年一月長崎控訴院部長、大正十一年二月裁判所書記登用試験委員長、大正十一年一月前橋地方裁判所所長、大正一二年一月勅任官待遇、大正一四年八月高等官二等、大正一五年七月岡山地方裁判所所長、昭和六年三月四日死亡(「人物事典」第一卷、第三卷、「昭和人物故人名録」、「法律新聞」昭和六・三・一三)

⑦ 田上哲二

明治三十九年一月二三日生、広島県豊田郡忠海町、大正一〇年一〇月高等試験行政科合格、大正一一年三月東京帝国大学法律科卒業、大正一一年五月司法官試験・横浜地方裁判所詰、大正一四年一月横浜地方裁判所予備判事、昭和二年八月浜田区裁判所判事、昭和三年七月岡山区裁判所判事（「人物事典」第三卷）。

⑧ 本田 等

明治三五年六月二三日生、熊本県下益城郡中山村、大正一四年一月高等試験行政科合格、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一五年四月司法官試験・東京地方裁判所詰、昭和二年一二月広島地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月広島地方裁判所判事、昭和四年一月岡山地方裁判所判事、昭和六年四月広島地方裁判所判事、昭和八年二月浦和地方裁判所判事、昭和九年一二月横浜地方裁判所判事、昭和一一年九月東京刑事地方裁判所判事、昭和一四年一二月函館地方裁判所部長、昭和一七年四月東京控訴院判事、昭和一八年一二月東京区裁判所判事、昭和二〇年六月東京控訴院判事、昭和二〇年一〇月大審院判事代理、昭和二二年五月東京高等裁判所判事、昭和二二年一二月横浜地方裁判所判事。（「人物事典」第五卷、「司法大観」）

⑨ 中澤直吉

明治三一年六月一日生、石川県能美郡小松町、大正一二年三月

東京帝国大学法学部卒業、大正一三年司法官試験・大阪地方裁判所詰、大正一四年一月神戸地方裁判所予備判事、昭和二年八月松山地方裁判所判事、昭和三年一〇月岡山地方裁判所判事、昭和一二年九月山口地方裁判所判事、昭和一四年一〇月米子区裁判所判事（「人物事典」第三卷、第五卷）

⑩ 高橋淺太郎

明治一一年一月二五日生、愛媛県温泉郡浅海村、明治三五年七月東京法学院卒業、明治三八年一月判事検事登用第一回試験及第、明治三八年一二月司法官試験・岡山地方裁判所詰、明治四〇年八月岡山地方裁判所判事、大正四年一月岡山区裁判所判事、大正六年三月玉島区裁判所監督判事、大正八年一月松山区裁判所監督判事、大正一〇年七月西条区裁判所監督判事、大正一二年山口地方裁判所判事、大正一三年八月山口地方裁判所部長、昭和三年七月松江地方裁判所部長。（「人物事典」第一卷、第三卷）

⑪ 小林右太郎

明治一九年四月一八日生、島根県那賀郡浜田町、明治四五年七月東京帝国大学法科大学卒業、大正元年八月司法官試験・長崎地方裁判所詰、大正三年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正三年一二月札幌区裁判所判事、大正五年九月西条区裁判所判事、大正八年六月松山区裁判所判事、大正一〇年四月松山地方裁判所判事、大正一二年一二月岡山地方裁判所判事、昭和三年七月松山地方裁判所部長、昭和四年一月広島控訴院判事、昭和七年四月岡山地

方裁判所部長、昭和一二年一二月小樽区裁判所監督判事、昭和一四年五月釧路地方裁判所長。(『人物事典』第一卷〈第五卷〉)

2 検察官

⑫小澤八十

明治一四年一〇月五日生、長野県上伊那郡川島村、明治四〇年七月日本大学卒業、明治四三年一二月判事検事登用第一回試験及第、司法官試補・長野地方裁判所詰、大正二年三月長野地方裁判所予備判事、大正二年五月仙台地方裁判所予備検事、大正二年九月仙台区裁判所検事、大正四年四月登米区裁判所検事、大正六年九月山形区裁判所検事、新庄区裁判所検事、大正七年七月山形区裁判所検事、大正八年五月山形地方裁判所検事、大正九年三月古川区裁判所検事、大正九年七月仙台地方裁判所検事、大正九年一月仙台区裁判所検事、大正一一年七月水戸地方裁判所検事、大正一三年一月岡山区裁判所検事、昭和二年五月岡山地方裁判所検事、昭和六年一〇月広島地方裁判所検事、昭和七年一月広島控訴院検事、昭和一〇年八月勅任官待遇、昭和一一年六月福井地方裁判所検事正、昭和一四年一月一日死亡。(『人物事典』第一卷〈第五卷〉、「昭和物故人名録」)

⑬長本元男

明治一七年七月三〇日生、広島県豊田郡御手洗町↓広島市新川場町、明治三九年七月関西大学専門部正科卒業、大正二年一二月

判事検事登用第一回試験及第、司法官試補・東京地方裁判所詰、大正四年七月東京地方裁判所予備検事、大正四年九月岡山地方裁判所予備検事、大正四年一〇月岡山地方裁判所検事、大正四年一二月津山区裁判所検事、大正六年九月今治区裁判所検事、大正八年六月松山地方裁判所検事、大正一〇年四月山口地方裁判所検事、昭和二年五月岡山区裁判所検事、昭和六年一〇月岡山地方裁判所検事、昭和七年一月広島控訴院検事、昭和一一年一月岡山地方裁判所検事、昭和一一年八月勅任官待遇、昭和一三年五月下関区裁判所検事、昭和一四年五月小倉区裁判所検事。(『人物事典』第一卷〈第五卷〉)

⑭佐伯 清

明治二三年二月一六日生、山口県吉敷郡吉敷村、大正四年二月京都帝国大学法科大学卒業、大正四年三月司法官試補・神戸地方裁判所詰、大正六年二月大阪地方裁判所予備検事、大正六年九月尾道区裁判所検事、大正八年六月鳥取地方裁判所検事、大正一一年二月松山地方裁判所検事、大正一二年八月高梁区裁判所検事、大正一五年二月岡山地方裁判所検事。(『人物事典』第一卷〈第三卷〉)

⑮兒玉庄藏

明治一五年八月一五日生、東京市下谷区御徒町、明治三八年七月日本大学卒業、明治四〇年一二月判事検事登用第一回試験及第、明治四〇年一二月司法官試補・名古屋地方裁判所詰、明治四二年八月鹿児島区裁判所判事、明治四三年三月鹿児島地方裁判所判事、

明治四三年一月島原区裁判所検事、明治四五年二月敦賀区裁判所検事、大正四年五月安濃津地方裁判所検事、大正六年九月土浦区裁判所検事、大正八年七月上諏訪区裁判所検事、大正九年一月新発田区裁判所検事、大正一一年七月八日市場区裁判所検事、大正一三年三月鳥取地方裁判所検事、昭和二年三月広島区裁判所検事、昭和三年六月広島控訴院検事、昭和七年一月岡山地方裁判所検事、昭和一〇年八月勅任官待遇、昭和一一年一月岐阜地方裁判所検事、昭和一二年一〇月高等官二等、釧路地方裁判所検事正。〔人物事典〕第一巻―第五巻

3 弁護士

⑩家本爲一

明治一九年九月五日生、昭和四七年一月二二日没、岡山県小田郡美星町黒忠出身、岡山市に事務所開設。明治四三年小学校高等科準教員試験合格、黒忠小学校訓導として勤務のかたわら、早稲田大校外生となり、明治三八年上京して、同大学専門部法科に編入、明治三九年専門部卒業、同大学法学部に編入、明治四〇年一月弁護士試験及第〔官報〕明治四〇・一一・二八、明治四一年三月弁護士登録、羽田智證証法律事務所（東京京橋区西豊玉河岸、明治四一年八月「日本弁護士名簿」）に入る、明治四三年早稲田大学法学部卒業。大正元年岡山弁護士会入会（注、大正三年八月「日本弁護士名簿」によると、羽田事務所在籍中）、松田武一郎事務所に入る、松

岡山における陪審裁判

田没後、大正五年独立。大正一二年・昭和一四年岡山弁護士会長、昭和一一年常議員会議長、昭和二九年岡山弁護士会長。

大養木堂主宰の国民党青年部に入り、岡山県立憲青年党の幹事となる。大正七年結成の岡山県普通選挙期成同盟会に加わり、普通選挙法の制定運動に奔走したり、小作争議の支援などに尽力する。大正一二年には、太田敏兄らと岡山県農民組合連合会の結成を提唱、小作組合と農民組合の大同団結を実現させた。また、大正一三年岡山県労働学校の開設に参画し、講師として憲法、民法を教えた。号を童牛と称し、漢詩、短歌をよくし、テニス、ゴルフ、登山、スキーなど多趣味で、岡山県山岳連盟会長を長く務めた。独身で妻子なし、性格は、磊落奔放、岡山の奇才の一人といわれた。〔岡山の弁護士〕、『岡山県歴史人物事典』

⑪岡本佐市

●慶応元年九月二八日生、昭和一七年五月二六日没、岡山市出身、明治二二年東京法学校卒業、明治二六年一月弁護士試験及第、明治二七年岡山市において弁護士開業。明治四二年、大正三年、大正一五年、昭和七年の四回、岡山弁護士会長、昭和五年、昭和一六年には常議員会議長をつとめた。

明治三一年五月岡山市議会議員に当選し、四期つとめた、明治三六年八月岡山市参事会員となり、大正六年には岡山市議会議長に就任した。また、明治四一年九月岡山市選出の県会議員となり、三期つとめた。昭和九年中国民報取締役から山陽新報社長となり、

両者の合併を推進し、昭和十一年二月に山陽新報、中国民報の両者が合同して山陽中国合同新聞社(注、昭和三年五月山陽新聞社と改称)の発足と共に初代社長に就き、岡山信用金庫理事長、岡山電気軌道(株) 監査役、備前織物(株) 監査役などもつとめた。

〔岡山の弁護士〕、『岡山県歴史人物事典』

●岡山信用組合長 備前織物(株) 監査 弁護士(綜) 七四(注、綜合所得税年額七四円納入) 岡山市弓之町 電二三三三三「閨歴」本県信三郎長男、慶応元年九月二十八日生る、明治二十二年東京法校卒業(注、東京法学校は、明治二年五月東京仏学校と合併して和仏法律学校と改称し、明治三六年八月和仏法律学校法政大学と改称、現・法政大学、明治二十六年二月第一期弁護士試験合格現地に開業、曩に山陽新報、山陽中国合同新聞各社長たり 宗教日蓮宗 趣味 碁「家庭」妻よめ子(慶応元) 長野県小山太郎姉、長男信一(明二七) 市会議員、同妻千代(明三三)、長女芳子(明三四)は東京府平出貞三に、次女壽子(明二六)は大阪府奥戸大藏に各嫁す「参照」岡本信一。〔昭和人名辞典〕第三卷

⑱波多野隆助

●明治十二年三月一五日生、昭和二十七年二月一八日没、兵庫県丹波出身、岡山市に事務所開設。明治三四年明治法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用第一回試験及第〔官報〕明治三四・一一・二六、大正八年岡山区裁判所検事、大正十二年八月一七日岡山地方裁判所検事兼岡山区裁判所検事の時、大審院検事に補さ

れ〔官報〕大正二二・八・二二、大正二十二年八月二日退職を命ぜられた〔官報〕大正二二・八・三三、大正二十二年九月岡山弁護士会入会(注、大正二十二年九月三日弁護士登録〔官報〕大正二二・九・二二)、昭和六年岡山弁護士会長。〔岡山の弁護士〕

●明治十二年三月一五日生、東京市麹町区元園町町↓同市同町上二番町、明治三三年一〇月関西法律学校卒業、明治三四年一月判事検事登用第一回試験及第、明治三四年一月司法官試補・和歌山区裁判所詰、明治三六年七月宮津区裁判所検事、明治三八年一月福井地方裁判所検事、明治三九年一月岐阜区裁判所検事、明治四一年六月豊橋区裁判所検事、明治四二年一月宇都宮地方裁判所検事、明治四五年二月甲府地方裁判所検事、大正二年五月前橋地方裁判所検事、大正四年七月岐阜地方裁判所検事、大正七年一月豊橋区裁判所検事、大正八年六月岡山区裁判所検事、大正九年五月岡山地方裁判所検事〔人物事典〕第二卷・第三卷。

⑲小山美登四

●明治二十一年一〇月八日生、昭和三十一年二月二〇日没、岡山県浅口郡船穂町出身、大正二年七月東京帝国大学法科大学政治学科卒業。一年志願兵として入営し、大正四年より台北、高雄、広東などで台湾銀行に勤務、大正十一年二月台湾銀行助役となる。大正二十二年二月弁護士試験及第〔官報〕大正二二・二・二七、岡山市に帰り弁護士開業(注、大正二十二年四月二日弁護士登録〔官報〕大正二二・四・二〇)、昭和十六年八月弁護士登録取消、昭和二十五年

岡山弁護士会入会。大正一五年九月県会議員選挙に際し、憲政会岡山県支部公認候補として当選、昭和四年七月普通選挙法による第一回岡山市議会議員選挙に当選。(『岡山の弁護士』)

●弁護士 (綜) 一三八 (注、綜合所得税年額一三八円納入) 岡山市上西川町 電三六五〇 「閨歴」 本県四郎二男、大正二年東大政治学科卒業、同一二年現地に開業す、曩に台湾銀行勤務、市会議員たり 宗教真言宗 趣味碁将棋柔道 「家庭」 妻祝(明二八) 小出謹一郎長女津山高女卒、長男太郎(大九) 早大卒、三女百代(大一二) 岡山高女同校研究部各卒、二男裕二(大一四) 岡山一中卒、四女千代子(昭三) 山陽高女在、五女富子(昭六)、六女八重子(昭七)、長女絹子(大六) 岡山高女卒は小林仁に、次女菊子(大八) は在新京三島剛東大卒に各嫁す。(『昭和人名辞典』第三卷)

⑳ 田村常造

●明治一三年一月一七日生、昭和五年二月二五日夜、岡山県上房郡有漢町出身、津山市に事務所開設。明治三四年七月明治法律学校卒業、明治三六年五月田村家の婿養子となる。明治三七年一月判事検事登用第一回試験及第、明治三七年一月二月司法官試験・松山地方裁判所詰、明治三九年三月大洲区裁判所検事代理、その後、今治、高知、姫路、舞鶴、神戸、和歌山、津山、各区地裁判事を経て、大正一四年四月二〇日津山区裁判所判事兼岡山地方裁判所津山支部判事るとき、広島控訴院判事に補され、翌二一日退職を命ぜられ(『官報』大正一四・四・三三)、同年五月八日岡山

岡山における陪審裁判

地方裁判所検事局において弁護士名簿簿に登録した(『官報』大正一四・六・八)。大正一四年年七月岡山弁護士会入会、昭和一四年七月登録取消(『官報』昭和一四年八月一六日)。昭和一四年七月公証人池田喜太郎の後を受けて津山市で公証人(『官報』昭和一四・七・二八)、昭和二七年三月退職。(『岡山の弁護士』)

●明治一三年一月一七日生、岡山県御津郡長田村、明治三四年七月明治法律学校卒業、明治三七年一月判事検事登用第一回試験及第、同年一月二月司法官試験・松山地方裁判所詰、明治三九年一月今治区裁判所予備判事、明治四〇年六月高知地方裁判所判事、明治四四年二月姫路区裁判所判事、大正三年一月舞鶴区裁判所判事、大正五年二月神戸地方裁判所判事、大正六年二月和歌山地方裁判所判事、大正九年一月津山区裁判所判事(『人物事典』第一卷・第二卷)。

㉑ 平尾賢治

●明治一一年一〇月二五日生、昭和三七年三月一二日没、津山市出身、津山市に事務所開設、明治三五年東京法学院(現・中央大学)卒業、明治三六年一月二月弁護士試験及第、明治三七年一月弁護士登録、岡山弁護士会入会。大正二年より津山町会議員に累選。昭和一二年三月から昭和一三年八月の間、第六代津山市議会議長。極めて如才なく、弁論に巧み、その性格は可成り複雑で、容易にその底を現さず、策略に秀でた人であった。作州の青年を率いて反国民党を標榜し、大隈伯後援会を作り、眠れるが如き地方の

政界に、時折警鐘を打ち鳴らしていた。弁護士会で甚に強いといえは、まず岡山の入江武一郎と作州の平尾といわれた。(岡山の弁護士)

●弁護士 津山市林田町三〇 電津山三二五 「閲歴」本県茂治郎長男、明治一一年一〇月二五日現地に生る、同三六年中大法科卒業高文合格、現地に開業す、曩に郡議、県議、市会議長、町会議長、町議市議たり 宗教浄土宗 趣味碁(初段) 書画 「家庭」妻仁(明二〇) 兒玉今五郎二女津山高女卒、長男精明(大一五) 津山中卒。(『昭和人名辞典』第三卷)

②②香山親雅

明治三二年九月二六日生、昭和三一年三月二〇日没、津山市出身、津山市に事務所開設。大正八年七月関西大学法律科卒業、大正一一年九月弁護士試験及第(官報)大正二・九・三〇、大正一三年一月岡山弁護士会入会(注、大正一三年一月二九日東京地方裁判所所属から岡山地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録換「官報」大正一一・二・八)。津山青年団長となり、青年を指導した。(『岡山の弁護士』)

②③佐藤三郎

明治二八年八月一五日生、昭和四四年一月二日没、岡山市出身、神戸市、岡山市に事務所を開設。岡山一中、六高をへて、東京帝国大学卒業、弁護士となり、父嘉三郎弁護士が病気で倒れたため、岡山に帰り大正九年頃から昭和五年頃まで岡山市在住、そ

の後神戸に在住。岡山弁護士会、神戸弁護士会の副会長を勤めた外、神戸家裁簡裁調停委員を勤めた。川崎重工、川崎製鉄、石川島播磨造船などの顧問をした。(『岡山の弁護士』)

②④吉田輝彦

●明治三二年七月三一日生、岡山市出身、岡山市に事務所を開設。大正一一年四月京都帝国大学法学部法律学科入学、大正一三年一二月高等試験司法科合格、大正一四年三月京都帝国大学法学部法律学科修士試験合格。昭和二年三月弁護士登録、昭和二年四月岡山弁護士会入会、昭和一三年一二月登録取消。昭和一三年一二月安濃津地方裁判所判事、昭和一六年九月魚津区裁判所判事、昭和一七年一〇月富山区裁判所判事、昭和一九年六月富山地方裁判所判事、昭和一九年一〇月金沢地方裁判所判事、昭和二〇年四月名古屋地方裁判所判事、昭和二〇年九月名古屋地方裁判所部長、昭和二二年四月弁護士登録(岡山弁護士会)、昭和二八年四月弁護士登録取消。昭和二八年四月岡山地方裁判所津山支部判事、昭和三一年七月鳥取地方裁判所米子支部長、昭和三九年七月停年退官、昭和三九年八月津山簡裁判事、同年一二月玉野簡裁判事。(『岡山の弁護士』、「司法大観」)

●明治三二年七月三一日生、岡山県上道郡富山村、大正一三年一二月高等試験司法科試験合格、大正一四年三月京都帝国大学卒業、昭和二年三月弁護士名簿登録、昭和一三年一二月安濃津地方裁判所判事。(『人物事典』第五卷)

②5 山村利幸平

●明治三十二年七月一八日生、昭和三十九年二月一三日没、岡山市出身、岡山市に事務所開設。大正十一年九月弁護士試験合格、大正十一年一月関西大学法律科専門部三年中退、同月岡山弁護士会入会、昭和二十一年・昭和三十四年岡山弁護士会長、昭和二十三年・昭和三十一年常議員会議長。(岡山の弁護士)

(注) 山村利幸平は、大正十一年九月弁護士試験及第(「官報」大正一

一・九・三〇)、大正十一年一月二〇日岡山地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した(「官報」大正一一・一一・二八)。

●弁護士 岡山市東中山下一 電二〇五八 「閲歴」本県松本芳太三男、明治三十二年七月一八日生れ、本県山村圓次郎の養子となる、関大修業、大正十一年弁護士試験合格現地に開業す 宗教 真言宗「家庭」妻國代(明三三) 養父圓次郎女 長男英雄(大七) 関大卒、長女静子(大一一)、二男民樹(昭七)。(「昭和人名辞典」第三卷)

②6 赤堀龜雄

●明治十二年二月二四日生、昭和二十二年四月一日没、岡山県勝田郡勝間田町出身、明治三十五年七月東京法学院(現・中央大学)卒業、明治三十七年一月判事検事登用試験合格、大阪地方裁判所詰・司法官試験、明治三十九年益田区裁判所予備判事、明治四

岡山における陪審裁判

〇年より、益田、三次、広島、名古屋、広島、鳥取の各区地裁の判事を歴任、岡山区地裁判事を最後に退官、昭和四年三月一日岡山市地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録(「官報」昭和四・三・九、岡山弁護士会入会)。

温厚篤実にして、人の話をよくきき、じっくり考えてから行動するタイプの人であった。物忘れの名人といわれ、時に気を使わずして人の羽織まで着て帰り、家人に笑われることもあった。(岡山の弁護士)。

●正五位勳四等 合同新聞(株)取締役 岡山県農工銀行監査 弁護士(綜)三〇五(注) 総合所得税年額三〇五円納入) 岡山市二番町二一 電四三六四 「閲歴」本県池上雅四郎弟、明治十二年二月二四日生れ、赤堀勝四郎の養子となる、同三十五年東京法学院卒業、同三十七年判事、浜田区、三次区、広島地方兼同区、名古屋区同地方、鳥取地方各裁判所判事歴補、昭和三年広島控訴院部長を経て退官、同四年県農工銀行監査に就く 宗教真宗 趣味甚謡曲「家庭」妻むつよ(明一四) 養父勝四郎長女京都一高女卒、養子昇三郎(明二六) 本県木南覺治弟東大工学部ライオン石鹼勤、二女益子(明四二) 養子昇三郎妻鳥取高女卒、同長男治(昭五)、同長女明子(昭二)、長女従子(明三八) 広島一高女卒は東京府建築家田中正義に嫁す。(「昭和人名辞典」第三卷)

●明治十二年二月二四日生、岡山県勝田郡勝間田町、明治三十五年七月東京法学院卒業、明治三十七年一月判事検事登用第一回

試験及第、明治三七年二月司法官試補・大阪地方裁判所詰、明治三九年一月益田区裁判所予備判事、明治四〇年三月浜田区裁判所判事、明治四三年三月三次区裁判所判事、明治四三年八月広島地方裁判所判事、大正六年二月名古屋区裁判所判事、大正六年八月広島地方裁判所判事、大正十一年一月鳥取地方裁判所部長、大正十二年四月岡山区裁判所監督判事、大正十三年一月地方小作官講習会講師囑託、昭和二年一月刑事局の事務を囑託。(「人物事典」第一卷～第三卷)

②7 團藤安夫

明治十一年九月一日旧松山藩士劍客として知られた團藤善善得義と静との間に出生、昭和一〇年一月五日没、高梁市出身、岡山市に事務所を開設。幼時両親を失い、更に高梁川出水の際、家財道具一切を失った。大阪に出て勉強。更に東京に出て、明治大学に籍を置いて、実質的には独学で、明治三十五年一月判事検事登用第一回試験及第〔官報〕明治三十五年一月一三日、判事に任官、その後検事として、大阪、山口、松江、長崎等をまわった。重光〔注、後に東大教授、最高裁判事となる〕出生を機に、山口地裁次席検事を最後に退官、大正三年岡山中で弁護士登録。大正十三年岡山弁護士会長、昭和四年常議員会議長。

眼光炯炯志操鞏固、武人肌、徹頭徹尾理路を追うて終始する性格であった。また、強きに刃を向け、弱きを楯で被うという姿勢を崩さず、当時岡山の一異彩たると同時に、またと得難い名弁護士

士といわれた。(「岡山の弁護士」)

(注)

山口地方裁判所検事兼山口区裁判所検事團藤安夫は、大正三年六月一日広島控訴院検事に任ぜられ〔官報〕大正三・六・一七、同月一六日退職を命ぜられた〔官報〕大正三・六・一八。團藤は、大正三年六月三〇日岡山地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正三・七・七日。

②8 栗山精一

京都府出身、明治四〇年京都帝国大学法科大学卒業、卒業後数年間雑賀その他で実業に従事し、大正二年夫人の郷里である岡山に帰って弁護士を開業した。

酒をこよなく愛したが、淫することはなかった。柔道、剣道を得意とし、ピリヤードにもかなりの腕を示し。岡山の球界では、まずトップクラスに属するものといわれていた。大家気取りがなく、若い者と胸襟を開いてよく遊び、世才にたけ、処世が極めて巧みであった。(「岡山の弁護士」)

②9 森 眞六

森眞六(徳島県)は、大正十二年一月弁護士試験(大正十二年法律第五号)に合格し〔官報〕大正三・一・七、大正十三年二月九日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した〔官報〕大正三・二・一六。事務所は、牛込区津久土町一二(昭和二年七月

「日本全国弁護士名簿」。

③古味 龜

古味龜（高知息）は、昭和三年二月二八日東京地方裁判所検事局において弁護士名簿に登録した（官報）昭和三・三二二。その事務所は、杉並区馬橋町三〇九（昭和八年八月「日本全国弁護士名簿」である）。

九 お わ り に

1 裁判長の説示が、有罪に誘導する傾向を帯びていたか否かに關しては、「説示集」（陪審説示集）および「名古屋控訴院管内説示集」に六六件収録）に収録された説示と「陪審公判上告審判例」（大審院刑事判例集）、「法律新聞」および「法律新報」に四四件収録）に登載された弁護人の上告趣意を検討する必要があるが、大審院の判断をみると、原審（第一審の陪審公判）が破毀された事件は、七例に止まる。しかし、説示が「証拠の真否及罪責の有無に關し意見を表示することを得ず」という陪審法第七七条に違反していないとしても、有罪に誘導していると感じるような内容の事例は多い。説示に対しては反論は勿論、異議の申立さえ出来ず（陪審法第七八条）、そして判決に対しても控訴は出来ない（陪審法第一〇一条）、上告しても事実誤認の主張は出来ない（陪審法第一〇三条）、弁護人が陪審公判を避けるようになるのは当然であろう。

現に、原判決が破毀された七件は、後の公判では内三件が陪審

岡山における陪審裁判

公判ではなくて通常手続で審理されているのである（その他、一件は破毀自判、一件は陪審公判、二件は現在のところ不明）。

（注1）「自昭和三年一〇月至昭和四年六月全国陪審公判結果一覧表」

（『法曹界雜誌』第七卷第一〇号・一九二九年一〇月）には、その間の陪審公判一四件の結果が収録されているが、その内二八件が上告されているので、上告率は二四・六％である。昭和三年一月から昭和一八年四月までの間に陪審公判は四八四件行われたので、右上告率の割合でこの間の上告件数を推定すると、一一九件となる。そうすると、一一九件の内七件が破毀されたのであるから、破毀率は五・八八％である。

広島控訴院管内では、陪審公判五六件に対し、上告したのは一四件（注、松山は不明）で、上告率は二五％であり、破毀は一件であるから、破毀率は七・一四％である。

（注2）陪審公判による横浜地裁昭和八年九月一二日判決（放火・懲役五年）は、上告審において説示が不公平であったとして破棄差戻となったが、大審院刑事判例集、法律新聞には登載されなかった。この事件は、差戻審の陪審公判（横浜地裁昭和九年一月一三日判決）でも有罪（懲役五年）となった（北井辰弥「横浜の陪審裁判について」、『桐蔭論叢』第一三三号、二〇〇五年二月）。

（注3）上告審において、第一審の陪審公判判決が破毀された事件で、「大審院刑事判例集」と「法律新聞」に登載されたものは、次の六

一七五（一七五）

件である。

- ①殺人窃盗被告事件・第一審広島地裁昭和三年一月三〇日判決（懲役八年）

昭和四年五月三日大審院判決は、原審が殺人と窃盗を併合罪としたの対し、観念的競合であるとして、原判決を破毀し懲役八年と自判した（「大審院刑事判例集」第八卷第六号二五九頁・「法律新聞」昭和四・九・二五）。上告審においては、弁護人は、裁判長は説示に当たり（記録上は諭告として記載）、弁護人の弁論に対し四点に亘り反駁的意見を述べたのは不法不当であると主張したが、大審院は、証拠の真否及罪責の有無に関して言及した点がないので、違法ではないとした。

- ②強盗傷人被告事件・第一審千葉地裁昭和四年六月二日判決（懲役三年六月）

昭和四年一〇月八日大審院判決は、原判決を破毀し東京地裁へ移送した（「大審院刑事判例集」第八卷第九号四六四頁、「法律新聞」昭和四・一一・三〇）。千葉地裁の陪審公判では、検事は諭告において強盗傷害のうち強盗の事實は抛棄し単なる傷害として諭告をしたが、裁判長は陪審員に対し、強盗の意思があったか否かについて詳細に説示した上で、主問として強盗傷害について諮問した。陪審員の評議の結果、「然り」の答申となり、検事は「苦笑しながら」懲役七年を求刑した（「法律新聞」昭和四・六・二〇）。判決は、懲役三年六月であったので、被告人が上告した。上告審

においては、弁護人は、裁判長が公判期日に反証提出の告知をしなかったので刑事訴訟法第三四七条に背戻すると主張し、大審院はこれを容認して原判決を破毀した。

破毀移送後の東京地裁では、被告人が陪審を辞退したので通常手続で審理し、検事の懲役七年の求刑に対し、強盗を認めず傷害と認定し罰金百円と判決した（「東京朝日新聞」昭和四・一一・二一）。

- ③殺人被告事件・第一審千葉地裁昭和四年一〇月一八日判決（懲役一二年）

昭和五年四月二三日大審院判決は、原判決を破毀し東京地裁へ移送した（「大審院刑事判例集」第九卷第四号二五七頁、「法律新聞」昭和五・七・八）。陪審公判では、被告人は当初から被害者の前額部の傷について、被告人が自白した「なた」による傷では無いと主張して、鑑定を求めていた。上告審においては、弁護人は、裁判長が説示において被告人の性質、犯罪後の情状を説示したのは違法であると主張したのを、大審院は容認して原判決を破毀した。

破毀移送後の東京地裁では、通常手続により懲役一〇年の判決があったが、被告人は控訴した。東京控訴院では、凶器を鑑定したところ、被害者の頭部の傷と符合しないことが証明され、証拠不十分で無罪となった（「東京朝日新聞」昭和七・二・一九）。

- ④放火並放火未遂被告事件・第一審名古屋地裁昭和六年四月二四日

判決（懲役五年）

昭和六年一月二日大審院判決は、原判決を破毀し差戻した〔大審院刑事判例集〕第一〇卷第一〇号五一七頁、「法律新聞」昭和六・一二・二〇。大審院は、裁判長が第一次弁論の終結後、公判準備手続において被告人のなした供述の要領を説示するには、その弁論終結前にその供述を録取した公判準備調書を書証として公判廷に顕出し、これを被告人に読聞けその意見反証を求める必要があるが、これをしなかつたのは違法であるとして、原判決を破毀した。

⑤放火被告事件・第一審甲府地裁昭和八年一月三十一日判決（懲役六年）

昭和九年三月一〇日判決大審院は、原判決を破毀し差戻した〔大審院刑事判例集〕第一三卷第三号二五四頁、「法律新聞」昭和九・六・三〇。大審院は、公判準備手続においてなした検証の結果は、公判廷において適法に証拠調べ手続を経ない限り、裁判長の説示中に包含させることはできないとして、原判決は破毀された。破毀差戻後の甲府地裁では、通常手続により検証調書の証拠調べが行われ有罪となつた（東京弁護士会『陪審裁判―旧陪審の証言と今後の課題―』、ぎょうせい・一九二二年二月。一二三―一二四頁）。

⑥殺人事件・第一審大津地裁昭和二年八月九日判決（懲役一〇年）

岡山における陪審裁判

昭和十三年一月二四日大審院判決は、原判決を破毀し京都地裁に移送した〔大審院刑事判例集〕第一七卷第一号一頁、「法律新聞」昭和一三・三・三〇。弁護人は、陪審員の犯罪事実認定には誤認があるが、これを上告理由と出来ないのは遺憾であるとして、裁判長の証拠説示の違法を上告理由とした。すなわち、自殺と断定すべき証拠があるにも拘わらず、裁判長は被告に不利な証拠のみを採って、陪審員に説示したのは、陪審法の精神に違反すると主張した。大審院は、これを容れて原判決を破毀移送した。

2 本稿は、平成二一（二〇〇九）年二月二日（午後一時～三時三〇分）、広島修道大学図書館会議室において開催された、「広島修道大学『明治期の法と裁判』研究会」第六回研究会において、増田修が報告した「岡山における陪審裁判―山陽新報・中国民報の報道を中心に見る陪審裁判―」の原稿を大幅に増補したものである。この研究会には、廣田聰広島高等裁判所判事、木野秀器広島高等検察庁総務部長検事、河合文恵広島地方検察庁総務部長検事、草野芳郎学習院大学法学部教授、修道大学教員、本研究會会員など十数名が参加し、質疑応答・意見交換が行われた。

なお、この研究会では、加藤高による「違式註違（いしき・かい）条例」、および矢野達雄による「北洲舎で学んだ松山藩出身の代言人について」と題する研究発表、ならびに紺谷浩司による「平

成二一(二〇〇九)年の裁判所・検察庁などにおける調査状況」に関する報告も行われた。

(注1) 本稿は、増田が編集した。本稿における意見にわたる部分は、個人的見解であり、本稿における文責はすべて増田が負うものである。資料の調査、ファイルの作成は、次の通り加藤、紺谷、矢野の協力によるものである。

「一 はじめに」、「二 岡山における陪審公判一覧表」、「四 陪審示集・問書集による事件の紹介」、「六 上告審判決」(なお、⑤放火未遂上告事件昭和四年六月一三日判決は、矢野も「法律新聞」の分についてファイルを作成した)、「七 陪審裁判に対する判検事・弁護士感想」、「八 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴」、「九 おわりに」は、増田が調査してファイルを作成し編集した。

「三 陪審公判始末簿から見た陪審裁判」は、増田と紺谷が陪審公判始末簿、第一審刑事判公判始末簿などをデジタルカメラで撮影し、ファイルは増田が作成した。

「五 新聞報道に見る陪審公判」の新聞報道は、増田が加藤の協力を得て、岡山県立記録資料館において収集した。そして、「中国民報」は、紺谷がファイルを作成した。「山陽新報」は、矢野が「裁判員制度と陪審法」と題するゼミの学生にファイルの入力を演習課題として割当てた。学生達は、初めて見る旧漢字、旧仮名遣

いに戸惑いながらも入力に務め、ファイルを提出した。その努力に感謝するものである。入力した学生の氏名は、次の通りである(敬称省略)。木村裕太、節家美貴、寺田安孝、片平有紀、岡篤志、畑田直樹、林賢治、楠裕司、沖村季映、田中智也、大原貴史、田中宏隆、西勇紀、大野純嗣、吉兼征、工藤聰、多田(改姓して広谷)尚也、中川大輔。

(注2) 本研究会において調査した、岡山地方裁判所に保存されている陪審公判始末簿などの刑事関係の記録・帳簿は、広島高等裁判所総務課、岡山地方裁判所総務課を初めとする関係各位の御理解のもとに御高配を頂き、岡山地方裁判所刑事訟廷管理官、刑事訟廷記録係の職員の皆さんが、貴重な時間を割いて探し出して整理・提供された。ここに深甚の謝意を表するものである。